

第2編 行財政

第1章 総合計画

第1節 新市建設計画

1 新市建設計画の策定過程

新市建設計画は、合併特例法第3条第1項及び第5条の規定に基づいて策定するもので、西条市、東予市、丹原町及び小松町が合併して新市を建設していくための基本方針や、その方針を実現していくための主要施策、公共施設の統合整備の方針及び財政計画を記している。

2市2町では、法定合併協議会を2002（平成14）年10月1日に設置し、新市建設計画については、第1回協議会において、新市建設計画策定小委員会を設置して検討することを確認し、その後14回の小委員会を開催している。2003（平成15）年10月24日の第12回協議会において、小委員会の検討結果を報告し、12月25日の第14回協議会において、最終案を確認した。その後、2004（平成16）年1月7日の県からの回答を踏まえ、同月23日の第15回協議会において、新市建設計画を決定した。

なお、策定に当たっては、次の6点に特に留意した。

- ① 住民福祉を向上する。
- ② 新市の建設を総合的かつ効率的に推進する。
- ③ 新市の一体性の速やかな確立を図る。
- ④ 新市の均衡ある発展に資する。
- ⑤ 健全な財政運営の確保に努める。
- ⑥ 地域の特性、バランス等を考慮する。

2 新市建設計画の概要

計画期間は、2005（平成17）年度から2014（平成26）年度までの10年間である。また、将来都市像については、「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」とした。なお、新市の施策については、次の六つの柱に沿って整理している。

- ① 健康で幸せな暮らしの実現
- ② 自然環境豊かな地域の形成
- ③ 安心して快適に暮らせる生活基盤の整備
- ④ 豊かな心を育てる教育・文化の創造
- ⑤ 活力ある産業の育成
- ⑥ まちづくりをすすめるために

これら新市の将来像及び六つの施策の柱は、前述の新市将来構想をそのまま引き継いだものである。

公共施設の統合整備については、地域特性、公共施設の整備状況、住民の意向、地域全体のバ

ランス等に配慮して進めるとしている。

財政計画については、歳入にあっては合併算定替制度の適用、合併特例債、合併市町村補助金等を見込んだものとなっており、歳出にあっては、特別職や議員の減員に伴う経費の減少のほか、退職者の補充を2分の1程度に抑制すると想定して人件費を推計している。

3 新市建設計画の延長・変更

合併後、合併特例法の延長等に伴い2度にわたって新市建設計画の延長・変更を行った。

最初の延長は合併から10年が経過した2014（平成26）年12月に行い、計画期間を2019（令和元）年度までの15年間に延長した。

新市の施策については、「安心して快適に暮らせる生活基盤の整備」の中で、「防災体制の強化」に関して「地域防災力の強化」（自主防災組織の育成等）を追加した。また、「活力ある産業の育成」の中で、「新しい産業の育成」を「新しい産業の育成と雇用環境の確保」に変更し、「雇用環境確保の推進」を加えた。

2度目の延長は、1度目の延長から5年を経た2019（令和元）年12月に行い、計画期間を2024（令和6）年度までの20年間に延長した。

新市の施策については、「自然環境豊かな地域の形成」のうち「自然環境の保全」に関して、「小動物の保護・棲息環境保全の推進」を「野生動植物の保護・生息環境保全の推進」に変更した。また、「豊かな心を育てる教育・文化の創造」のうち「旧鷹丸体育館の活用」に関しては、西条市民公園としての再整備が完了したことから削除した。

第2節 総合計画

1 第1期西条市総合計画（前期・後期）

（1）総合計画の位置付けと策定経過

総合計画は、地域の将来像を描き、持続可能な発展を目指すための基本的な計画で、本市では最上位計画として位置付けている。また、総合計画には、地域の特性や課題を踏まえた上で、住民の生活向上や地域経済の活性化を図るための総合的・長期的な施策を盛り込んでおり、合併から約1年5か月を経た2006（平成18）年3月に第1期西条市総合計画を策定した。

当時、総合計画の基本構想は、地方自治法において、議会の議決を経て策定することが義務付けられていた。そのため、基本構想案を総合計画審議会へ諮問（同年2月14日）し、同審議会の答申（同月21日）の後、同年第2回3月定例会に議案を提出し、可決された。なお、答申では、本計画に基づく進捗状況の積極的な報告に努めることなどの意見が付された。

本計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層で構成している。まちづくりの基本方針と施策の大綱を基本構想で明らかにし、それを実施するための施策の体系を整理して基本計画で示し、その施策を具体化した3か年の事業内容を実施計画でまとめている。また、計画期間は2006（平成18）年度から2015（平成27）年度までの10年間とし、基本計画は5年後に見直しを行い、

実施計画は毎年度3年分の見直しを行うローリング方式とした。

なお、策定に際しては、合併後のまちづくりの方向性を示した新市将来構想及び新市建設計画との整合性を考慮し、将来都市像をそのまま引き継ぐとともに、内容についてはその後の情勢の変化、市民の意見等を踏まえたものとした。

(2) 基本構想

将来都市像については、新市建設計画を引き継ぐ形で「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」を掲げた。目標年次の2015（平成27）年度における目標人口は、就業機会の拡大や定住促進により12万人を目指すこととした。また、施策の大綱についても、ほぼ新市建設計画に沿う形で、次の体系にまとめている。

① 健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり	高齢者福祉の充実／地域福祉の充実／健康な生活の支援／子育て環境の充実
② 豊かな自然環境を実感できるまちづくり	自然環境の保全／生活環境の整備／環境資源を活かした地域づくり
③ 安心して快適な生活空間を実感できるまちづくり	交通体系の整備／都市基盤の整備／防災体制と消防・救急体制の強化／地域情報化の推進
④ 豊かな心を育む教育・文化を実感できるまちづくり	学校教育の充実／人材教育・活用の充実／地域文化の継承・振興／歴史文化の保全・活用／生涯学習の充実／スポーツ・レクリエーションの振興／人権・同和教育の推進
⑤ 産業の活力を実感できるまちづくり	農業／林業／水産業／工業／商業／情報活用による産業支援／新規産業／集客産業／人材育成
上記構想の実現に向けた行政経営のポイント	①経営感覚のある行財政運営の実践、②市民参画・情報公開の推進、③コミュニティ活動の促進、④市民活動の拡充、⑤広域連携の推進

(3) 基本計画（前期）

前期基本計画では、それぞれの施策ごとに現況と課題を整理し、より具体的な施策の方向性を明らかにするとともに、主要事業を列挙している。例えば高齢者福祉の充実については、本市の高齢化率が国や県の平均よりも高いこと、なかでも後期高齢者の比率が高まっていることを課題とし、高齢者の生きがいづくり、介護予防の推進及び要介護者のニーズに応じた介護サービスの充実をポイントとして示している。そして、主要事業として、地域生活支援事業、家族介護支援事業、居宅介護支援事業等を挙げている。

(4) 基本計画（後期）

前期基本計画の計画期間が2010（平成22）年度で終了することから、2011（平成23）年3月に後期基本計画を策定した。施策ごとに前期基本計画の5年間における実績と課題を明記していることが、後期基本計画の大きな特徴である。施策の柱ごとに前期基本計画（平成18～22年度）における主な実績を列挙すると、次のとおりである。

① 健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり	地域包括支援センターを設立し地域支援事業を推進／5か所の公共施設にオストメイト対応のトイレを整備／就学前の乳幼児医療費の完全無料化を実現／西条ファミリーサポートセンターを開設
------------------------	---

② 豊かな自然環境を実感できるまちづくり	河原津海岸でのカプトガニ幼生発見件数が大幅に増加／市ホームページ上に「水の歴史館」を開設して情報発信／住宅用太陽光発電設備設置に対する補助制度を継続実施
③ 安心して快適な生活空間を実感できるまちづくり	J R伊予西条駅から総合福祉センターまでのエリアで市街地再開発を実施／東予港が全国重点港湾に選定／東部地区上水道（統合簡水）整備事業及び東予地区上水道第一次拡張事業を完了／西条浄化センターの水処理施設（機械・電気設備）を1池増設／屋内運動施設「ビバ・スポルティアSAIJO」が完成／自主防災組織結成率が22.4%から69.2%に大きく向上／ベトナム・フエ市と交流／小中学校のパソコン教室の機器を更新
④ 豊かな心をはぐくむ教育・文化を実感できるまちづくり	12歳教育の一環で子ども防災サミットを開催／4地域の団体が統合し西条市文化協会を設立／四国鉄道文化館の開設に合わせて十河信二記念館を整備／西条図書館と丹原図書館を整備／次世代育成支援スポーツ事業を実施／スポーツコミュニティセンターを整備／カウンセラー養成講座を開催
⑤ 産業の活力を実感できるまちづくり	6次産業化の拠点施設として「食の創造館」がオープン／間伐材を利用した木製ダムを22基設置／河原津漁港の整備事業が完了／中心市街地活性化基本計画の認定を受け事業を展開／プレミアム付き商品券「石鎚藩札」を販売／産業情報支援センターがJANBOアワーズ2007新事業創出大賞を受賞／市内のうちぬきを巡る水めぐりツアーを開始
⑥ 基本構想の実現に向けて	まち美化パートナー制度を推進／新たに8自治会が結成／国際交流イベントの参加人数が大幅増加／15施設で指定管理者制度を導入／合併時と比較して職員数を230人削減／京都大学などと教育・研究交流協定を締結

施策の体系については、「豊かな心をはぐくむ教育・文化を実感できるまちづくり」に含めていた「人材教育・活用の充実」を、「基本構想の実現に向けて」に含めるよう変更し「交流と連携による地域づくり」とする等、若干の再構成を行った。

2 第2期西条市総合計画

(1) 策定経過

2011（平成23）年5月の地方自治法改正によって、基本構想を議会の議決により策定するという義務付け規定が外された。ただし、これは総合計画の重要性を否定する意味ではなく、地方分権改革の一環として個々の自治体の主体性を尊重する趣旨である。

本市では、引き続き中長期的な視点で計画的にまちづくりを進めていくため、第1期西条市総合計画の計画期間終了に伴って第2期西条市総合計画を策定した。

基本構想案は西条市総合計画審議会に諮問及び答申の後、議会の総合計画等検討特別委員会による審議を経て、一部修正の上、2014（平成26）年12月の本会議で採決された。

第2期西条市総合計画も、第1期西条市総合計画と同じく基本構想・基本計画・実施計画で構成しており、基本計画は5年後に見直し、実施計画は毎年度3年分を見直すローリング方式とした。計画期間は、2015（平成27）年度から2024（令和6）年度までの10年間である。

(2) 基本構想

将来都市像は、第1期西条市総合計画をそのまま受け継ぎ、「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」とした。これに加えて、まちづくりのスローガンとして「創ろう 最上のまち西条を！」という市民に呼びかけるフレーズを掲げた。

目標年次の2024（令和6）年度における人口予測は、11万2,000人を目指すこととし、施策の体系については、次のように見直した。

①	健やかに生き生きと暮らせる福祉のまちづくり	健康づくりの推進／福祉の充実／子育て環境の充実／医療体制の充実
②	豊かな自然と共生するまちづくり	自然環境の保全／水資源の保全／生活環境の整備／環境資源を活かした地域づくり／上下水道の整備
③	快適な都市基盤のまちづくり	交通体系の整備／市街地整備／港湾・河川の整備／公園・緑地の整備／住宅・宅地の整備
④	災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり	防災・減災対策の強化／防犯対策の推進／交通安全対策の推進
⑤	豊かな心を育む教育文化のまちづくり	学校教育の充実／地域文化の継承・形成／歴史文化の保全・活用／社会教育の充実／人権・同和教育の推進
⑥	活力あふれる産業振興のまちづくり	農業の振興／林業の振興／水産業の振興／企業活動の活性化（ものづくり産業の振興）／商業の振興／新規産業の創出／観光産業の創出／産業人材・雇用環境／西条の価値や魅力の向上（まちのブランド化）
	構想の実現に向けて	①協働のまちづくりの推進 ②地域コミュニティ活動の促進 ③時代の変化に対応した地域づくり ④経営感覚のある行財政運営の実践 ⑤行政情報の運用

(3) 基本計画（前期）

第2期西条市総合計画の最大の特徴は、基本計画において施策ごとに成果指標と5年後の目標値を明記し、計画の達成度合いを誰の目にも分かりやすいようにしたことである。また、第1期での主な実績も明記した。例えば、次のような実績と目標値を挙げた。

政策	実績	目標値
① 健やかに生き生きと暮らせる福祉のまちづくり	255 団体がスポーツ合宿を実施／市内に3か所の放課後等デイサービス事業所が開所／母子家庭医療費助成の対象に父子家庭も追加	各種がん検診の平均受診率を19.0%（平成25年度）から25.0%（令和元年度）へ／介護保険施設の入所待機者数を497人から300人以下へ／地域子育て支援センターを5か所から10か所へ
② 豊かな自然と共生するまちづくり	庄内地区が県の特定希少野生動植物保護区に指定／東部一般廃棄物最終処分場が竣工／東予地区上下水道の配水システムを再構築	カブトガニの幼生発見数を10匹から20匹へ／1人1日当たりごみ排出量を678gから649gへ／公共下水道処理人口普及率を53.1%から57.1%へ

③ 快適な都市基盤のまちづくり	西条駅前干拓地線、船屋王至森寺線の改良工事が完了／JR壬生川駅を中心とした市街地整備を実施／神拝地区海岸保全高潮対策の護岸改良工事が完了／宝来団地を建替え	修繕対象橋りょうの修繕進捗率を53.3%から100%へ／市民1人当たりの都市公園面積を8.08㎡から9.34㎡へ／市営住宅の耐震改修率を87.2%から91.7%へ
④ 災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり	西条市安全・安心情報お届けメールの配信を開始／全小学校・園に幼年・少年消防クラブを結成／青パト車両が市内で173台に	自主防災組織の組織率を83.5%から100%へ／消防車両更新整備数（累計）を19台から38台へ／消費生活相談件数を323件から480件へ
⑤ 豊かな心を育む教育文化のまちづくり	ウイングサポートセンターを開設／五百亀記念館をオープン／丹原、石根、大町の各公民館を整備	教育用パソコンを6.9人/台から3.6人/台へ／文化協会会員数を3,067人から3,400人へ／放課後子ども教室実施数を11教室から17教室へ
⑥ 活力あふれる産業振興のまちづくり	ほ場整備2地区竣工／ものづくり中小企業競争力強化支援制度を創設／タイへの四国産品輸出プロジェクトを実施／特産品開発に関する新たな補助制度を創設	担い手への農地集積率を32.5%から40.0%へ／立地企業数を30件から60件へ／観光客宿泊数を23万7,950人から26万1,000人へ
構想の実現に向けて	新たに13か所の集会所を整備／愛媛県市町連携推進本部に参加／市内Web-GISを導入	NPO法人数を19から30へ／自治会加入率を67.2%から70.0%へ／地域での懇談会の数を13回から28回へ

(4) 基本計画（後期）＝第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

第2期西条市総合計画は、2019（令和元）年度末で基本計画の見直し時期となったが、西条市まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直し時期と重なった。そこで、第2期西条市総合計画の後期基本計画と第2期西条市まち・ひと・しごと創生総合戦略を、一体のものとして策定することとした。

策定に際しては、まず2018（平成30）年度に、西条市自治政策研究所において人口推計と未来予想に関する調査研究を実施した。過去の国勢調査のデータ等を基に、小学校区ごとの将来推計人口を算出するとともに、福祉や教育の分野への影響を分析したものである。分析結果は、後期基本計画の内容にも反映している（自治政策研究所については、2編10章3節を参照）。

2019（令和元）年度には、無作為抽出の市民5,000人に対するまちづくり市民アンケート調査を実施し、第2期総合計画の見直しについては総合計画審議会に諮問（同年7月）し、答申（令和2年2月）を受けた。また、答申に先立って計画案への意見を募集するパブリックコメントを実施した。

こうして策定した後期基本計画では、施策ごとに市民の満足度・関心度領域マップを掲載した。これは市民アンケートの結果を基に、満足度（横軸）と関心度（縦軸）をクロスさせたものである。

また、後期基本計画においても、施策ごとに成果指標と目標値を明記した。なお、まち・ひと・しごと創生総合戦略を兼ねているため、成果指標はKPI＝重要業績評価指標と表記した。

3 第3期西条市総合計画

(1) 策定経過

第2期西条市総合計画の計画期間終了に伴い、これまで推進してきた施策や事業を評価・検証し、時代や社会の流れに沿った形で計画内容を精査し充実させ、市民や各種団体との協働・連携により、西条市の明るい未来を築くことができるよう、2025（令和7）年3月に第3期西条市総合計画を策定した。

策定に当たって、市民や市内団体のご意見を反映させるために、西条市まちづくりに関する市民アンケート調査、西条市まちづくり検討会（市民ワークショップ）の開催、高校生まちづくりアンケート調査などを実施した。

第3期西条市総合計画も、基本構想・基本計画・実施計画で構成しており、基本計画は5年後の2029（令和11）年度に見直し、実施計画は毎年度3年分を見直すローリング方式とした。計画期間は、2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年間である。

(2) 基本構想

将来都市像は、第1期、第2期から引き続き「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」とし、西条市が目指すまちの姿を表したキャッチフレーズ・ブランドメッセージとして「LOVE SA I J O まちへの愛が未来をつくる」を掲げた。目標年次の2034（令和16）年における目標人口は93,000人を設定しており、将来都市像の実現に向けた重点目標として、次の四つの重点目標を掲げた。

- ① 充実した教育が実感でき、子どもを安心して育てられるまち
- ② 心身ともに健康で、誰もが自分らしく暮らせるまち
- ③ 地域と連携して防災対策に取り組むまち
- ④ 多様な産業をはぐくみ、「しごと」を生み出す豊かなまち

また、分野ごとの施策体系については次のとおりとした。

①	健やかに生き生きと暮らせる福祉のまちづくり	子ども・子育て支援の充実／健康づくり・医療体制の充実／福祉の充実
②	豊かな自然と共生するまちづくり	自然環境の保全／水資源の保全／循環型社会・衛生活化の推進／上水道の整備／下水道の整備
③	快適な都市基盤のまちづくり	交通体系の整備／都市基盤の整備／住宅・宅地の整備
④	災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり	防災・減災対策の強化／生活安全の確保
⑤	ふるさとを愛する豊かな心を育む教育・文化のまちづくり	学校教育の充実／社会教育の充実／地域文化の振興と継承／歴史文化の保全と活用／人権・同和教育の推進
⑥	活力あふれる産業振興のまちづくり	農業の振興／林業の振興／水産業の振興／企業活動の活性化／事業創出に向けた環境づくり／観光産業の創出／産業人材・雇用環境
	構想の実現に向けて	協働によるまちづくりの推進／人口減少対策とシティプロモーションの推進／行財政運営の推進

(3) 基本計画（前期）＝西条市デジタル田園都市国家構想総合戦略

第2期西条市総合計画の後期基本計画と同様に、総合計画と総合戦略の目指す方向性が同一のものであることから、両計画を「第3期西条市総合計画（西条市デジタル田園都市国家構想総合戦略）」として一体的に策定した。

第3期総合計画においては、「2030年までに達成すべき世界共通の目標」であるSDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れ、すべての施策とSDGsのゴールとの関連性を整理した。また、計画の進捗を客観的に評価するため、第2期後期基本計画の手法を踏襲し、各分野の最終的な目標として「まちづくり指標」を設定し、個別の施策の達成度を測る指標として「成果指標（KPI）」と具体的な目標値を明記した。

第3節 まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 策定の経緯

2014（平成26）年9月、安倍晋三首相は、東京一極集中を是正し地方の活気を取り戻すためのキーワードとして地方創生を打ち出した。また、地方創生担当大臣を任命し、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げると、同年11月に、まち・ひと・しごと創生法を成立させた。国は同法に基づいて、同年12月には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定した。「ひと」（有用な人材の確保・育成、結婚・出産・育児への切れ目ない支援）と「しごと」（雇用の質・量の確保・向上）の好循環を生み出すことで、「まち」の課題を解決し、地方を活性化するという理念が、「まち・ひと・しごと創生」の言葉に込められている。

同法では市町村にも、地方版の総合戦略を策定することを求めており、本市もこれを踏まえて2015（平成27）年10月に第1期西条市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定した。

2 第1期西条市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1期西条市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、西条市人口ビジョン・西条市総合戦略で構成している。

(1) 人口ビジョン

人口ビジョンは、総人口、年齢3区分別人口の推移、自然動態・社会動態等により人口の現状を分析するとともに、人口の将来展望を明らかにしたものである。本市の人口は1985（昭和60）年に約11万6,000人とピークを迎え、以降は減少し続けているだけでなく、2010（平成22）年以降は減少幅が大きくなっている。

将来人口の推計については、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば今後も減少の一途をたどり、2060（令和42）年には7万742人と、2010（平成22）年の11万2,091人から37%減少する見通しである。本市の人口減の最大要因は、10代後半から20代前半の世代の大幅な転出超過である。そのため、雇用環境の充実や魅力的で住みやすいまちづくりを進めることで人口減少の抑制を図ることを目指し、将来展望として、2060（令和42）年の人口を9万6,430人と算出した。

(2) 総合戦略

総合戦略は、2015（平成27）年度から2019（令和元）年度までの5年計画である。総合計画との関係については、総合計画に盛り込まれた施策のうち、総合戦略は特に人口減少克服や地方創生につながる事業を抽出し、これをベースに見直しや加筆を行ったものと位置付けている。

総合戦略における施策の体系は、次のとおりである。

① 産業振興による活力あるまちづくり	総合6次産業都市の実現／企業活動の活性化／新規産業の創出／産業人材育成・雇用環境の充実／商業の振興／農林水産業の振興
② 西条ブランドを活用した魅力あるまちづくり	観光産業の創出／西条の価値や魅力の向上・発信／環境資源を活かした地域づくり／移住・交流施策の推進

③ 子育て世代に選ばれるまちづくり	子どもを産み育てる環境の充実／学校教育の充実
④ 安全・安心で暮らしやすいまちづくり	地域福祉の充実／健康づくりの推進／医療体制の充実／防災・減災対策の強化／協働のまちづくりの推進／時代の変化に対応した地域づくり

これらの中でも、とりわけ総合6次産業都市の実現をリーディング・プロジェクトとして重視している。

総合戦略においても、それぞれの施策ごとにKPIとして目標値を明らかにした。例えば総合6次産業都市の取組については、2019（令和元）年度に農産物加工工場の年間販売額11億円、地域資源貯蔵・流通施設取扱量1万t等を掲げた。

3 第2期西条市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第2期西条市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、2020（令和2）年3月、第1期西条市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間終了に伴い第2期西条市総合計画後期基本計画と一体のものとして策定した。

将来人口の推計については、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば今後も減少の一途をたどり、2045（令和27）年には7万8,307人と、2015（平成27）年の10万8,174人から約3万人減少する見通しである。本市の人口減の最大要因は、10代後半から20代前半の世代の大幅な転出超過である。そのため、市外からの移住促進やシビックプライドの醸成を通じて人口減少の抑制を図ることを目指し、将来展望として、2045（令和27）年の人口を8万5,279人と算出した。

4 西条市デジタル田園都市国家構想総合戦略

国は、デジタル技術の活用によって地方の魅力を高め持続可能な社会を目指す「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を2022（令和4）年12月に策定した。これを受け、地方においては、国の戦略に沿った新たな地方版の総合戦略を策定することが求められた。

本市においては、2025（令和7）年3月、第2期西条市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間終了に伴い、第3期西条市総合計画と西条市デジタル田園都市国家構想総合戦略を一体的に策定し、相互の連携を図りつつ、より効果的かつ効率的なまちづくりを推進することとした。

将来人口の推計については、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、将来にわたって減少傾向が続き、2050（令和32）年には7万6,692人まで減少するとされている。しかし、2020（令和2）年の国勢調査の結果が、2018（平成30）年に同研究所が公表した推計値の10万4,056人を735人上回る10万4,791人となっており、本市の取組により人口減少のスピードが緩やかになる兆しが見られた。この流れを更に確かなものとするため、移住促進や子育て支援などの施策を一層強化し、将来展望として、2050（令和32）年の人口を8万29人と算出した。

第4節 その他

1 地域再生計画

(1) 制度の概要

地域再生計画は、2005（平成17）年に制定された地域再生法に基づいて、地方公共団体が地域活力再生のために作成する計画であり、内閣総理大臣が認定すると、支援措置を受けることができる。

2014（平成26）年以降は、地方創生の流れに呼応し、支援措置が強化された。認定計画に対する支援メニューには、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（旧：デジタル田園都市国家構想交付金等）、企業版ふるさと納税、地域再生支援利子補給金、商店街活性化促進事業、生涯活躍のまち形成事業、地域住宅団地再生事業など様々なものがある。

(2) 西条市の地域再生計画

本市がこれまでに認定を受けた地域再生計画は次のとおりである。

図表2-1-1 西条市の地域再生計画一覧

No	計画名	形態	回	認定年月日	計画期間	現状
1	西条市カプトガニ天国再生計画	単独	2	H17.11.22	H17 ～21年度	計画終了
2	「西条市食品加工流通コンビナート構想」 推進計画	単独	4	H18.7.3	認定日 ～H22年度	計画終了
3	西条市カプトガニ天国再生計画（第二期）	単独	15	H22.3.23	H22 ～26年度	計画終了
4	四国経済を牽引する「総合6次産業都市」 推進計画	単独	30	H27.1.22	認定日 ～H31年度	計画終了
5	更なる高みへ！自転車新文化の推進による愛媛の 地方創生実現化事業	広域連携 *1	39	H28.8.30	認定日 ～R2年度	計画終了
6	地域産業資源を活用した競争力強化・新産業創出 プロジェクト	単独	40	H28.12.13	認定日 ～H30年度	計画終了
7	石鎚山系の魅力発信及び持続可能な資源とする 事業	広域連携 *2	40	H28.12.13	認定日 ～R2年度	計画終了
8	ソーシャル・イノベーション創出に向けた新たな 起業家誘致プロジェクト	単独	43	H29.5.30	認定日 ～R1年度	計画終了
9	海拔0mから1,982mの雄大な自然環境フィールド を活用したアウトドア活動促進による地域活性化 計画	単独	47	H30.3.30	認定日 ～R4年度	計画終了
10	稼ぐ力を創出するスポーツと文化による地域活性化 事業	広域連携 *1	47	H30.3.30	認定日 ～R4年度	計画終了
11	四国西部エリア戦略観光サービス創出事業	広域連携 *2	49	H30.8.31	認定日 ～R4年度	計画終了

12	愛媛の求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」を活用した雇用・移住マッチング促進事業	広域連携 *3	51	H31.3.29	認定日 ~R4年度	計画終了
13	関係人口を起点とした転職・起業等の新たな人生チャレンジを応援計画	単独	55	R2.3.30	認定日 ~R6年度	計画終了
14	西条市まち・ひと・しごと創生推進計画	単独	56	R2.7.3	認定日 ~R6年度	計画終了
15	関係人口を起点とした転職・起業等の新たな人生チャレンジを応援する拠点複合施設整備計画	単独	59	R3.3.30	認定日 ~R7年度	
16	LOVE SAIJOポイントを介して「ヒト」と「活動」が好循環するまち西条創生計画	単独	61	R3.8.20	認定日 ~R5年度	計画終了
17	デジタル人材の教育・育成・誘致と産業のDXによる本県産業の稼ぐ力強化プロジェクト	広域連携 *1	63	R4.3.30	認定日 ~R6年度	計画終了
18	デジタルプラットフォーム構築によるライフスタイル型地域観光・滞在スタイル創出事業	広域連携 *2	68	R5.8.17	認定日 ~R7年度	
19	西条市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	単独	73	R7.3.31	認定日 ~R11年度	
20	第2期西条市まち・ひと・しごと創生推進計画	単独	73	R7.3.31	R7 ~R11年度	

資料：政策企画課

*1 愛媛県及び県内20市町

*2 西条市、久万高原町、いの町、大川村

*3 愛媛県、西条市、今治市、宇和島市、大洲市、西予市

第2章 組織機構

第1節 組織機構改革の推移

1 行政機構の変遷

合併協定書において、新市の事務所は「新庁舎建設までの間、現在の西条市役所とする」と定めており、事務方式については「当分の間、総合支所方式とする」とした。

総合支所方式とは、管理部門や議会を除き、合併前の各市役所・町役場の行政機能をそのまま維持する方式である。この方式により、市民は以前と変わらず身近な場所で総合的な行政サービスを受けることができるため、合併による混乱を避けることができた。一方で、合併の目的の一つでもある行政の効率化を、市民サービスの質を維持しながらどう進めていくかが今後の課題となった。

合併後、これまでの間、新しい行政ニーズや国の制度変更などに合わせて毎年のように組織機構の見直しを行っている。その変遷は図表2-2-1のとおりである。

図表2-2-1 組織機構の変遷

年月	項目	内容	備考
H18.4	市民安全部の新設	「 市民安全部 」を新設 市民安全部に「 危機管理課 」と「 災害復旧対策室 」を設置	市民安全部（H21.4、統合） 災害復旧対策室（H19.4、改称）
	施設管理局の新設	「 施設管理局 」を新設 施設管理局に「 施設管理課 」を設置	施設管理局（H24.4、統合） （H21.4一部を財務部に移管）
	産業政策（創造）の拠点としての体制強化	商工振興課を「 産業振興課 」に改称し、「 産業政策係 」及び「 ふるさと産品係 」を新設	産業振興課（H22.4、改称）
	スポーツによる健康づくりの推進体制の強化	保健福祉部に「 スポーツ健康課 」を新設 （教育委員会体育振興課を廃止し市民スポーツに関する業務を移管）	
	保険年金課業務の移管	「 国保医療課 」を設置し、国保・医療関係業務を移管。 年金業務は市民課に移管（保険年金課を廃止）	
	河川業務の統轄部門の強化	建設部に「 河川課 」を新設	河川課（H25.7、統合）
	支所業務の本庁集約	保健業務、下水道工務関係業務、港湾管理業務等を本庁集約	
H19.4	会計管理者の設置	「 会計管理者 」の配置（収入役の廃止）	
	国体準備室の新設	保健福祉部に「 国体準備室 」を新設	国体準備室（H23.4、改称）
	各総合支所における課、係の統廃合	・各総合支所の福祉課と市民生活課を「 市民福祉課 」に統合 ・東予総合支所の建設課、下水道課及び水道課を「 建設管理課 」に統合 ・丹原総合支所及び小松総合支所の建設課と水道課を「 建設管理課 」に統合 ・各総合支所の地域振興係を総務調整係に統合（税務、福祉、市民生活、建設関係係の統合）	市民福祉課（～現在、R4.8一部廃止） 建設管理課（R4.8、一部係へ格下げ）
	名称変更	・工事検査室を「 工事検査課 」に改称 ・災害復旧対策室を「 災害予防課 」に改称	工事検査課（R2.4、係へ格下げ） 災害予防課（H21.3、廃止）

H21.4	林業政策部門の強化	農林水産部に「 林業課 」を設置	林業課 (H27.4、改称)
	特定行政庁への移行	建設部に「 建築審査課 」を設置	
	市民課及び市民相談業務の移管	市民課、市民相談業務を「 市民生活課 」を設置し、生活環境部から総務部に移管	市民生活課 (R4.4、改称)
H22.4	産業経済部の設置	・「 産業経済部 」を設置 (企画経済部の経済部門を移管) ・同部に「 商工労政課 」と「 ものづくり支援課 」を設置 (産業振興課を廃止)	商工労政課 (H25.7、再編) ものづくり支援課 (H25.7、再編)
	財政部門と企画部門の統合	「 財務企画部 」を設置	財務企画部 (H23.4、再編)
	保健福祉部の体制強化	・保健福祉部に「 地域医療課 」を設置	地域医療課 (H26.4、再編)
H23.4	企画情報部の設置	・「 企画情報部 」を設置 (財務企画部を廃止) ・同部に「 戦略企画課 」と「 行政改革推進課 」を設置	企画情報部 (H31.4、再編) 戦略企画課 (H25.7、再編) 行政改革推進課 (H29.4、行政管理課へ統合)
	ブランド戦略課の設置	農林水産部に「 ブランド戦略課 」を設置	ブランド戦略課 (H25.7、産業政策課へ移管)
	庁舎建設室の設置	総務部に「 庁舎建設室 」を設置	庁舎建設室 (H26.4、施設管理課へ統合)
	国体推進課の設置	・保健福祉部に「 国体推進課 」を設置 (国体準備室から)	国体推進課 (H30.3、廃止)
H25.7	市民安全部の設置	・「 市民安全部 」を設置 ・同部に危機管理課と市民生活課を設置 ・「 危機管理課西部分室 」を設置	市民安全部 (H29.4、統合) 危機管理課西部分室 (H29.4、統合)
	施設管理部の設置	・「 施設管理部 」を設置 (新庁舎整備に係る業務も所管) ・同部に施設管理課と庁舎建設室を設置	施設管理部 (H29.4、統合)
	企画情報部の再編	・企画情報部を「 総合政策課 」、「 広報広聴課 」、「行政改革推進課」に再編 (戦略企画課を改編)	総合政策課 (H29.4、再編) 広報広聴課 (H29.4、改称)
	産業経済部の再編	・産業経済部の商工労政課、ものづくり支援課を「 商工振興課 」と「 産業政策課 」に再編 ・同部の観光振興課を「 観光物産課 」に改編	商工振興課、産業政策課 (H27.4、産業振興課に統合) 観光物産課 (H29.4、再編)
	農業土木課西部分室の設置	農林水産部に「 農業土木課西部分室 」を設置	農業土木課西部分室 (H27.4、改称)
	港湾課と河川課の統合	港湾課と河川課を「 港湾河川課 」に統合	
	教委西部分室の設置	教委東予分室、丹原分室、小松分室を「 教委西部分室 」に統合	教委西部分室 (R3.4、統合)
H26.4	流動的執務体制の構築による事務の効率化	・健康増進課と地域医療課を「 健康医療推進課 」に統合	
H27.4	「地域創生室」の設置	企画情報部に「 地域創生室 」を設置	地域創生室 (R3.4、課へ格上げ)
	少子化対策・子育て支援業務体制の強化	女性児童福祉課を「 子育て支援課 」に改称	
	産業経済部の再編	商工振興課と産業政策課を「 産業振興課 」に統合	
	林業及び木材振興施策推進体制の強化	・林業課を「 林業振興課 」に改称 (林道関係業務を農業土木課へ移管) ・農業土木課及び農業土木課西部分室を「 農林土木課 」「 農林土木課西部分室 」に改称	農林土木課西部分室 (R4.4、改称)
H28.4	「債権管理対策室」の新設	納税課債権管理対策係を「 債権管理対策室 」に格上げ	債権管理対策室 (R3.4、徴収課に統合)

H29.4	経営戦略部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・「経営戦略部」を設置（市長特命調査研究業務を追加） ・同部に「政策秘書課」、「シティプロモーション推進課」、「危機管理課」を設置 ・危機管理部門に「危機管理監」を配置（市民安全部の廃止） 	政策秘書課（H31.4、改称）
	企画情報部の再編	<ul style="list-style-type: none"> ・企画情報部を「地域振興課」、「地域創生室」、「ICT推進課」、「市民協働推進課」に再編 ・地域振興課で、スマートタウンの構築、地域自治組織、ふるさと納税業務を所管 	地域振興課（R4.4、改称）
	市民環境部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境部を「市民環境部」に改称 ・「環境衛生課」、「市民生活課」、「国保医療課」に再編 	市民環境部（H31.4、再編）
	上下水道部の設置	「 上下水道部 」を設置（料金体系の見直し、公共下水道事業等の地方公営企業会計への移行等）	上下水道部（H31.4、再編）
	産業経済部の再編	同部を「 産業振興課 」、「 産品価値創造課 」、「 観光振興課 」に再編	産品価値創造課（H31.4、改称）
	行政管理課の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部に「行政管理課」を設置し、行政改革推進課業務を移管 ・同課に「コンプライアンス推進係」を設置 	行政管理課（R4.4、総務課に統合）
H31.4	政策推進のための体制強化	経営戦略部内に「 政策企画課 」を設置（総合企画・調整部門を集約）	
	福祉部門の再編	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部を「福祉部」と「こども健康部」に再編 ・福祉部高齢介護課を「長寿介護課」と「包括支援課」に再編 ・こども健康部に「保育・幼稚園課」を設置 	長寿介護課（R6.4、再編） 包括支援課（R6.4、再編）
	市民生活部門の再編	<ul style="list-style-type: none"> ・「移住推進課」を設置（移住定住に特化） ・「市民協働推進課」の拡充（地域自治組織の設置） ・人権教育部門と人権対策部門を「人権擁護課」に統合 	
	環境部門と上下水道部門の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・市民環境部の環境部門と上下水道部を「環境部」に統合 ・環境衛生課を「環境課」と「衛生課」に再編 	
	名称変更等	産品価値創造課を「 産品販路開拓課 」に名称変更	産品販路開拓課（R2.4、産業振興課に統合）
R3.4	公共施設の再編整備加速化のための体制強化	政策企画課公共施設マネジメント推進係を「 公共施設マネジメント推進室 」に格上げ	公共マネジメント対策室（R5.4、施設管理課へ統合）
	環境保全を推進するための体制整備	環境課を「 環境政策課 」に改編（新条例の制定による地下水保全、ごみの減量化、新エネルギー等設備の導入支援など環境保全の取組強化）	
	今日的な行政課題に迅速かつ柔軟に対応するための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生課の一部を「衛生施設課」に分割 ・臨時的組織「新型コロナワクチン接種対策室」を設置 	新型コロナワクチン対策室（R5.4、健康医療推進課に統合）
	簡素で効率的な組織体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会西部分室を廃止し本庁集約化（市指定学校の変更に関する業務は、東予総合支所総務課） ・政策企画課地域創生室を「地域創生課」に格上げ ・納税課を「徴収課」に改称した上で、納税課債権管理対策室を「債権管理対策係」として配置 	地域創生課（R4.4、政策企画課へ統合）
R4.4	西条市SDGs未来都市の実現に向けた体制整備	政策企画課SDGs推進係を「 SDGs推進室 」に格上げ	SDGs推進室（R5.4、統合）
	行政のDXを加速するための体制整備	政策企画課デジタル化推進係を「 デジタル戦略課 」に格上げ	デジタル戦略課（R5.4、統合）

	市史編さん体制の整備	総務部に「市史編さん室」を設置	
	工事における施工体制の強化、コスト縮減、品質確保に取り組む体制整備	建設部内に「技術管理室」を設置（技術職員育成による技術力向上）	
	教育に関する諸課題に積極的に取り組むための体制見直し	教育委員会管理部と指導部を「教育委員会事務局」に統合	
	その他の改編（簡素で効率的な組織体制の整備等）	・地域振興課を「くらし支援課」に改称し、市民生活課生活相談係を移管 ・市民生活課は「市民課」に改称 ・農林土木課西部分室を「農業基盤整備課」に改称	
R4.8	持続可能な行政運営を展開するための本庁方式への移行	・東予総合支所を「西部支所」に再編（機能を維持するとともにサービスセンターを包括、西部支所の各課は本庁各部の直轄とする） ・丹原総合支所、小松総合支所については、「丹原サービスセンター」、「小松サービスセンター」に再編（各種証明書等の発行など主として窓口部門の業務）	
R5.4	「持続可能都市西条2050」の実現に向けた取組を推進するための体制整備	SDGs推進室とデジタル戦略課を「未来共創課」に統合	
	その他の改編	・都市計画整備課を「都市計画管理課」に改称、都市整備係を廃止し、公園緑地係を「都市施設管理係」 ・産業建設課商工観光係を廃止（小松まちづくり開発センターの廃止）、産業建設課を「農林建設課」に改称	都市計画管理課（R6.4、改称）
R6.4	学校規模の適正化等より良い教育環境の実現に向けた体制整備	「学校政策課」を設置	
	効率的・効果的な事務執行体制の整備	・市民税課と資産税課を「課税課」に統合 ・社会福祉課、長寿介護課を「生活福祉課」「地域福祉課」「介護保険課」に再編。介護保険課は、包括支援課を統合	
	その他の改編	・都市計画管理課を「都市計画課」に改称	

資料：職員課(人事異動について)

2 機構図

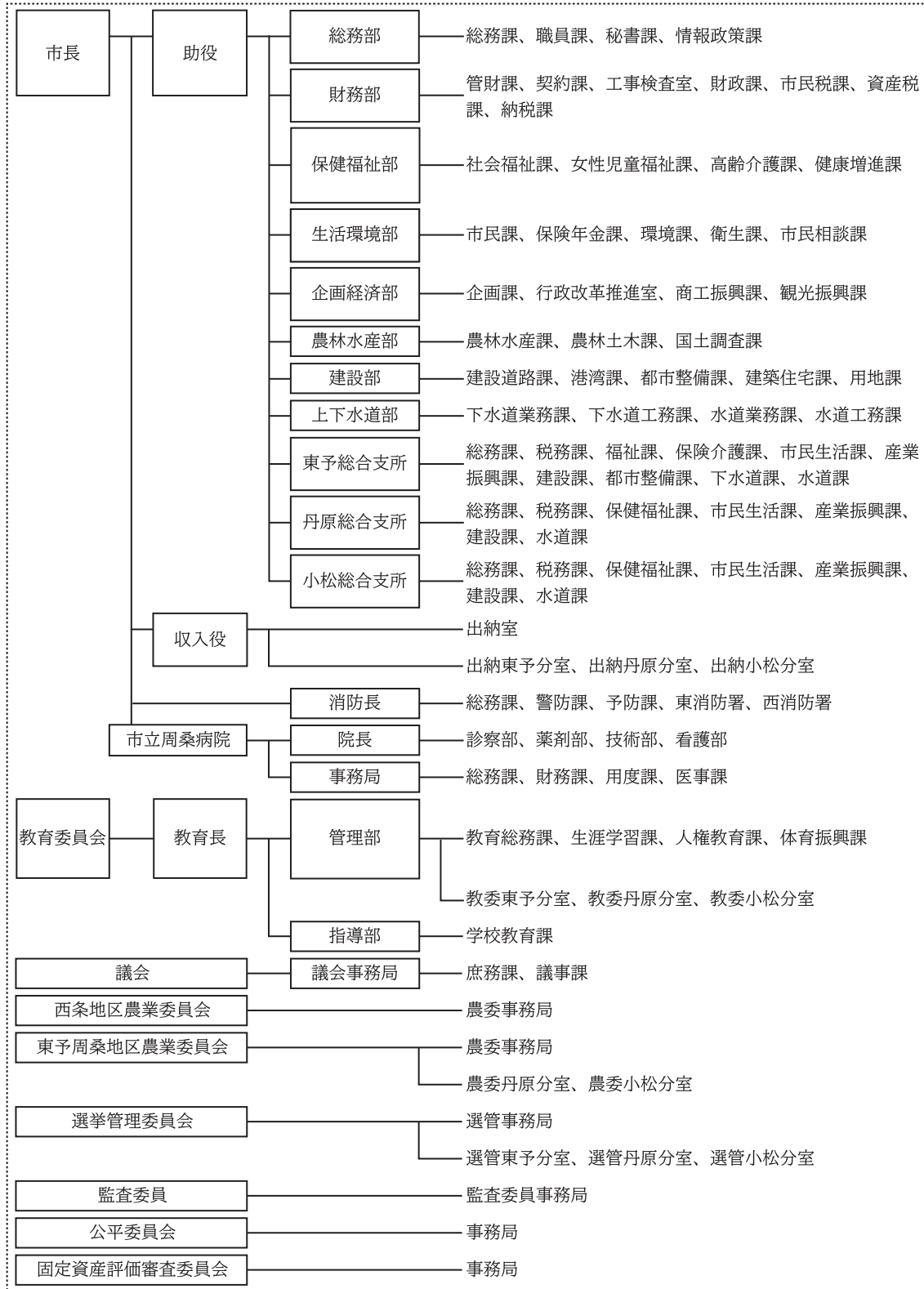
合併協定書に基づき、2004（平成16）年11月の新市スタート時の組織機構は、本庁だけでなく、3か所の総合支所にも次のように課を置くものとなった（図表2-2-2）。

- ・東予総合支所…総務課、税務課、福祉課、保健介護課、市民生活課、産業振興課、建設課、都市整備課、下水道課、水道課
- ・丹原総合支所・小松総合支所…総務課、税務課、保健福祉課、市民生活課、産業振興課、建設課、水道課

市長部局は、総務部、財務部、保健福祉部、生活環境部、企画経済部、農林水産部、建設部、上下水道部の8部制であった。

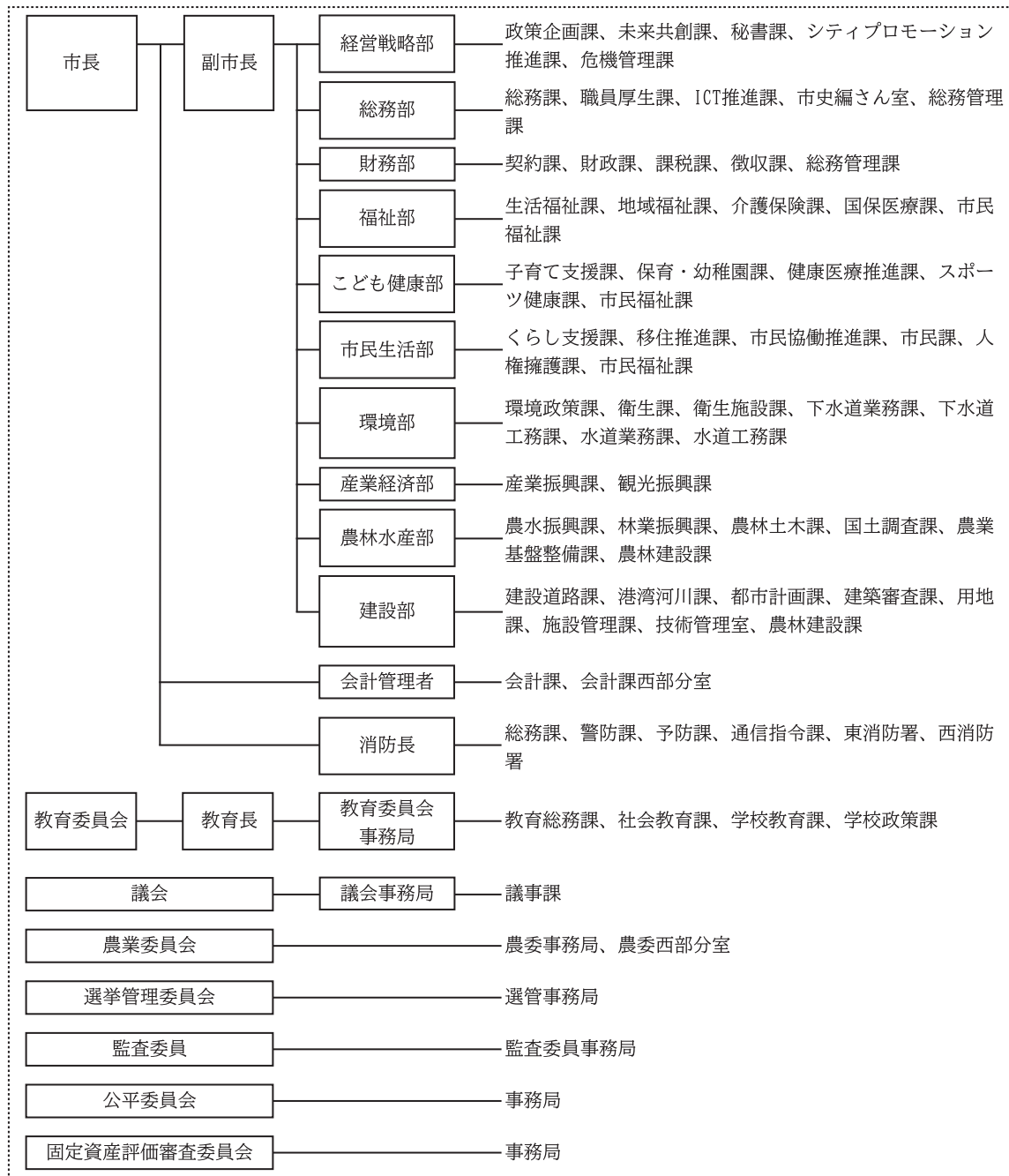
また、2024（令和6）年度における組織機構図は、図表2-2-3である。市長部局は、経営戦略部、総務部、財務部、福祉部、子ども健康部、市民生活部、環境部、産業経済部、農林水産部、建設部の10部制となっている。

図表2-2-2 合併当初（平成16年11月1日時点）の組織機構図



資料：職員厚生課

図表2-2-3 令和6年4月1日現在の組織機構図



資料：職員厚生課

3 行政委員会等

地方自治法により設置が義務付けられる行政委員会については、政治的中立性を保つ必要のある事務を処理するために設けており、首長から独立した執行権限を有する委員会又は委員を置く制度である。

本市では合併時から、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会を設置している（各委員会の詳細は第12編を参照）。

第2節 総合支所の見直し・再編

1 見直しの経緯

合併時には地域による市民サービスの格差が生じないよう、「当分の間」という条件付きで総合支所方式を採用した。しかし、新市建設計画では、「行政事務の効率化を進めるため、中枢行政機能を備えた新庁舎の建設を進める」とあり、将来的な本庁方式への移行という方向性を示していた。そのため、いつどのようにして総合支所方式から本庁方式に移行するかは、合併当初からの課題であった。

新庁舎の建設問題については、本編第12章第3節で詳しく触れるが、新館が2014（平成26）年3月31日に開庁式を迎えた。これにより本庁方式に移行するための物理的な環境は整ったが、3か所の総合支所が各地域における住民サービスの拠点として親しまれていること、災害時等に地域コミュニティと行政をつなぐ拠点が必要であること等から、移行の時期については市民の声を十分に聞きながら慎重に検討を進めることとした。

見直しの検討材料の一つには、近隣自治体の動向があった。2018（平成30）年度の時点で、同じく合併時に総合支所方式を採用した県内の市のうち、今治市は総合支所を維持していたが、西予市、伊予市、四国中央市は本庁方式に移行済みであった。

加えて、マイナンバーカードの普及も検討材料の一つとなった。マイナンバーカードがあれば、コンビニエンスストアのマルチコピー機を利用して、住民票や印鑑登録証明書などを取得でき、総合支所まで出かけていかなければならない必然性は、相対的に低下していた。

また、本庁方式に移行して従来の総合支所の機能が低下した場合、地域コミュニティの活力まで低下するような事態を防ぐには、地域による共助の仕組みを確立する必要があった。そのため本市では、2019（平成31）年3月に策定した「西条市地域コミュニティ基本指針～持続可能な暮らしの実現を目指して～」に基づいて、市内各地域での地域自治組織設立を推進している（3編2章4節を参照）。

2 総合支所の再編

2020（令和2）年2月、庁内に関係部署職員で構成する総合支所の在り方検討会を設置し、本庁方式に移行しても住民サービスが大幅に低下することのないような仕組みの検討を進めた。検討に当たっては、各支所において住民異動等の手続業務、証明書等の発行業務、各種申請・届出等の受付業務、市民相談業務など、市民生活に直結する窓口部門の業務は引き続き維持することを基本とした。

その結果、2022（令和4）年8月1日に総合支所の見直し・再編を実施することとなった。名称については、東予総合支所にあつては西部支所に、丹原総合支所と小松総合支所にあつてはそれぞれ丹原サービスセンターと小松サービスセンターに変更となった。

同日以降の、西部支所及び両サービスセンターの取扱業務は、図表2-2-4のとおりである。

同時に、大保木、三芳、桜樹、石根の各出張所もそれぞれ市民サービスコーナーに名称を変更し、受付日及び受付時間を変更した。

図表2-2-4 総合支所見直し後の業務の取扱い

R4.8.1現在

業務の種類	業務内容	西部支所	サービスセンター	ネット・郵送など	本庁での担当課
戸籍	戸籍に関する届出 受付 （出生・死亡・婚姻等）	○	○	○	市民生活課
	戸籍に関する届出 相談 （出生・死亡・婚姻等）	○			
	戸籍謄抄本等交付（※郵送での手続きは本庁のみ）	○	○	○	
	埋火葬許可証交付	○	○		
住民基本台帳	住民異動に関する届出（転入・転出・転居等）	○		○*1	
	住民票謄抄本等交付（窓口来庁）	○	○		
	特別永住者証明書交付、船員に関する届け出など				
	自動車臨時運行許可	○			
印鑑登録	印鑑登録（登録・廃止等）、印鑑登録証明書交付	○	○		
個人番号	個人番号カードの申請・交付等	○		○	
国民年金	国民年金の資格の取得、種別変更、任意加入届出	○			
	国民年金保険料の免除等申請、納付方法の申し出	○			
	国民年金受給者及び加入者の死亡後の手続き	○			
	国民年金受給者の住所変更、受け取り金融機関変更、証書の再交付申請等	○			
市税	市民税・国民健康保険税の申告	○		○	市民税課 資産税課
	市民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税の各種申請	○			
	市税の課税に関する問い合わせ	○			
	税務関係の証明書交付	○	○	○	徴収課
	125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車、農耕用その他特殊車両等の登録・変更・廃車	○			
	市税収納（窓口納付書発行）	○	○		
国民健康保険	国民健康保険証交付（資格取得・喪失、再交付、葬祭費）	○			市民生活課
	短期被保険者証・資格証明証交付	○			
	限度額適用・標準負担額減額認定証交付	○			
	療養費の受付（治療用補装具等）	○			
後期高齢者医療保険	高額療養費の受付	○			国保医療課
	後期高齢者医療被保険者証交付（再交付含む）	○			
	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証交付	○			
	後期高齢者医療給付費の受付（療養費・高額療養費・高額介護合算療養費）	○			
	後期高齢者医療葬祭費の受付	○			
	後期高齢者医療保険料の収納（納付書再発行）	○	○		
介護保険	介護保険料の賦課に関する問い合わせ				長寿介護課
	介護保険料の納付相談	○			
	介護保険料収納（窓口納付書再発行）	○	○		
	介護保険被保険者証等再発行	○			
	介護認定申請、制度説明、相談	○			
	負担限度額認定申請、制度説明、相談	○		○	
	居宅サービス計画作成（変更）届出、介護認定資料開示			○	
	高額介護サービス費申請	○		○	
	介護保険料の納付書再発行	○	○		
高齢者支援	公衆浴場無料券交付	○	○		
	いきいきバスのチケット販売、利用者証再交付	○	○		
	高齢者タクシー券交付	○	○		
	高齢者紙おむつ支給申請の受付	○	○		

障がい者 支援	障がい福祉サービス関係の申請、相談	○			社会福祉課
	自立支援医療給付の申請、相談	○			
	NHK受信料免除の申請	○			
	各種障害者手帳（身体・療育・精神）の申請、相談	○			
	パーキングパーミット交付	○	○		
	身体障がい者（児）補装具支給の申請	○			
	日常生活用具給付の申請、相談	○			
	特別障害者手当等給付の申請、相談	○			
	心身障がい者（児）公衆浴場無料券の交付	○	○		
	重度障がい者（児）のタクシー券交付	○	○		
	障がい者紙おむつ支給申請の受付	○	○		
	特別児童扶養手当支給の申請、相談	○			
	重度心身障害者医療費に関する受付	○			
子育て支援	こども医療費、ひとり親世帯等医療費、未熟児養育医療費に関する受付	○			国保医療課
	愛顔の子育て応援（紙おむつ支給）券の交付	○			子育て支援課
	放課後児童クラブ負担金収納	○	○		
	児童手当に関する届出（申請・消滅）	○		○	
	児童扶養手当に関する届出（申請・消滅）	○			保育・幼稚園課
	ファミリーサポートセンター登録申請・受付	○			
保育	病児保育利用申請（受付）	○			
	保育所等入所（園）申請（受付）	○			
市営住宅	保育料の収納	○	○		
	市営住宅使用料等の収納・納付書発行	○			施設管理課
道路管理	市営住宅の修繕に関する連絡・問い合わせ	○			
	道路の工事に関すること				建設道路課
市道等のパトロール、道路維持修繕に関すること	○				
交通安全施設等の修繕に関すること	○				
環境衛生	指定ごみ袋の配布・販売	○	○		衛生課
水道	上水道の使用開始・休止・名義変更などの手続き	○		○	水道業務課 水道工務課
	水道料金などの収納	○	○		
	水道料金などの納付書再発行	○			
	上水道の使用及び工事等に関すること	○			
下水道	下水道の使用開始・休止・名義変更などの手続き	○		○	下水道業務課
	下水道使用料などの収納	○	○		
	下水道使用料・受益者負担金などの納付書再発行	○			
	排水設備等新設などの確認申請、工事完了の届出				
その他	<p>○丹原・小松サービスセンターでの市税、市の各種料金等の収納業務は各所管の窓口で行います。</p> <p>○丹原・小松総合支所で行っていた体育施設の使用料減免・還付申請は、丹原総合公園の体育施設は丹原体育館、小松中央公園の体育施設は小松中央公園管理事務所、小松体育館・小松武道館は小松体育館で行います。</p> <p>○丹原・小松総合支所の農業委員会で行っていた業務は、西部支所で行います。</p>				

資料：総務課

*1 提出のみ

第3章 職員

第1節 職員数と職員給与

1 職員数の推移

合併協定書では、一般職の職員の身分の取扱いについて、「西条市、東予市、丹原町及び小松町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。」、「職員数については、合併後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。」と定めた。

本市の職員数は、合併時点で1,409人であった。2005（平成17）年6月に西条市定員適正化計画を策定し、5年間で100人削減（削減率7.1%）することを目標として掲げた。2007（平成19）年4月時点で148人削減の1,261人となり、2年間で目標を大きく上回った。

また、総合支所でも職員の削減が進み、同年4月時点で、合併時と比較して東予総合支所で46人、丹原総合支所で21人、小松総合支所で13人の削減となった。

更に2008（平成20）年4月時点で、合併時と比較して195人の削減となった。翌年4月時点では更に削減が進み、231人の削減となった。

図表2-3-1は、職員数の変遷を示したものである。職員の総数は2013（平成25）年度に1,000人以下となり、それ以降はほぼ横ばい傾向が続いている。2010（平成22）年度に公営企業等会計の職員数が激減したのは、市立周桑病院の職員が167人から3人になったためである。これは、同年度から市立周桑病院に指定管理者制度を導入したことに伴い、地方公務員法第28条第4項の規定を適用し、病院事業企業職員全員に対していったんその職を解くこととしたことによるものである。

図表2-3-1 職員数の変遷

(単位：人、%)

区分/ 年度	普通会計 (人)				公営企業等会計 (人)					合計	合併時との比較	
	一般 行政 部門	教育 部門	消防 部門	小計	病院	水道	下水道	その他	小計		増減	増減率 (%)
H16	699	178	134	1,011	275	23	32	68	398	1,409		
H17	680	177	134	991	268	25	30	64	387	1,378	▲31	▲2.2
H18	673	162	134	969	264	25	29	62	380	1,349	▲60	▲4.3
H19	652	160	136	948	202	21	28	62	313	1,261	▲148	▲10.5
H20	633	155	135	923	178	21	27	65	291	1,214	▲195	▲13.8
H21	615	150	135	900	167	21	27	63	278	1,178	▲231	▲16.4
H22	645	146	135	926	3	20	26	59	108	1,034	▲375	▲26.6
H23	639	146	134	919	-	19	26	46	91	1,010	▲399	▲28.3
H24	631	139	143	913	-	18	25	44	87	1,000	▲409	▲29.0
H25	616	139	142	897	-	18	27	44	89	986	▲423	▲30.0
H26	604	140	143	887	-	18	25	42	85	972	▲437	▲31.0
H27	608	137	143	888	-	17	27	42	86	974	▲435	▲30.9
H28	614	132	143	889	-	17	28	41	86	975	▲434	▲30.8
H29	617	123	143	883	-	16	27	40	83	966	▲443	▲31.4
H30	631	117	147	895	-	16	28	40	84	979	▲430	▲30.5
R1	626	109	154	889	-	16	26	42	84	973	▲436	▲30.9
R2	629	102	155	886	-	18	25	44	87	973	▲436	▲30.9
R3	637	97	154	888	-	18	24	40	82	970	▲439	▲31.2
R4	634	94	154	882	-	17	25	39	81	963	▲446	▲31.7
R5	618	94	154	866	-	16	25	38	79	945	▲464	▲32.9
R6	615	93	153	861	-	16	25	38	79	940	▲469	▲33.3

資料：職員厚生課（西条市人事行政の運営等について）

*各年度4月1日現在（H16はH16.11.1現在）

2 職員給与の推移

合併協定書では職員給与について、「職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保証したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る」こととした。

図表2-3-2は、職員の平均給与月額などの変遷を示している。一般行政職については、少しずつ平均年齢が下がってきていることもあるが、平均給与月額は低下傾向にある。一方、技能労務職については、逆に平均年齢が上がっていることもあり、平均給与月額は上昇する傾向にある。

図表2-3-2 職員の平均給与月額等の変遷 (単位：円、歳)

項目/年度	一般行政職		技能 労務職	
	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額
H17	42.6	408,972	44.4	256,584
H18	43.9	398,083	45.8	261,025
H19	44.3	399,825	46.2	261,395
H20	44.5	395,813	46.3	263,018
H21	44.3	399,817	46.8	267,588
H22	44.1	379,962	47.0	268,582
H23	44.3	378,283	47.9	271,596
H24	44.3	378,001	48.3	274,641
H25	44.3	372,610	48.9	279,197
H26	44.2	375,640	49.8	282,935
H27	43.3	369,748	49.8	287,227
H28	43.1	364,218	50.6	287,290
H29	42.8	366,406	51.4	290,260
H30	42.3	359,867	52.0	291,125
R1	42.0	368,347	52.0	295,220
R2	42.1	368,459	52.5	297,543
R3	41.8	370,047	52.6	302,002
R4	41.9	369,638	52.8	302,132
R5	42.0	365,847	52.5	304,338
R6	42.4	374,157	52.7	307,816

資料：職員厚生課（西条市人事行政の運営等の状況について）

各年度、4月1日現在

3 特別職（市長及び副市長）報酬の推移

特別職の報酬（給料月額）は、西条市特別職報酬等審議会の審議を経て、西条市特別職の給与に関する条例で定めている。同審議会は10人以内の委員で組織し、議員報酬及び特別職の給料の額について審議を行う。

2006（平成18）年1月及び2月に同審議会を開催し、特別職の給料について答申を行い、同年4月1日から改定を行った。図表2-3-3は、特別職給料月額の推移を示している。

図表2-3-3 特別職給料月額の推移

年度 / 特別職	市長	副市長 (H18まで助役)	収入役 (H18で廃止)
合併後～H17	925千円	730千円	656千円
H18～	913千円	721千円	647千円(H18)

資料：職員厚生課

第2節 職員の人材育成・任用制度

1 人材育成

(1) 人材育成基本方針

2004（平成16）年11月に職員の人材育成基本戦略として位置付けられる「西条市人材育成基本方針」を策定し、各種研修の実施等計画的かつ効果的な人材育成に取り組んできた。2015（平成27）年3月には、策定後約10年が経過し、社会情勢や市を取り巻く環境も大きく変化したことから、改定を行った。

改定版では、目指すべき職員像として「最上の市民サ【SA】ービスを目指し 郷土愛【I】と情【JO】熱をもって チャレンジする職員」を掲げるとともに、目指す職員になるための行動指針を挙げた。

そして、知識・技術、対人能力、意欲・態度、意識という各視点から求められる能力を示すとともに、職階ごとに期待される役割を明記している。

また、目指すべき職員像や行動指針を記載した名刺大の西条市職員クレドカード（クレドはラテン語で信条の意味）を配布し、常に身につけることにより職員に対する意識付けを行った。

(2) 人事評価

地方公共団体における人事評価の導入を義務付けた改正地方公務員法が2016（平成28）年4月1日に施行されたことから、本市においても職員の勤務成績、勤務態度等を公正に評定することにより、個々の能力、適性等に応じた適職への配置及び昇任昇格を行うとともに、人材育成、能力開発等を図るべく、2016（平成28）年度から人事評価制度を導入している。

2015（平成27）年度に人事評価の制度設計を行い、全職員に対して評価手法等に関する研修を実施した。

人事評価は、能力評価と業績評価という二つの方法によって行っている。このうち業績評価については、目標管理の手法を導入している。目標管理は、年度初めに自ら業務上の目標を明らかにし、上司とその目標を共有しながら、年度末にその達成状況を検証する仕組みである。その過程で、上司との面談を年3回（目標設定面談、中間面談、評価面談）実施することで、上司や職場による適切なフォローを可能にし、個人と組織の目指す方向を一致させることができる。

(3) 職員の能力向上

合併後、本市では職員の能力向上を目的とした研修制度を整備し、定期的な研修や外部講師を招いたセミナーなどを通じて、政策形成能力やコミュニケーション能力、問題解決能力など各種スキルの向上を図っている。

2005（平成17）年度における職員研修としては、次のようなものを実施した。

- ① 自主研修…自己啓発研修、通信教育、自主研究グループ支援
- ② 職場研修…部署別接遇研修
- ③ 基本研修…交通安全研修

- ④ 専門研修…指定管理者制度研修、接遇研修、出納事務研修、文書事務研修、人権・同和教育研修など
- ⑤ 派遣研修…自治大学校、市町村アカデミー、国際文化研修所、愛媛県研修所、各省庁、愛媛県消防学校など
- ⑥ 選択研修…産業情報支援センター、メンタルヘルス

2024（令和6）年度の職員研修は次のような内容である。自己啓発意欲の高揚を図ること等を目的とする自主研修や、各階層・年齢層に求められている能力の向上を図ること等を目的とする階層別研修等を実施している。また、特別研修については、その時々行政課題に応じた研修を企画している。

- ① 自主研修…自己啓発研修
- ② 職場研修…新規採用職員に対するOJT研修
- ③ 基本研修…新規採用職員研修、新規採用職員フォローアップ研修、接遇研修、OJT研修、新任係長級職員研修、新任課長級職員研修、入庁3年目職員研修、男女共同参画研修、人事評価研修など
- ④ 特別研修…著作権研修、やさしい日本語研修など
- ⑤ 派遣研修…自治大学校、市町村アカデミー、国際文化研修所、愛媛県研修所、各省庁、愛媛県消防学校など
- ⑥ 選択研修…特別講演会（派遣経験職員）など

接遇については、若手職員を中心として接遇向上ワーキンググループを設け、その活動の一環として2005（平成17）年度に「スマイルアップハンドブック」を作成した。接遇の心構え、身だしなみや言葉遣い、窓口対応、電話対応、クレーム対応等をまとめたもので、接遇研修のマニュアルとしても活用している。その他にも「身だしなみマニュアル」や市民のたらい回しの防止を目的とした「業務案内ハンドブック」の作成、更新等の活動を継続して実施している。

（4）人事交流

国・県等における政策形成や実行の現場を実体験することにより、職員の意識改革と視野の拡大、さらに、より専門的な知識を習得するとともに、人と人、組織と組織のネットワークの構築を目的に国・県等との人事交流を行っている。合併前の旧西条市で1994（平成6）年度に四国経済産業局との人事交流を開始し、合併以降、多様な機関と積極的に行っている。

図表2-3-4 職員派遣実績一覧

派遣先	派遣期間（年度）	実人数	延人数
四国経済産業局	H16～R6	12	24
愛媛地方税滞納整理機構	H16～H19、H21～H22、H24～H25、H27～H30、R2～R3、R5～R6	8	16
中国四国農政局	H17～H24、H28～H29	4	10
四国地方整備局松山河川国道事務所	H17～R6	15	29
愛媛県	H17～R6	13	24
愛媛県東京事務所	H18～R6	9	19
大阪派遣	H18～H24、H29～R5	7	14
愛媛県消防防災航空隊	H18～H20、H22～H24、H30～R2、R4～R6	5	15
日本下水道事業団	H19～H26	4	8
愛媛県後期高齢者医療広域連合	H19～R6	14	36
農林水産省	H22～R4	7	13
厚生労働省	H22～H27	3	6
四国地方整備局	H23～H24、H29～R4	4	8
文部科学省	H23～H26	3	6
内閣府	H23～R6	7	15
外務省	H23～H26	1	4
観光庁	H24～H27、H29～R2	4	8
国土交通省	H24～R6	6	13
愛媛県大阪事務所	H25～H29	3	5
福島県相馬市	H23～H30、R2～R4	14	14
愛媛県消防学校	H26～H28	1	3
総務省消防庁	H29～H30	1	2
経済産業省	H29～H30	1	2
愛媛大学	H31～R4	2	5
西予市	H30～R1	3	3
ソラヤマいしづち	H30～R2	2	5
中国四国農政局道前平野農地整備事業所	H31～R6	4	6
環境省	R2～R6	3	5
えひめ地域活力創造センター	R4～R5	1	2
中国四国農政局道前道後用水農業水利事業所	R5～R6	1	2
一般社団法人西条市SDGs推進協議会	R5	1	1
31機関		163	323

資料：職員厚生課

図表2-3-5 職員受入実績一覧

派遣元	受入年度	実人数	延人数
四国経済産業局	H16～R6	8	21
愛媛県	H18～21、H25～R6	10	17
四国地方整備局	H19～R6	7	18
日本下水道事業団	H19～H26	4	8
農林水産省	H22～H29	3	8
文部科学省	H23～H26	3	6
国土交通省	H21～H24	1	4
総務省	H29～R2	1	4
いの町	H30～R2	1	3
9機関		38	89

資料：職員厚生課

注 複数年受入している職員も、合計欄は1人でカウントしている

2 再任用

再任用制度は、2013（平成25）年度に60歳定年退職となる職員から退職共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられることに伴い、定年後の無収入期間が発生しないよう、雇用と年金の接続を図る制度で、2014（平成26）年度から始まった。本市においては、定年退職となる職員が引き続き雇用を希望する場合、当該職員の適性や健康状態等を考慮し、年金の支給年齢に達する年度末まで週32時間（平成29年1月以降、週31時間）の短時間勤務職員として再任用した。

2016（平成28）年度以降は、最長で2年の複数年となり、以後2年ごとに1年ずつ引き上げ、最終的には、5年間で65歳まで更新可能となった。

2022（令和4）年の第7回12月定例会で、「西条市職員の定年等に関する条例等を改正する等の条例」が成立した。地方公務員法の改正等に伴うもので、これによって、2023（令和5）年度から定年前再任用短時間勤務制度を導入した。常勤職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以降、定年退職日に当たる日までの間、短時間勤務の非常勤職員として再任用することができる制度である。この制度の導入と同時に、従来の再任用制度は廃止したが、定年の段階的な引上げ期間においては、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、従来と同様の暫定的な再任用制度を設けた。

3 定年延長

2023（令和5）年4月に改正国家公務員法が施行され、同年度から2031（令和13）年度にかけて公務員の定年が段階的に引き上げられることになった。従来の60歳という定年を、2年ごとに1歳ずつ引き上げ、最終年度に定年が65歳となる。

国の動きに合わせて本市においても、前述の条例成立により職員の定年を60歳から65歳に延長することが決定した。

従来から再任用制度があり、原則として希望すれば年金受給開始まで働くことができていたが、定年延長は短時間勤務職員としてではなく正規職員としての任期が65歳まで延びる。ただし、給与は60歳に達した日以後における最初の4月1日以後に7割水準となる。

4 会計年度任用職員

臨時的任用職員や嘱託職員については、合併後も合併前の任用方法や雇用形態を引き継ぎながら、会計年度任用職員制度が開始されるまで運用を行ってきた。

会計年度任用職員制度は、臨時的任用職員や嘱託職員について、地方公共団体によって任用、勤務条件に関する取扱いがまちまちであったため、統一的な任用、服務規律等を整備するとともに、任用の厳格化を図ることを目的に、2017（平成29）年5月の地方公務員法及び地方自治法の改正により新たに設けた。

本市では、原則として全ての嘱託職員、臨時的任用職員が改正法の施行される2020（令和2）年度から会計年度任用職員に移行することとなった。

導入を翌年度に控えた2019（令和元）年11月の時点において、本市では嘱託職員343人、臨時的任用職員133人、パートタイム職員598人、計1,074人の非正規雇用職員を任用していた。

本制度の導入によりフルタイム任用・パートタイム任用を問わず全職員に通勤手当や時間外勤務手当を支給するとともに、フルタイム任用職員に対しては、退職手当を支給することとなった。付与される休暇制度についても拡充した。また、2024（令和6）年度からは勤勉手当も支給している。

第4章 財政

第1節 予算・決算

1 予算の推移

図表2-4-1は、一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算額の推移を示したものである。

本市の最初の予算である2004（平成16）年度予算については、合併が11月1日であったことから、新市発足時に当面必要な経常経費を賄う暫定予算を専決処分し、その後、この暫定予算を包括し年度末までの5か月間に必要な経費を積算した当初予算を編成しており、本格的な予算は2005（平成17）年度の当初予算からである。

合併当時、本市の予算は、一般会計のほか、国民健康保険、老人保健、介護保険、簡易水道事業、公共下水道事業など15特別会計、水道事業及び病院事業という2企業会計であった。その後、老人保健特別会計が後期高齢者医療保険特別会計となり、公共下水道事業会計が特別会計から企業会計に移行するなどの変遷を経て、2024（令和6）年度には、一般会計のほか9特別会計、3企業会計となっている。

一般会計当初予算については、2005（平成17）年度から300億円台で推移していたが、2008（平成20）年度に400億円を超え、前年度比で50億円以上の増となった。これは、新図書館整備事業や東予運動公園屋内体育施設建設事業などの大型施設の整備等に要する投資的経費の大幅な増加によるものである。

2013（平成25）年度には、前年度比で30億円以上の増となった。これは、介護給付費・訓練等給付費等の増による扶助費の増加に加えて、本庁舎新館整備事業やまちづくり基盤整備事業など、大型施設の整備等に要する投資的経費の増加によるもので、これ以降、当初予算は400億円台で推移している。

2019（令和元）年度についても、前年度比で30億円以上の増となっている。これは、ひうちクリーンセンター整備事業や新泉町団地整備事業など、大型施設の整備等に要する投資的経費の増加によるものである。

2022（令和4）年度には、前年度比で60億円以上の大幅増となった。これは、扶助費、公債費など義務的経費の増加に加え、道前クリーンセンター整備事業や小学校施設長寿命化事業など、大型施設の整備等に要する投資的経費の大幅な増加、さらに、新型コロナウイルス感染症の対策関連経費が増加したことなどによるものである。

2024（令和6）年度も前年度比60億円以上の大幅増額となり、500億円台に達した。これは、人件費、扶助費など義務的経費の増加に加え、東部給食センター整備事業や、やすらぎ苑整備事業など、大型施設の整備等に要する投資的経費が大幅に増加したことなどによるものである。

特別会計当初予算については、2005（平成17）年度から400億円前後で推移していたが、2008（平成20）年度に大幅に減少している。これは、後期高齢者医療保険制度への移行に伴い、老人保健特別会計が大幅な減額となったことなどによるもので、これ以降は300億円前後で推移している。

2016（平成28）年度には、前年度比で約30億円の増となった。これは、西ひうち埋立整備事業により、ひうち地域振興整備事業特別会計が増加したことなどによるものである。

2018（平成30）年度の減少は、国民健康保険事業運営の都道府県単位化に伴い、国民健康保険特別会計が減額となったことや、西ひうち埋立整備事業の終了に伴い、ひうち地域振興整備事業特別会計が減額となったことなどによるものである。2020（令和2）年度も減少しており、これは公共下水道事業特別会計が同年度から企業会計へ移行したため、特別会計としては皆減したことなどによる。

図表2-4-1 一般会計・特別会計・企業会計における当初予算の推移 （単位：千円）

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
一般会計	25,688,304	34,460,000	34,870,000	35,590,000	40,630,000	35,850,000	37,290,000
特別会計	19,952,688	37,855,216	38,746,089	40,524,879	30,609,068	28,166,536	27,940,667
企業会計	2,950,031	6,257,014	6,970,522	6,138,862	5,740,993	5,045,294	2,379,374
合計	48,591,023	78,572,230	80,586,611	82,253,741	76,980,061	69,061,830	67,610,041

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
一般会計	38,180,000	37,950,000	41,140,000	40,630,000	41,660,000	43,330,000	42,620,000
特別会計	27,265,108	27,761,530	28,801,696	29,308,253	30,843,854	34,194,751	33,485,832
企業会計	2,072,077	2,299,667	1,943,218	2,131,470	1,914,777	1,834,973	1,877,671
合計	67,517,185	68,011,197	71,884,914	72,069,723	74,418,631	79,359,724	77,983,503

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一般会計	43,820,000	47,230,000	43,890,000	43,220,000	49,290,000	45,770,000	51,780,000
特別会計	29,201,905	30,236,190	26,604,572	26,355,557	26,453,821	26,344,962	26,926,159
企業会計	1,933,901	1,890,250	7,296,388	7,785,406	7,231,550	7,238,176	8,138,320
合計	74,955,806	79,356,440	77,790,960	77,360,963	82,975,371	79,353,138	86,844,479

資料：財政課ほか（各年度当初予算書）

2 決算の推移

図表2-4-2は、一般会計、各特別会計、各企業会計の決算額の推移を示している。

図表2-4-2 一般会計、特別会計、企業会計決算の推移

(単位：千円)

年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
一般会計	歳入	26,294,389	42,565,701	39,784,604	40,854,150	43,553,189	44,117,222	44,123,367	
	歳出	24,055,897	40,874,267	37,481,394	38,883,937	40,998,484	41,810,265	41,764,020	
	差引	2,238,492	1,691,434	2,303,210	1,970,213	2,554,705	2,306,957	2,359,347	
特別会計	国民健康保険	歳入	5,436,430	11,369,237	12,250,213	13,278,856	12,896,333	12,395,729	12,406,404
		歳出	5,176,039	11,000,365	11,887,642	12,804,290	12,610,232	11,926,192	12,276,501
		差引	260,391	368,872	362,571	474,566	286,101	469,537	129,903
	老人保健 *1	歳入	6,324,120	13,496,884	13,082,645	12,965,132	1,199,951	29,297	19,633
		歳出	6,397,694	13,496,884	13,082,645	12,965,132	1,199,951	10,159	19,633
		差引	▲73,574	0	0	0	0	19,138	0
	介護保険	歳入	3,959,152	7,984,493	8,362,834	8,494,169	8,780,427	9,070,747	9,742,523
		歳出	3,872,471	7,808,300	8,114,286	8,251,779	8,498,708	8,804,483	9,486,259
		差引	86,681	176,193	248,548	242,390	281,719	266,264	256,264
	簡易水道事業	歳入	302,701	272,863	221,233	193,684	218,049	131,850	130,776
		歳出	153,578	158,692	146,203	160,550	218,049	131,850	130,776
		差引	149,123	114,171	75,030	33,134	0	0	0
	公共下水道事業	歳入	2,605,974	4,387,575	4,609,594	7,205,734	5,525,142	4,775,277	3,805,537
		歳出	2,563,261	4,380,280	4,578,971	7,205,734	5,525,142	4,775,277	3,805,537
		差引	42,713	7,295	30,623	0	0	0	0
	小規模下水道事業	歳入	40,028	64,247	62,540	76,000	127,667	63,844	57,215
		歳出	40,028	64,247	62,540	76,000	127,667	62,893	57,215
		差引	0	0	0	0	0	951	0
	港湾上屋事業	歳入	5,348	6,678	5,649	5,808	5,651	5,576	5,966
		歳出	4,063	6,514	5,427	5,766	5,612	5,137	5,643
差引		1,285	164	222	42	39	439	323	
ひうち地域振興整備事業	歳入	109,882	173,688	605,174	927,396	654,922	295,017	183,457	
	歳出	109,882	173,688	184,329	927,396	654,922	295,017	183,457	
	差引	0	0	420,845	0	0	0	0	
土地開発事業	歳入	16,133	290	2,011	3,757	4,369	2,203	1,003	
	歳出	16,133	290	2,011	3,757	4,369	2,203	1,003	
	差引	0	0	0	0	0	0	0	
小松地域交流事業	歳入	81,558	112,653	263,686	260,709	256,352	253,934	236,779	
	歳出	67,275	112,653	263,686	260,709	256,352	253,934	236,779	
	差引	14,283	0	0	0	0	0	0	
本谷温泉事業	歳入	48,055	83,535	37,475	22,641	21,824	30,189	28,211	
	歳出	45,279	82,448	37,475	22,641	21,824	30,189	28,211	
	差引	2,776	1,087	0	0	0	0	0	
住宅新築資金等貸付事業	歳入	84,846	45,321	38,818	27,031	34,414	16,495	16,801	
	歳出	84,846	45,321	38,818	27,031	34,414	16,495	16,801	
	差引	0	0	0	0	0	0	0	
畑地かん水事業	歳入	12,452	28,910	19,351	24,031	28,204	19,181	27,597	
	歳出	172	17,391	7,134	11,889	15,793	6,685	15,133	
	差引	12,280	11,519	12,217	12,142	12,411	12,496	12,464	
庄内財産区	歳入	2,762	3,683	4,776	6,382	5,464	3,947	3,626	
	歳出	1,232	3,324	4,376	5,900	5,212	3,544	2,536	
	差引	1,530	359	400	482	252	403	1,090	
壬生川財産区	歳入	2,683	6,032	6,628	5,189	5,058	4,561	4,449	
	歳出	387	4,840	5,405	4,064	4,042	3,298	3,247	
	差引	2,296	1,192	1,223	1,125	1,016	1,263	1,202	
後期高齢者医療保険	歳入					1,403,924	1,203,055	1,188,134	
	歳出					1,377,599	1,179,582	1,165,559	
	差引					26,325	23,473	22,575	
企業会計	水道事業	収益	230,299	800,764	793,313	805,516	799,480	785,311	789,556
		費用	307,622	709,881	744,816	740,881	758,214	764,107	778,268
		差引	▲77,323	90,883	48,497	64,635	41,266	21,204	11,288
病院事業	収益	1,732,546	3,840,735	3,162,683	1,781,402	2,412,868	2,240,670	132,880	
	費用	1,874,815	4,025,112	3,852,896	2,897,720	2,590,735	3,580,475	470,298	
	差引	▲142,269	▲184,377	▲690,213	▲1,116,318	▲177,867	▲1,339,805	▲337,418	

年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
一般会計	歳入	45,263,525	46,668,186	49,248,875	49,157,346	50,909,797	51,376,982	49,781,435	
	歳出	42,811,565	43,959,256	46,723,602	46,419,327	47,683,095	49,264,985	47,691,163	
	差引	2,451,960	2,708,930	2,525,273	2,738,019	3,226,702	2,111,997	2,090,272	
特別会計	国民健康保険	歳入	12,557,195	13,633,208	13,582,485	13,196,038	15,799,742	15,049,143	14,943,245
		歳出	12,844,951	13,437,168	13,344,148	13,432,857	15,614,537	14,701,001	14,395,989
		差引	▲287,756	196,040	238,337	▲236,819	185,205	348,142	547,256
	介護保険	歳入	9,438,907	9,776,454	10,088,118	10,218,446	10,572,935	10,981,376	11,137,797
		歳出	9,243,756	9,559,991	9,872,212	9,974,818	10,270,223	10,607,425	10,894,039
		差引	195,151	216,463	215,906	243,628	302,712	373,951	243,758
	簡易水道事業	歳入	142,610	142,698	133,023	139,759	109,268	124,466	132,804
		歳出	142,610	142,698	133,023	139,759	109,268	124,466	132,804
		差引	0	0	0	0	0	0	0
	公共下水道事業	歳入	3,629,756	3,778,646	3,689,458	3,596,961	3,386,597	3,707,640	4,174,267
		歳出	3,628,006	3,778,646	3,689,458	3,593,622	3,382,647	3,700,549	4,170,648
		差引	1,750	0	0	3,339	3,950	7,091	3,619
	小規模下水道事業 *2	歳入	69,186	67,567	64,062	78,231	75,713	47,864	36,093
		歳出	69,186	67,567	64,062	78,231	75,713	47,864	36,093
		差引	0	0	0	0	0	0	0
	港湾上屋事業	歳入	5,801	5,593	5,749	5,862	5,733	5,783	5,926
		歳出	5,684	5,403	5,458	5,708	5,533	5,441	5,582
		差引	117	190	291	154	200	342	344
	ひうち地域振興整備 事業	歳入	157,071	310,978	173,178	163,787	244,051	2,345,074	1,450,370
歳出		157,071	310,978	173,178	163,787	244,051	2,345,074	1,450,370	
差引		0	0	0	0	0	0	0	
土地開発事業	歳入	871	838	804	491	639	576	255	
	歳出	871	838	804	491	639	576	255	
	差引	0	0	0	0	0	0	0	
小松地域交流事業	歳入	234,726	223,799	203,371	166,712	147,084	246,338	166,895	
	歳出	234,726	223,799	203,371	166,712	147,084	147,457	80,434	
	差引	0	0	0	0	0	98,881	86,461	
本谷温泉事業	歳入	27,386	30,548	12,662	23,636	23,926	341,814	12,746	
	歳出	27,386	30,548	12,662	23,636	23,926	341,814	12,746	
	差引	0	0	0	0	0	0	0	
住宅新築資金等貸付 事業	歳入	10,575	4,251	2,133	2,199	6,613	9,667	9,916	
	歳出	10,575	4,251	1,661	1,193	967	1,142	521	
	差引	0	0	472	1,006	5,646	8,525	9,395	
畑地かん水事業	歳入	20,885	25,997	29,961	18,497	21,564	25,507	22,948	
	歳出	8,167	12,969	16,973	5,510	8,588	12,463	9,903	
	差引	12,718	13,028	12,988	12,987	12,976	13,044	13,045	
庄内財産区	歳入	2,100	1,341	1,421	1,406	1,128	1,110	1,116	
	歳出	1,741	1,114	1,012	1,321	1,032	1,015	1,019	
	差引	359	227	409	85	96	95	97	
壬生川財産区	歳入	4,341	4,364	6,111	4,747	5,300	5,249	5,420	
	歳出	3,292	2,407	4,907	3,213	3,809	3,552	3,837	
	差引	1,049	1,957	1,204	1,534	1,491	1,697	1,583	
後期高齢者医療保険	歳入	1,217,926	1,334,588	1,338,884	1,367,942	1,359,987	1,393,943	1,444,454	
	歳出	1,195,030	1,305,700	1,310,954	1,339,805	1,332,930	1,366,764	1,417,408	
	差引	22,896	28,888	27,930	28,137	27,057	27,179	27,046	
企業会計	水道事業	収益	773,962	770,883	767,912	845,307	854,217	878,842	868,348
		費用	777,647	761,818	746,171	844,723	838,580	811,159	805,061
		差引	▲3,685	9,065	21,741	584	15,637	67,683	63,287
病院事業	収益	176,601	191,110	174,360	163,564	168,081	166,670	185,934	
	費用	381,665	230,706	234,953	209,524	203,080	197,282	216,047	
	差引	▲205,064	▲39,596	▲60,593	▲45,960	▲34,999	▲30,612	▲30,113	

年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
一般会計	歳入	51,382,923	56,265,307	61,630,454	57,583,494	59,370,988	55,902,329	59,660,781	
	歳出	48,826,856	53,852,663	58,409,195	53,756,501	55,189,536	52,746,781	55,987,192	
	差引	2,556,067	2,412,644	3,221,259	3,826,993	4,181,452	3,155,548	3,673,589	
特別会計	国民健康保険	歳入	12,750,753	12,829,972	12,065,633	12,047,057	11,984,825	12,033,041	11,563,288
		歳出	12,356,783	12,669,925	11,964,029	11,959,623	11,954,440	11,906,262	11,554,386
		差引	393,970	160,047	101,604	87,434	30,385	126,779	8,902
	介護保険	歳入	11,448,591	11,679,647	11,771,573	11,834,511	11,962,838	11,971,145	12,009,158
		歳出	11,300,387	11,393,617	11,564,397	11,497,960	11,665,722	11,844,141	11,953,157
		差引	148,204	286,030	207,176	336,551	297,116	127,004	56,001
	簡易水道事業	歳入	118,818	137,848	120,004	R3年度から水道事業会計へ統合			
		歳出	118,818	137,848	120,004				
		差引	0	0	0				
	公共下水道事業	歳入	3,698,004	4,048,771	R2年度から企業会計へ移行				
		歳出	3,602,963	4,020,179					
		差引	95,041	28,592					
	港湾上屋事業	歳入	5,121	5,543	6,345	5,719	5,509	7,046	R6年度から一般会計へ統合
		歳出	4,732	4,685	6,117	5,645	5,497	7,046	
		差引	389	858	228	74	12	0	
	ひうち地域振興整備事業*3	歳入	196,618	157,292	132,790	113,162	108,091	87,999	47,008
		歳出	196,618	157,292	132,790	113,162	108,091	87,999	47,008
		差引	0	0	0	0	0	0	0
	土地開発事業	歳入	241	240	193	75	500,052	R5年度から一般会計へ統合	
		歳出	241	240	193	75	500,052		
差引		0	0	0	0	0			
小松地域交流事業	歳入	128,524	31,362	42,272	43,436	18,328	16,966	15,424	
	歳出	128,524	31,362	42,272	43,436	18,328	16,966	15,424	
	差引	0	0	0	0	0	0	0	
本谷温泉事業	歳入	15,066	55,527	56,182	58,240	54,758	73,967	84,233	
	歳出	15,066	55,527	56,182	58,240	54,758	73,967	84,233	
	差引	0	0	0	0	0	0	0	
住宅新築資金等貸付事業	歳入	10,729	R1年度から一般会計へ統合						
	歳出	10,729							
	差引	0							
畑地かん水事業	歳入	24,204	19,127	23,944	22,543	23,319	20,813	29,169	
	歳出	11,169	6,106	10,975	9,587	10,372	7,865	16,231	
	差引	13,035	13,021	12,969	12,956	12,947	12,948	12,938	
庄内財産区	歳入	769	561	547	628	880	735	900	
	歳出	695	524	476	628	880	735	900	
	差引	74	37	71	0	0	0	0	
壬生川財産区	歳入	4,742	4,697	4,676	4,240	3,994	3,940	13,118	
	歳出	3,181	3,095	3,511	3,272	2,832	2,504	12,015	
	差引	1,561	1,602	1,165	968	1,162	1,436	1,103	
後期高齢者医療保険	歳入	1,475,443	1,516,523	1,586,410	1,586,803	1,660,310	1,748,774	1,928,759	
	歳出	1,445,509	1,485,841	1,556,009	1,553,957	1,625,546	1,710,329	1,882,394	
	差引	29,934	30,682	30,401	32,846	34,764	38,445	46,365	
企業会計	水道事業	収益	899,391	890,540	888,872	1,005,810	1,005,890	995,224	981,951
		費用	803,596	796,754	801,676	901,419	900,296	897,663	905,878
		差引	95,795	93,786	87,196	104,391	105,594	97,561	76,073
病院事業	収益	179,394	177,033	177,459	152,614	146,810	138,872	145,264	
	費用	209,401	208,970	202,967	189,145	179,541	184,040	164,102	
	差引	▲30,007	▲31,937	▲25,508	▲36,531	▲32,731	▲45,168	▲18,838	
公共下水道事業	収益	R2年度から企業会計		2,585,203	2,488,003	2,331,496	2,339,938	2,444,527	
	費用	R2年度から企業会計		2,552,744	2,516,922	2,384,237	2,372,917	2,469,844	
	差引	R2年度から企業会計		32,459	▲28,919	▲52,741	▲32,979	▲25,317	

資料：財政課ほか（各年度決算書及び決算付属資料、企業会計は消費税等抜き金額）

*1 老人保健特別会計はH23年度から後期高齢者医療保険特別会計へ統合

*2 小規模下水道事業特別会計はH30年度から公共下水道事業特別会計へ統合

*3 ひうち地域振興整備事業特別会計はR6年度で廃止

(1) 普通会計

普通会計とは、一般会計を中心として、公営企業会計、準公営企業会計及び収益事業会計等の

公営企業会計に属さない特別会計を加え、会計間の重複額等を控除した純計額で、地方財政統計上統一的に用いられている区分であり、財政状況の把握や地方公共団体間の比較に用いられる。

本市の場合、合併当初は一般会計に小規模下水道事業特別会計の一部、ひうち地域振興整備事業特別会計、土地開発事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、畑地かん水事業特別会計を加えたものが普通会計に該当していたが、一部の特別会計の廃止により、2024（令和6）年度には、一般会計にひうち地域振興整備事業特別会計（令和6年度末で廃止）と畑地かん水事業特別会計を加えたものとなっている。普通会計決算の推移は図表2-4-3のとおりである。

図表2-4-3 普通会計決算の推移

(単位：千円)

区分 / 年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
歳入総額(A)	48,654,815	42,825,572	40,087,401	41,471,770	43,988,560	44,083,054	44,346,337
歳出総額(B)	46,404,043	41,122,619	37,351,129	39,489,415	41,421,444	41,762,650	41,974,526
形式収支(A-B=C)	2,250,772	1,702,953	2,736,272	1,982,355	2,567,116	2,320,404	2,371,811
翌年度に繰越すべき財源(D)	123,552	132,700	426,632	51,123	118,124	131,350	294,875
実質収支(C-D=E)	2,127,220	1,570,253	2,309,640	1,931,232	2,448,992	2,189,054	2,076,936
単年度収支(E-前年度のE=F)	2,127,220	▲556,967	739,387	▲378,408	517,760	▲259,938	▲112,118
積立金(G)	140,231	1,700,802	6,635	1,860,848	615,312	2,208,213	1,106,561
繰上償還金(H)	0	0	0	57,549	27,965	274	1,253
積立金取崩額(1)	2,771,070	300,000	320,000	760,000	1,050,000	1,170,000	430,000
実質単年度収支(F+G+H-I)	▲503,619	843,835	426,022	779,989	111,037	778,549	565,696

区分 / 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
歳入総額(A)	45,454,243	47,010,552	49,455,525	49,344,374	51,183,100	53,740,808	51,247,148
歳出総額(B)	42,989,565	44,288,594	46,916,792	46,592,362	47,937,776	51,607,242	49,134,436
形式収支(A-B=C)	2,464,678	2,721,958	2,538,733	2,752,012	3,245,324	2,133,566	2,112,712
翌年度に繰越すべき財源(D)	152,717	533,506	494,408	254,711	32,058	98,434	192,664
実質収支(C-D=E)	2,311,961	2,188,452	2,044,325	2,497,301	3,213,266	2,035,132	1,920,048
単年度収支(E-前年度のE=F)	235,025	▲123,509	▲144,127	452,976	715,965	▲1,178,134	▲115,084
積立金(G)	307,055	1,306,499	2,137,201	908,092	2,006,503	2,548,742	876,565
繰上償還金(H)	186,416	769	11,586	0	0	0	0
積立金取崩額(1)	470,000	1,740,000	1,780,000	1,580,000	1,856,819	1,000,000	1,700,000
実質単年度収支(F+G+H-I)	258,496	▲556,241	224,660	▲218,932	865,649	370,608	▲938,519

区分 / 年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
歳入総額(A)	51,504,049	56,361,949	61,731,445	57,661,953	59,447,456	55,967,346	59,713,777
歳出総額(B)	48,934,947	53,936,284	58,497,217	53,822,004	55,253,057	52,798,850	56,027,250
形式収支(A-B=C)	2,569,102	2,425,665	3,234,228	3,839,949	4,194,399	3,168,496	3,686,527
翌年度に繰越すべき財源(D)	93,904	42,854	176,932	41,559	197,750	199,956	125,451
実質収支(C-D=E)	2,475,198	2,382,811	3,057,296	3,798,390	3,996,649	2,968,540	3,561,076
単年度収支(E-前年度のE=F)	555,150	▲92,387	674,485	741,094	198,259	▲1,028,109	592,536
積立金(G)	1,074,424	1,842,781	1,002,625	2,501,268	2,101,567	2,002,406	1,288,317
繰上償還金(H)	0	0	0	0	0	0	0
積立金取崩額(1)	1,850,000	1,850,000	1,500,000	1,411,348	2,100,000	1,400,000	1,750,000
実質単年度収支(F+G+H-I)	▲220,426	▲99,606	177,110	1,831,014	199,826	▲425,703	130,853

資料：財政課（地方財政状況調査）

形式収支から翌年度に繰越すべき財源を控除した実質収支については、おおむね20～30億円程度の黒字が続いているが、その年度の純粋な収支を表す実質単年度収支については、赤字の年度もあり、特に、2017（平成29）年度以降は3年連続で赤字が続いた。その後、2020（令和2）年度以降は黒字が3年続き、2023（令和5）年度は赤字、2024（令和6）年度は黒字という状況である。

図表2-4-4 普通会計歳入決算額の推移

(単位：千円、%)

項目 / 年度	H16		H17		H18		H19		H20		H21		H22	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
地方税	14,626,005	(30.1)	14,936,818	(34.9)	15,406,327	(38.4)	17,233,037	(41.6)	17,108,434	(38.9)	15,901,584	(36.1)	16,342,825	(36.9)
地方譲与税	642,938	(1.3)	873,122	(2.0)	1,277,686	(3.2)	482,286	(1.2)	465,879	(1.1)	437,722	(1.0)	424,402	(1.0)
利子割交付金	103,651	(0.2)	65,467	(0.2)	47,692	(0.1)	67,217	(0.2)	71,928	(0.2)	60,684	(0.1)	54,372	(0.1)
配当割交付金	15,275	(0.0)	26,498	(0.1)	39,089	(0.1)	51,387	(0.1)	19,683	(0.0)	15,473	(0.0)	19,717	(0.0)
株式等譲渡所得割交付金	17,773	(0.0)	40,992	(0.1)	34,642	(0.1)	32,707	(0.1)	10,058	(0.0)	9,169	(0.0)	8,468	(0.0)
地方消費税交付金	1,095,735	(2.3)	1,008,837	(2.4)	1,038,043	(2.6)	1,026,802	(2.5)	961,878	(2.2)	979,533	(2.2)	977,851	(2.2)
ごみ焼却利用税交付金	9,914	(0.0)	9,202	(0.0)	8,218	(0.0)	8,526	(0.0)	7,917	(0.0)	7,767	(0.0)	7,536	(0.0)
自動車取得税交付金	217,819	(0.4)	185,307	(0.4)	207,649	(0.5)	192,627	(0.5)	172,188	(0.4)	105,039	(0.2)	90,061	(0.2)
地方特例交付金	347,091	(0.7)	363,142	(0.8)	336,492	(0.8)	98,764	(0.2)	171,364	(0.4)	178,850	(0.4)	176,804	(0.4)
地方交付税	8,466,217	(17.4)	8,525,417	(19.9)	7,734,354	(19.3)	7,173,365	(17.3)	7,116,252	(16.2)	8,051,488	(18.3)	8,846,620	(19.9)
うち 普通交付税	6,521,983		7,131,279		6,451,237		5,999,002		5,881,462		6,791,138		7,546,643	
うち 特別交付税	1,944,234		1,394,138		1,283,117		1,174,363		1,234,790		1,260,350		1,299,977	
交通安全対策特別交付金	23,169	(0.0)	23,152	(0.1)	24,370	(0.1)	24,229	(0.1)	21,947	(0.0)	21,918	(0.0)	20,555	(0.0)
分担金及び負担金	746,972	(1.5)	854,973	(2.0)	855,004	(2.1)	845,969	(2.0)	870,978	(2.0)	861,356	(2.0)	852,682	(1.9)
使用料	816,071	(1.7)	703,686	(1.6)	686,207	(1.7)	683,958	(1.6)	678,358	(1.5)	650,917	(1.5)	659,195	(1.5)
手数料	140,728	(0.3)	139,026	(0.3)	141,469	(0.4)	138,696	(0.3)	132,848	(0.3)	133,516	(0.3)	135,647	(0.3)
国庫支出金	4,389,181	(9.0)	4,886,411	(11.4)	3,314,225	(8.3)	2,970,856	(7.2)	4,665,004	(10.6)	5,977,185	(13.6)	5,635,618	(12.7)
都道府県支出金	2,183,075	(4.5)	2,906,540	(6.8)	2,092,399	(5.2)	2,270,624	(5.5)	2,424,603	(5.5)	2,538,129	(5.8)	2,913,742	(6.6)
財産収入	331,830	(0.7)	154,691	(0.4)	137,779	(0.3)	505,311	(1.2)	556,362	(1.3)	49,889	(0.1)	46,968	(0.1)
寄附金	28,201	(0.1)	13,610	(0.0)	17,334	(0.0)	17,313	(0.0)	9,571	(0.0)	8,233	(0.0)	24,287	(0.1)
繰入金	4,443,527	(9.1)	367,579	(0.9)	450,877	(1.1)	899,086	(2.2)	1,481,001	(3.4)	1,579,005	(3.6)	711,267	(1.6)
繰越金	1,415,407	(2.9)	2,250,772	(5.3)	1,702,953	(4.2)	2,736,272	(6.6)	1,982,355	(4.5)	2,567,116	(5.8)	2,320,404	(5.2)
諸収入	1,804,536	(3.7)	1,221,230	(2.9)	1,201,292	(3.0)	1,225,938	(3.0)	1,187,052	(2.7)	1,124,081	(2.5)	1,098,116	(2.5)
地方債	6,789,700	(14.0)	3,269,100	(7.6)	3,333,300	(8.3)	2,786,800	(6.7)	3,872,900	(8.8)	2,824,400	(6.4)	2,979,200	(6.7)
うち 臨時財政対策債	1,800,700		1,382,100		1,232,700		1,118,400		1,047,600		1,625,900		1,700,000	
うち 合併特例債	0		619,100		1,668,800		996,100		2,525,000		919,400		826,100	
合 計	48,654,815	(100.0)	42,825,572	(100.0)	40,087,401	(100.0)	41,471,770	(100.0)	43,988,560	(100.0)	44,083,054	(100.0)	44,346,337	(100.0)

項目 / 年度	H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
地方税	16,109,187	(35.4)	15,751,185	(33.5)	16,141,741	(32.6)	15,594,583	(31.6)	15,512,406	(30.3)	15,429,124	(28.7)	15,801,415	(30.8)
地方譲与税	417,246	(0.9)	391,375	(0.8)	372,202	(0.8)	354,805	(0.7)	370,674	(0.7)	367,024	(0.7)	368,057	(0.7)
利子割交付金	46,156	(0.1)	43,600	(0.1)	43,421	(0.1)	39,294	(0.1)	34,616	(0.1)	21,643	(0.0)	30,286	(0.1)
配当割交付金	22,495	(0.0)	22,302	(0.0)	47,532	(0.1)	89,226	(0.2)	69,161	(0.1)	42,645	(0.1)	59,298	(0.1)
株式等譲渡所得割交付金	5,865	(0.0)	7,150	(0.0)	75,316	(0.2)	58,613	(0.1)	69,589	(0.1)	28,029	(0.1)	65,153	(0.1)
地方消費税交付金	965,326	(2.1)	964,580	(2.1)	956,359	(1.9)	1,164,479	(2.4)	2,041,751	(4.0)	1,825,350	(3.4)	1,881,053	(3.7)
工 場利用税交付金	7,007	(0.0)	6,485	(0.0)	5,245	(0.0)	3,202	(0.0)	3,110	(0.0)	2,227	(0.0)	2,013	(0.0)
自動車取得税交付金	79,662	(0.2)	96,711	(0.2)	85,149	(0.2)	43,536	(0.1)	57,731	(0.1)	71,054	(0.1)	91,847	(0.2)
地方特例交付金	151,557	(0.3)	55,758	(0.1)	56,393	(0.1)	58,932	(0.1)	58,240	(0.1)	59,625	(0.1)	66,779	(0.1)
地方交付税	9,012,263	(19.8)	9,043,317	(19.2)	9,008,227	(18.2)	8,809,119	(17.9)	8,951,667	(17.5)	8,366,775	(15.6)	8,492,909	(16.6)
うち普通交付税	7,645,569		7,746,807		7,736,889		7,565,956		7,729,348		7,216,027		7,335,041	
うち特別交付税	1,366,694		1,296,510		1,271,338		1,243,163		1,222,319		1,150,748		1,157,868	
交通安全対策特別交付金	19,719	(0.0)	19,579	(0.0)	18,770	(0.0)	16,343	(0.0)	16,887	(0.0)	15,188	(0.0)	14,619	(0.0)
分担金及び負担金	488,312	(1.1)	518,951	(1.1)	547,958	(1.1)	537,367	(1.1)	534,700	(1.0)	510,802	(1.0)	515,066	(1.0)
使用料	659,444	(1.5)	679,916	(1.4)	675,970	(1.4)	690,862	(1.4)	683,693	(1.3)	644,452	(1.2)	627,673	(1.2)
手数料	131,648	(0.3)	129,609	(0.3)	129,186	(0.3)	129,211	(0.3)	128,724	(0.3)	129,898	(0.2)	130,495	(0.3)
国庫支出金	5,616,364	(12.4)	5,280,578	(11.2)	6,994,112	(14.1)	6,950,348	(14.1)	6,309,131	(12.3)	6,093,538	(11.3)	6,195,846	(12.1)
都道府県支出金	2,765,487	(6.1)	3,016,848	(6.4)	3,146,703	(6.4)	3,443,751	(7.0)	3,250,832	(6.4)	5,692,419	(10.6)	4,261,413	(8.3)
財産収入	72,309	(0.2)	189,391	(0.4)	67,342	(0.1)	54,381	(0.1)	120,061	(0.2)	2,228,810	(4.1)	1,341,782	(2.6)
寄附金	1,643	(0.0)	2,693	(0.0)	10,680	(0.0)	8,742	(0.0)	493,844	(1.0)	275,306	(0.5)	183,829	(0.4)
繰入金	626,866	(1.4)	1,996,095	(4.2)	2,159,943	(4.4)	1,885,940	(3.8)	2,158,852	(4.2)	3,252,739	(6.1)	1,966,510	(3.8)
繰越金	2,371,811	(5.2)	2,464,678	(5.2)	2,721,958	(5.5)	2,538,733	(5.1)	2,752,012	(5.4)	3,245,324	(6.0)	2,133,566	(4.2)
諸収入	1,148,076	(2.5)	1,137,926	(2.4)	1,097,093	(2.2)	1,054,382	(2.1)	1,064,294	(2.1)	1,110,211	(2.1)	1,165,339	(2.3)
地方債	4,735,800	(10.4)	5,191,825	(11.0)	5,094,225	(10.3)	5,818,525	(11.8)	6,501,125	(12.7)	4,328,625	(8.1)	5,852,200	(11.4)
うち臨時財政対策債	2,134,200		2,195,400		2,363,100		2,137,200		2,083,500		1,706,700		1,834,200	
うち合併特例債	2,278,100		2,595,000		2,454,600		2,860,500		2,541,100		1,452,400		3,202,600	
合 計	45,454,243	(100.0)	47,010,552	(100.0)	49,455,525	(100.0)	49,344,374	(100.0)	51,183,100	(100.0)	53,740,808	(100.0)	51,247,148	(100.0)

項目 / 年度	H30		R1		R2		R3		R4		R5		R6	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
地方税	15,777,320	(30.6)	16,212,060	(28.8)	15,796,170	(25.6)	15,833,548	(27.5)	15,894,260	(26.7)	16,328,319	(29.2)	16,959,627	(28.4)
地方譲与税	371,381	(0.7)	393,895	(0.7)	420,985	(0.7)	427,691	(0.7)	439,472	(0.7)	442,960	(0.8)	466,131	(0.8)
利子割交付金	27,903	(0.1)	17,356	(0.0)	17,509	(0.0)	15,961	(0.0)	10,903	(0.0)	6,990	(0.0)	10,780	(0.0)
配当割交付金	45,791	(0.1)	53,603	(0.1)	45,903	(0.1)	72,451	(0.1)	65,341	(0.1)	72,932	(0.1)	103,010	(0.2)
株式等譲渡所得割交付金	38,516	(0.1)	31,542	(0.1)	62,114	(0.1)	90,284	(0.2)	53,715	(0.1)	88,185	(0.2)	153,290	(0.2)
地方消費税交付金	1,977,093	(3.8)	1,854,253	(3.3)	2,269,045	(3.7)	2,466,290	(4.3)	2,552,677	(4.3)	2,540,385	(4.5)	2,796,816	(4.7)
工場地場利用税交付金	1,963	(0.0)	2,022	(0.0)	1,995	(0.0)	2,049	(0.0)	1,847	(0.0)	1,734	(0.0)	1,526	(0.0)
自動車取得税交付金	96,720	(0.2)	49,487	(0.1)	-	-	-	-	-	-	4,812	(0.0)	-	-
自動車税環境性能割交付金	-	-	15,192	(0.0)	26,722	(0.0)	29,137	(0.1)	33,004	(0.1)	42,987	(0.1)	47,173	(0.1)
法人事業税交付金	-	-	-	-	134,373	(0.2)	243,505	(0.4)	247,327	(0.4)	248,976	(0.4)	274,506	(0.5)
地方特例交付金	76,507	(0.1)	259,516	(0.5)	106,867	(0.2)	287,475	(0.5)	119,826	(0.2)	125,378	(0.2)	557,215	(0.9)
地方交付税	8,409,338	(16.3)	8,732,036	(15.5)	8,460,619	(13.7)	10,488,870	(18.2)	10,347,469	(17.4)	10,739,911	(19.2)	10,154,090	(17.0)
うち 普通交付税	7,255,062		7,623,972		7,374,367		9,370,101		9,228,329		9,648,598		9,053,362	
うち 特別交付税	1,154,276		1,108,064		1,086,252		1,118,769		1,119,140		1,091,313		1,100,728	
交通安全対策特別交付金	13,574	(0.0)	12,433	(0.0)	13,131	(0.0)	11,918	(0.0)	10,466	(0.0)	9,318	(0.0)	8,700	(0.0)
分担金及び負担金	532,853	(1.0)	384,908	(0.7)	248,363	(0.4)	261,160	(0.5)	244,073	(0.4)	248,256	(0.4)	239,126	(0.4)
使用料	600,534	(1.2)	520,737	(0.9)	440,604	(0.7)	389,836	(0.7)	390,488	(0.7)	376,368	(0.7)	355,131	(0.6)
手数料	128,371	(0.2)	129,820	(0.2)	190,838	(0.3)	205,954	(0.4)	219,900	(0.4)	257,019	(0.5)	280,002	(0.5)
国庫支出金	6,516,079	(12.7)	7,934,946	(14.1)	19,613,405	(31.8)	11,604,140	(20.1)	11,724,479	(19.7)	9,906,273	(17.7)	10,121,940	(16.9)
都道府県支出金	3,432,375	(6.7)	3,698,872	(6.6)	3,586,493	(5.8)	4,191,327	(7.3)	4,102,912	(6.9)	3,924,991	(7.0)	4,188,194	(7.0)
財産収入	42,819	(0.1)	242,243	(0.4)	61,044	(0.1)	38,964	(0.1)	98,715	(0.2)	47,678	(0.1)	49,653	(0.1)
寄附金	235,646	(0.5)	748,486	(1.3)	793,172	(1.3)	892,325	(1.5)	906,213	(1.5)	848,728	(1.5)	892,799	(1.5)
繰入金	2,080,482	(4.0)	2,182,852	(3.9)	1,586,868	(2.6)	1,700,477	(2.9)	2,990,201	(5.0)	1,900,796	(3.4)	2,235,870	(3.7)
繰越金	2,112,712	(4.1)	2,569,102	(4.6)	2,425,665	(3.9)	3,234,228	(5.6)	3,839,949	(6.5)	4,194,399	(7.5)	3,168,496	(5.3)
諸収入	1,160,772	(2.3)	1,117,688	(2.0)	1,247,360	(2.0)	1,152,063	(2.0)	1,323,919	(2.2)	1,189,051	(2.1)	1,409,802	(2.4)
地方債	7,825,300	(15.2)	9,198,900	(16.3)	4,182,200	(6.8)	4,022,300	(7.0)	3,830,300	(6.4)	2,420,900	(4.3)	5,239,900	(8.8)
うち 臨時財政対策債	1,788,000		1,507,600		1,400,000		1,300,000		0		0		0	
うち 合併特例債	4,920,500		5,724,100		1,504,000		1,723,200		3,170,000		1,599,300		3,796,400	
合計	51,504,049	(100.0)	56,361,949	(100.0)	61,731,445	(100.0)	57,661,953	(100.0)	59,447,456	(100.0)	55,967,346	(100.0)	59,713,777	(100.0)

資料：財政課（地方財政状況調査）

注 構成比の数値は、四捨五入の関係で合計が必ずしも100%にならない場合がある

歳入の決算規模は、合併後、400億円台で推移していたが、2015（平成27）年度に初めて500億円を超え、2020（令和2）年度には600億円に達している。同年度は、新型コロナウイルス対策として実施された特別定額給付金支給事業等の特殊要因があり、歳入のうち国庫支出金が大幅に増加しており、その後は500億円台で推移している。

2005（平成17）年度、2014（平成26）年度、2023（令和5）年度という約10年ごとの推移で歳入・歳出の内訳を見てみると、まず歳入については、市税が149億4千万円→155億9千万円→163億3千万円と微増傾向にある。最も市税収入が多かったのは2007（平成19）年度の172億3千万円で、その後は、リーマンショック等の影響で一時落ち込みを見せたが、その後、160億円前後で推移している。

地方交付税は85億3千万円→88億1千万円→107億4千万円で、合併算定替の特例期間が終了したものの、増加している。これは、公債費の増加や臨時経済対策費などの新たな算定項目の追加等による基準財政需要額の増加等によるものである。

国庫支出金は48億9千万円→69億5千万円→99億1千万円と増加しており、社会保障に係る扶助費の増加や大型施設の整備等に伴う補助金・負担金等の増加が要因とみられる。

市債については、32億7千万円→58億2千万円→24億2千万円と変動しており、特に大型施設の整備等に要する投資的経費の増加が続いた2012（平成24）年度から2019（令和元）年度にかけては、おおむね50億円を超える借入が続いたが、現在は減少傾向にある。

図表2-4-5 普通会計目的別歳出決算額の推移

(単位：千円、%)

項目 / 年度	H16		H17		H18		H19		H20		H21		H22	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議会費	598,358	(1.3)	310,001	(0.8)	306,948	(0.8)	308,020	(0.8)	307,862	(0.7)	289,590	(0.7)	288,784	(0.7)
総務費	6,133,168	(13.2)	6,080,965	(14.8)	4,293,282	(11.5)	6,379,987	(16.2)	5,349,518	(12.9)	9,004,072	(21.6)	6,768,286	(16.1)
民生費	12,880,179	(27.8)	11,695,154	(28.4)	11,698,686	(31.3)	11,814,931	(29.9)	11,589,732	(28.0)	11,971,736	(28.7)	13,765,530	(32.8)
衛生費	3,107,871	(6.7)	2,729,052	(6.6)	2,536,149	(6.8)	2,623,943	(6.6)	3,149,340	(7.6)	3,145,337	(7.5)	3,484,637	(8.3)
労働費	222,760	(0.5)	226,758	(0.6)	222,657	(0.6)	219,969	(0.6)	252,113	(0.6)	396,654	(0.9)	478,282	(1.1)
農林水産業費	1,987,496	(4.3)	1,525,418	(3.7)	1,576,139	(4.2)	2,074,640	(5.3)	1,367,714	(3.3)	1,399,794	(3.4)	1,767,046	(4.2)
商工費	741,093	(1.6)	782,194	(1.9)	1,045,290	(2.8)	1,000,521	(2.5)	1,520,330	(3.7)	1,190,751	(2.9)	1,256,326	(3.0)
土木費	7,571,998	(16.3)	5,215,171	(12.7)	4,677,277	(12.5)	4,928,787	(12.5)	5,551,132	(13.4)	4,324,291	(10.4)	4,579,984	(10.9)
消防費	1,626,331	(3.5)	1,586,491	(3.9)	2,180,626	(5.8)	1,404,809	(3.6)	1,302,750	(3.1)	1,316,905	(3.2)	1,269,562	(3.0)
教育費	5,102,725	(11.0)	3,213,190	(7.8)	3,610,854	(9.7)	3,490,345	(8.8)	5,812,387	(14.0)	3,654,067	(8.7)	3,244,223	(7.7)
災害復旧費	1,263,651	(2.7)	2,600,646	(6.3)	200,263	(0.5)	33,581	(0.1)	18,963	(0.0)	20,763	(0.0)	1,483	(0.0)
公債費	5,168,413	(11.1)	5,157,579	(12.5)	5,002,958	(13.4)	5,209,882	(13.2)	5,199,603	(12.6)	5,048,690	(12.1)	5,070,383	(12.1)
合計	46,404,043	(100.0)	41,122,619	(100.0)	37,351,129	(100.0)	39,489,415	(100.0)	41,421,444	(100.0)	41,762,650	(100.0)	41,974,526	(100.0)

項目 / 年度	H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議会費	378,742	(0.9)	324,637	(0.7)	329,845	(0.7)	342,913	(0.7)	345,399	(0.7)	316,122	(0.6)	335,186	(0.7)
総務費	5,721,536	(13.3)	7,181,803	(16.2)	8,593,982	(18.3)	5,946,175	(12.8)	7,914,831	(16.5)	8,076,300	(15.6)	6,895,709	(14.0)
民生費	13,956,255	(32.5)	14,954,536	(33.8)	14,654,322	(31.2)	16,049,030	(34.4)	16,755,588	(35.0)	16,760,210	(32.5)	17,346,021	(35.3)
衛生費	4,136,379	(9.6)	3,001,127	(6.8)	2,932,313	(6.3)	2,935,496	(6.3)	2,605,599	(5.4)	2,590,280	(5.0)	2,761,535	(5.6)
労働費	464,586	(1.1)	295,827	(0.7)	388,879	(0.8)	292,355	(0.6)	240,475	(0.5)	215,748	(0.4)	218,920	(0.4)
農林水産業費	1,529,719	(3.6)	1,772,330	(4.0)	2,002,116	(4.3)	2,010,682	(4.3)	2,082,627	(4.3)	4,267,091	(8.3)	2,548,800	(5.2)
商工費	1,415,373	(3.3)	1,457,105	(3.3)	1,521,229	(3.2)	1,312,495	(2.8)	1,260,642	(2.6)	1,219,983	(2.4)	1,096,504	(2.2)
土木費	4,978,019	(11.6)	4,986,595	(11.3)	6,259,459	(13.3)	5,883,623	(12.6)	5,260,246	(11.0)	8,062,761	(15.6)	6,776,146	(13.8)
消防費	1,292,403	(3.0)	1,502,473	(3.4)	1,715,488	(3.7)	2,182,235	(4.7)	2,033,082	(4.2)	1,469,474	(2.8)	1,500,983	(3.1)
教育費	3,541,001	(8.2)	3,536,503	(8.0)	3,454,188	(7.4)	4,645,498	(10.0)	5,086,339	(10.6)	4,601,333	(8.9)	5,448,904	(11.1)
災害復旧費	381,334	(0.9)	448,226	(1.0)	314,215	(0.7)	243,084	(0.5)	43,359	(0.1)	15,165	(0.0)	155,535	(0.3)
公債費	5,194,218	(12.1)	4,827,432	(10.9)	4,750,756	(10.1)	4,748,776	(10.2)	4,309,589	(9.0)	4,012,775	(7.8)	4,050,193	(8.2)
合計	42,989,565	(100.0)	44,288,594	(100.0)	46,916,792	(100.0)	46,592,362	(100.0)	47,937,776	(100.0)	51,607,242	(100.0)	49,134,436	(100.0)

項目 / 年度	H30		R1		R2		R3		R4		R5		R6	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議会費	327,723	(0.7)	320,715	(0.6)	299,617	(0.5)	281,162	(0.5)	288,610	(0.5)	324,321	(0.6)	321,274	(0.6)
総務費	6,627,116	(13.5)	7,637,456	(14.2)	16,704,639	(28.6)	8,602,658	(16.0)	7,636,554	(13.8)	7,632,602	(14.5)	6,670,671	(11.9)
民生費	17,113,340	(35.0)	17,972,994	(33.3)	17,828,733	(30.5)	20,360,976	(37.8)	19,784,321	(35.8)	20,585,247	(39.0)	21,238,269	(37.9)
衛生費	2,962,160	(6.1)	6,024,733	(11.2)	3,106,073	(5.3)	4,347,094	(8.1)	7,234,727	(13.1)	4,873,659	(9.2)	4,748,877	(8.5)
労働費	214,369	(0.4)	214,326	(0.4)	241,422	(0.4)	185,674	(0.3)	185,546	(0.3)	185,571	(0.4)	185,051	(0.3)
農林水産業費	1,660,472	(3.4)	1,635,284	(3.0)	1,621,483	(2.8)	1,698,682	(3.2)	1,839,247	(3.3)	1,759,180	(3.3)	1,574,751	(2.8)
商工費	2,001,946	(4.1)	2,003,274	(3.7)	2,165,192	(3.7)	2,826,568	(5.3)	1,919,607	(3.5)	1,356,845	(2.6)	1,412,377	(2.5)
土木費	6,959,541	(14.2)	6,347,233	(11.8)	5,517,582	(9.4)	4,389,158	(8.2)	4,295,628	(7.8)	4,578,634	(8.7)	4,711,564	(8.4)
消防費	1,544,293	(3.2)	1,544,461	(2.9)	1,358,383	(2.3)	1,382,768	(2.6)	1,583,026	(2.9)	1,413,670	(2.7)	1,578,165	(2.8)
教育費	5,053,519	(10.3)	5,936,087	(11.0)	5,149,351	(8.8)	4,911,326	(9.1)	5,249,594	(9.5)	4,842,201	(9.2)	8,368,121	(15.0)
災害復旧費	334,941	(0.7)	173,668	(0.3)	86,764	(0.1)	55,529	(0.1)	29,948	(0.1)	9,334	(0.0)	23,077	(0.0)
公債費	4,135,527	(8.5)	4,126,053	(7.6)	4,417,978	(7.6)	4,780,409	(8.9)	5,206,249	(9.4)	5,237,586	(9.9)	5,195,053	(9.3)
合計	48,934,947	(100.0)	53,936,284	(100.0)	58,497,217	(100.0)	53,822,004	(100.0)	55,253,057	(100.0)	52,798,850	(100.0)	56,027,250	(100.0)

資料：財政課（地方財政状況調査）

注 構成比の数値は、四捨五入の関係で合計が必ずしも100%にならない場合がある

図表2-4-6 普通会計性質別歳出決算額の推移

項目 / 年度	H16		H17		H18		H19		H20		H21		H22	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
義務的 扶助費 公債費	8,968,026	(19.3)	8,414,368	(20.5)	8,340,486	(22.3)	8,480,312	(21.5)	8,583,468	(20.7)	8,413,913	(20.1)	8,273,937	(19.7)
	5,573,740	(12.0)	5,985,928	(14.6)	6,128,249	(16.4)	6,351,326	(16.1)	6,440,439	(15.5)	6,579,305	(15.8)	8,270,886	(19.7)
	5,168,413	(11.1)	5,157,579	(12.5)	5,002,958	(13.4)	5,209,882	(13.2)	5,199,603	(12.6)	5,048,690	(12.1)	5,070,383	(12.1)
小計	19,710,179	(42.5)	19,557,875	(47.6)	19,471,693	(52.1)	20,041,520	(50.8)	20,223,510	(48.8)	20,041,908	(48.0)	21,615,206	(51.5)
物件費 維持補修費 補助費等	5,928,237	(12.8)	4,664,734	(11.3)	4,430,359	(11.9)	4,660,208	(11.8)	4,660,946	(11.3)	5,022,376	(12.0)	4,879,847	(11.6)
	473,887	(1.0)	329,236	(0.8)	365,053	(1.0)	344,776	(0.9)	333,590	(0.8)	412,468	(1.0)	333,050	(0.8)
	2,257,615	(4.9)	1,688,920	(4.1)	1,783,695	(4.8)	2,361,260	(6.0)	2,584,451	(6.2)	4,623,162	(11.1)	2,083,013	(5.0)
繰出金	5,707,702	(12.3)	5,227,516	(12.7)	5,576,143	(14.9)	5,442,360	(13.8)	4,816,050	(11.6)	5,005,283	(12.0)	5,032,568	(12.0)
積立金	363,074	(0.8)	1,702,562	(4.1)	9,070	(0.0)	1,862,941	(4.7)	1,156,584	(2.8)	2,208,915	(5.3)	2,246,219	(5.4)
投資及び出資金・貸付金	694,845	(1.5)	635,610	(1.5)	627,790	(1.7)	627,910	(1.6)	631,544	(1.5)	651,860	(1.6)	759,830	(1.8)
投資的 経費	10,004,853	(21.6)	4,715,520	(11.5)	4,887,063	(13.1)	4,114,859	(10.4)	6,995,806	(16.9)	3,775,915	(9.0)	5,023,310	(12.0)
	1,263,651	(2.7)	2,600,646	(6.3)	200,263	(0.5)	33,581	(0.1)	18,963	(0.0)	20,763	(0.0)	1,483	(0.0)
	11,268,504	(24.3)	7,316,166	(17.8)	5,087,326	(13.6)	4,148,440	(10.5)	7,014,769	(16.9)	3,796,678	(9.1)	5,024,793	(12.0)
合計	46,404,043	(100.0)	41,122,619	(100.0)	37,351,129	(100.0)	39,489,415	(100.0)	41,421,444	(100.0)	41,762,650	(100.0)	41,974,526	(100.0)

項目 / 年度	H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
義務的 扶助費 公債費	8,178,675	(19.0)	7,990,422	(18.0)	7,607,970	(16.2)	7,742,678	(16.6)	7,656,179	(16.0)	7,588,968	(14.7)	7,469,834	(15.2)
	8,593,530	(20.0)	8,773,688	(19.8)	9,098,457	(19.4)	9,845,477	(21.1)	9,923,405	(20.7)	10,573,444	(20.5)	10,784,339	(21.9)
	5,194,218	(12.1)	4,827,432	(10.9)	4,750,756	(10.1)	4,748,776	(10.2)	4,309,589	(9.0)	4,012,775	(7.8)	4,050,193	(8.2)
小計	21,966,423	(51.1)	21,591,542	(48.8)	21,457,183	(45.7)	22,336,931	(47.9)	21,889,173	(45.7)	22,175,187	(43.0)	22,304,366	(45.4)
物件費 維持補修費 補助費等	5,004,506	(11.6)	4,834,072	(10.9)	5,107,973	(10.9)	5,291,842	(11.4)	5,306,069	(11.1)	5,506,434	(10.7)	5,513,064	(11.2)
	465,611	(1.1)	462,897	(1.0)	473,326	(1.0)	470,532	(1.0)	528,904	(1.1)	660,464	(1.3)	531,937	(1.1)
	2,067,317	(4.8)	2,338,757	(5.3)	2,209,790	(4.7)	2,310,752	(5.0)	2,273,019	(4.7)	2,423,268	(4.7)	2,692,191	(5.5)
繰出金	5,294,403	(12.3)	6,069,978	(13.7)	5,573,506	(11.9)	5,690,172	(12.2)	6,729,333	(14.0)	6,244,246	(12.1)	6,139,067	(12.5)
積立金	1,388,981	(3.2)	1,458,004	(3.3)	2,146,850	(4.6)	908,324	(1.9)	2,076,794	(4.3)	3,830,439	(7.4)	2,848,772	(5.8)
投資及び出資金・貸付金	578,530	(1.3)	618,817	(1.4)	618,315	(1.3)	625,409	(1.3)	1,504,356	(3.1)	623,926	(1.2)	626,145	(1.3)
投資的 経費	5,842,460	(13.6)	6,466,301	(14.6)	9,015,634	(19.2)	8,715,316	(18.7)	7,586,769	(15.8)	10,128,113	(19.6)	8,323,359	(16.9)
	381,334	(0.9)	448,226	(1.0)	314,215	(0.7)	243,084	(0.5)	43,359	(0.1)	15,165	(0.0)	155,535	(0.3)
	6,223,794	(14.5)	6,914,527	(15.6)	9,329,849	(19.9)	8,958,400	(19.2)	7,630,128	(15.9)	10,143,278	(19.7)	8,478,894	(17.3)
合計	42,989,565	(100.0)	44,288,594	(100.0)	46,916,792	(100.0)	46,592,362	(100.0)	47,937,776	(100.0)	51,607,242	(100.0)	49,134,436	(100.0)

(単位：千円、%)

項目 / 年度	H30		R1		R2		R3		R4		R5		R6	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
義務的 経費	人件費	7,752,248 (15.8)	7,384,316 (13.7)	8,506,027 (14.5)	8,294,320 (15.4)	8,267,920 (15.0)	8,105,104 (15.4)	8,965,417 (16.0)						
	扶助費	10,435,569 (21.3)	10,977,068 (20.4)	10,916,006 (18.7)	13,491,490 (25.1)	12,721,190 (23.0)	13,330,702 (25.2)	13,979,669 (24.9)						
	公債費	4,135,527 (8.5)	4,126,053 (7.6)	4,417,978 (7.6)	4,780,409 (8.9)	5,206,249 (9.4)	5,237,586 (9.9)	5,195,053 (9.3)						
物件費	小計	22,323,344 (45.6)	22,487,437 (41.7)	23,840,011 (40.8)	26,566,219 (49.4)	26,195,359 (47.4)	26,673,392 (50.5)	28,140,139 (50.2)						
		5,614,840 (11.5)	6,035,487 (11.2)	5,834,347 (10.0)	6,753,932 (12.5)	7,001,994 (12.7)	6,069,571 (11.5)	6,252,324 (11.2)						
維持補修費	594,213 (1.2)	604,025 (1.1)	533,851 (0.9)	594,987 (1.1)	634,111 (1.1)	667,254 (1.3)	735,924 (1.3)							
補助費等	2,406,238 (4.9)	3,331,654 (6.2)	15,330,234 (26.2)	5,062,588 (9.4)	4,657,113 (8.4)	3,945,409 (7.5)	3,992,847 (7.1)							
繰出金	6,269,064 (12.8)	6,258,449 (11.6)	4,822,274 (8.2)	4,777,100 (8.9)	4,763,822 (8.6)	4,959,439 (9.4)	5,135,588 (9.2)							
積立金	2,328,411 (4.8)	3,209,694 (6.0)	1,472,762 (2.5)	3,815,074 (7.1)	2,779,188 (5.0)	3,168,781 (6.0)	1,624,043 (2.9)							
投資及び出資金・貸付金	636,711 (1.3)	631,400 (1.2)	1,090,348 (1.9)	1,035,314 (1.9)	1,184,831 (2.1)	1,211,005 (2.3)	1,078,820 (1.9)							
投資的 経費	普通建設事業費	8,427,185 (17.2)	11,204,470 (20.8)	5,486,626 (9.4)	5,161,261 (9.6)	8,006,691 (14.5)	6,094,665 (11.5)	9,044,488 (16.2)						
	災害復旧事業費	334,941 (0.7)	173,668 (0.3)	86,764 (0.1)	55,529 (0.1)	29,948 (0.1)	9,334 (0.0)	23,077 (0.0)						
小計	8,762,126 (17.9)	11,378,138 (21.1)	5,573,390 (9.5)	5,216,790 (9.7)	8,036,639 (14.5)	6,103,999 (11.6)	9,067,565 (16.2)							
合計	48,934,947 (100.0)	53,936,284 (100.0)	58,497,217 (100.0)	53,822,004 (100.0)	55,253,057 (100.0)	52,798,850 (100.0)	56,027,250 (100.0)							

資料：財政課（地方財政状況調査）

注 構成比の数値は、四捨五入の関係で合計が必ずしも100%にならない場合がある

目的別歳出の決算規模について、特に増加が顕著であるのは民生費で、117億円→160億5千万円→205億9千万円と、約20年で2倍近くに増加している。次に、総務費が60億8千万円→59億5千万円→76億3千万円、土木費が52億2千万円→58億8千万円→45億8千万円、教育費が32億1千万円→46億5千万円→48億4千万円、衛生費が27億3千万円→29億4千万円→48億7千万円と、年度によりばらつきはあるが、おおむね増加傾向が続いている。

公債費については、51億6千万円→47億5千万円→52億4千万円と、合併後、減少傾向で推移していたが、市債の借入増により償還が本格化したことなどにより、増加傾向に転じている。

これを性質別歳出の構成比で見ると、人件費については、20.5%→16.6%→15.4%と、組織の効率化もあり減少傾向にある一方で、扶助費が14.6%→21.1%→25.2%と大幅に増加しており、公債費を含めた義務的経費の構成比は、47.6%→47.9%→50.5%と決算総額の半分以上を占める状況となっている。

投資的経費については、2013（平成25）年度から2019（令和元）年度にかけて大幅に増加しており、毎年度、決算総額のおおむね15%から20%を占める支出が行われるとともに、この期間に借り入れた市債の償還により、前述の公債費の増加が生じている。

第2節 市債

1 市債の概要

市債については、合併前に2市2町や事務組合等で発行されていた地方債の償還債務を引き継ぐとともに、地方財政法第5条で規定する公営企業、災害復旧、建設事業等への財源とする地方債のほか、臨時財政対策債や合併特例債など、必要な地方債を発行し、財源不足への対応や財政負担の軽減を図っている。

臨時財政対策債は、2001（平成13）年度から地方の財源不足に対処するため、地方交付税の一部を代替し、措置されている地方債で、元利償還金全額が後年度の地方交付税に算入されることから、各年度の財源不足の状況に応じて発行している。

合併特例債は、合併自治体のみ認められる地方債で、新市建設計画に掲載され、合併の趣旨に沿った適債事業（合併市町村をつなぐ道路や、合併市町村の格差を埋める公共施設の整備など）の財源として発行することができ、交付税措置率は70%である。人口や合併市町村数などによって起債上限額が決まっており、本市の場合は約440億円である。当初の発行期限は合併後10年間とされていたが、2度にわたる延長により、2024（令和6）年度までとされた。

なお、地方債の発行については、2006（平成18）年度に許可制から事前協議制に移行している。

2 市債発行額と市債残高の推移

図表2-4-7は、市債発行額の推移を示したものである。一般会計について、年度によって増減はあるものの、普通建設事業をはじめとする投資的経費の増加に伴い、合併特例債を中心とした市債発行額が2012（平成24）年度からおおむね50億円を超える規模に増加し、2019（令和元）

年度には約92億円の規模まで膨らんだ。その後は、減少傾向となり、現在は20～50億円の規模で推移している。

図表2-4-7 市債発行額の推移

(単位：千円)

区分 / 年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
一般会計	6,675,900	3,267,500	3,331,700	2,785,200	4,152,100	3,198,300	2,978,500
うち臨時財政対策債	1,800,700	1,382,100	1,232,700	1,118,400	1,047,600	1,625,900	1,700,000
うち合併特例債	-	619,100	1,668,800	996,100	2,525,000	919,400	826,100
特別会計	1,323,362	1,655,164	1,525,800	4,331,900	3,471,400	2,511,100	1,501,200
うち簡易水道事業特別会計	27,200	18,100	-	16,700	90,100	-	-
うち公共下水道事業特別会計	1,242,300	1,479,300	1,525,800	4,315,200	3,311,200	2,511,100	1,501,200
企業会計	175,000	601,600	982,800	1,057,400	1,194,400	1,772,300	165,600
うち水道事業会計	175,000	601,600	982,800	768,800	827,300	593,700	165,600
うち病院事業会計	-	-	-	288,600	367,100	1,178,600	-
合計	8,174,262	5,524,264	5,840,300	8,174,500	8,817,900	7,481,700	4,645,300

区分 / 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
一般会計	4,735,100	5,191,200	5,093,600	5,817,900	6,500,500	4,328,000	5,852,200
うち臨時財政対策債	2,134,200	2,195,400	2,363,100	2,137,200	2,083,500	1,706,700	1,834,200
うち合併特例債	2,278,100	2,595,000	2,454,600	2,860,500	2,541,100	1,452,400	3,202,600
特別会計	1,413,300	1,459,475	1,342,260	1,280,610	1,012,300	1,394,200	1,358,200
うち簡易水道事業特別会計	-	7,200	5,300	13,700	-	11,900	16,000
うち公共下水道事業特別会計	1,413,300	1,422,300	1,265,800	1,205,500	1,012,300	1,074,700	1,342,200
企業会計	9,800	83,100	84,900	47,000	41,800	70,000	82,300
うち水道事業会計	9,800	83,100	70,800	47,000	41,800	70,000	57,700
うち病院事業会計	-	-	14,100	-	-	-	24,600
合計	6,158,200	6,733,775	6,520,760	7,145,510	7,554,600	5,792,200	7,292,700

区分 / 年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一般会計	7,825,300	9,198,900	4,182,200	4,022,300	3,830,300	2,420,900	5,239,900
うち臨時財政対策債	1,788,000	1,507,600	1,400,000	1,300,000	-	-	-
うち合併特例債	4,920,500	5,724,100	1,504,000	1,723,200	3,170,000	1,599,300	3,796,400
特別会計	951,200	1,139,000	11,900	-	-	-	-
うち簡易水道事業特別会計	9,000	25,000	11,900	-	-	-	-
うち公共下水道事業特別会計	942,200	1,114,000	-	-	-	-	-
企業会計	115,200	138,700	968,700	1,018,400	1,216,000	732,700	1,043,100
うち水道事業会計	55,800	86,300	119,600	171,200	310,200	100,300	207,300
うち病院事業会計	59,400	52,400	8,000	-	216,300	25,300	29,700
うち公共下水道事業会計	-	-	841,100	847,200	689,500	607,100	806,100
合計	8,891,700	10,476,600	5,162,800	5,040,700	5,046,300	3,153,600	6,283,000

資料：財政課ほか（各年度決算書）

図表2-4-8 市債残高の推移

(単位：千円)

区分 / 年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
一般会計	48,572,927	47,860,886	46,105,248	44,717,171	44,361,519	43,061,341	41,830,350
うち臨時財政対策債	6,180,700	7,530,908	8,660,684	9,493,905	10,187,171	11,397,158	12,612,952
うち合併特例債		619,100	2,287,900	3,284,000	5,792,960	6,618,188	7,253,723
特別会計	26,117,369	26,256,838	27,118,016	26,694,340	26,053,718	25,592,750	25,141,474
うち簡易水道事業特別会計	1,054,140	1,047,191	1,008,500	959,345	912,637	858,216	802,069
うち公共下水道事業特別会計	23,513,855	23,606,865	23,643,902	23,604,186	23,338,799	23,185,825	23,033,100
企業会計	9,218,589	9,450,046	9,933,563	10,156,951	10,302,198	11,590,630	11,094,140
うち水道事業会計	5,629,740	6,160,266	6,908,394	7,407,512	7,760,401	8,132,383	8,064,678
うち病院事業会計	3,588,849	3,289,780	3,025,169	2,749,439	2,541,797	3,458,247	3,029,462
合計	83,908,885	83,567,770	83,156,827	81,568,462	80,717,435	80,244,721	78,065,964

区分 / 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
一般会計	42,180,147	43,310,190	44,380,547	46,124,575	48,941,977	49,826,902	52,146,966
うち臨時財政対策債	14,198,395	15,780,529	17,435,990	18,757,785	19,898,446	20,525,675	21,133,332
うち合併特例債	9,296,793	11,629,109	13,747,574	16,183,940	18,210,302	19,035,552	21,401,711
特別会計	24,589,661	24,203,152	23,831,889	23,465,560	22,817,010	22,552,689	22,231,933
うち簡易水道事業特別会計	744,549	693,400	646,504	619,042	583,015	557,213	533,156
うち公共下水道事業特別会計	22,801,660	22,644,309	22,415,887	22,143,080	21,690,430	21,281,293	21,120,579
企業会計	10,481,385	9,748,440	9,173,308	8,446,015	8,001,609	7,570,893	7,157,785
うち水道事業会計	7,802,530	7,425,877	7,198,786	6,841,997	6,542,143	6,260,647	5,977,008
うち病院事業会計	2,678,855	2,322,563	1,974,522	1,604,018	1,459,466	1,310,246	1,180,777
合計	77,251,191	78,899,806	79,385,744	81,218,824	84,760,591	85,760,591	88,536,684

区分 / 年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一般会計	56,314,978	61,814,911	61,982,738	61,590,507	60,545,026	58,035,760	58,367,801
うち臨時財政対策債	21,559,880	21,572,822	21,366,630	20,964,696	19,186,342	17,391,966	15,724,300
うち合併特例債	25,233,536	29,758,809	29,724,470	29,637,481	30,722,698	30,191,529	31,786,362
特別会計	21,515,014	21,010,749	777,354	241,491	175,559	119,029	77,463
うち簡易水道事業特別会計	501,431	485,025	459,230	-	-	-	-
うち公共下水道事業特別会計	20,521,069	20,123,695	-	-	-	-	-
企業会計	6,768,101	6,387,138	25,435,973	24,925,586	24,126,388	22,819,746	21,825,066
うち水道事業会計	5,681,387	5,406,665	5,156,095	5,368,590	5,249,377	4,910,751	4,678,226
うち病院事業会計	1,086,714	980,473	823,740	679,662	739,768	583,930	401,375
うち公共下水道事業会計	-	-	19,456,138	18,877,334	18,137,243	17,325,065	16,745,465
合計	84,598,093	89,212,797	88,196,064	86,757,584	84,846,973	80,974,535	80,270,331

資料：財政課ほか

図表2-4-8は市債残高の推移を示したものである。一般会計の市債残高は、合併後、2010（平成22）年度末まで減少を続けていたが、その後は増加に転じ、2020（令和2）年度末には約620億円となった。その後は減少傾向となり、2024（令和6）年度末現在では約584億円となっている。

その内訳を見ると、当初、個別の建設事業等への財源とする借入が中心であったが、臨時財政対策債や合併特例債など償還時に財政措置の割合が高い市債が増加しており、全体の8割以上を占める状況となっている。

特別会計の市債残高は、合併後、2006（平成18）年度まで増加し、それ以降は減少している。

企業会計の市債残高は、合併後、2009（平成21）年度まで増加し、それ以降は2019（令和元）年度まで減少している。

なお、2020（令和2）年度に特別会計の市債残高が激減し、企業会計が急増したのは、特別会計における市債残高の大部分を占めていた公共下水道事業が企業会計に移行したためである。

第3節 基金

1 基金の概要

基金は、法律で設置が義務付けられているもののほか、特定の目的に応じて条例の定めにより設置されている。本市における基金は、合併時、財政調整基金をはじめ計22の基金を有していたが、行政目的に応じた設置、運用、廃止等を行っており、現在は、21の基金を設置している。

図表2-4-9 基金一覧

NO	基金名	設置年度	廃止年度	設置目的	備考
1	西条市財政調整基金	H16		年度間の財源の不均衡を調整	
2	西条市減債基金	H16		市債の償還に必要な財源の確保	
3	西条市国際交流基金	H16		国際交流の進展と人材育成	
4	西条市福祉基金	H16		高齢者等の社会参加と保健福祉の増進	
5	西条市旭新開墓地管理基金	H16		旭新開墓地の管理	
6	西条市中山間ふるさと・水と土保全対策基金	H16		中山間地域における土地改良施設の保全等集落共同活動推進	
7	西条市漁業振興対策基金	H16		西条地区における漁業振興対策事業	
8	西条市国民健康保険財政調整基金	H16		国民健康保険における年度間の財源の不均衡を調整	国民健康保険特別会計で運用
9	西条市介護給付費準備基金	H16		介護保険事業の健全な財政運営	介護保険特別会計で運用
10	西条市水産資源育成基金	H16		東部臨海土地造成事業に伴う水産資源育成事業	R6年度までひうち地域振興整備事業特別会計で運用
11	西条市ひうち緑地等管理基金	H16		東部臨海土地造成事業により整備した緑地等の管理	R6年度までひうち地域振興整備事業特別会計で運用

12	西条市港湾施設整備基金 (西条市港湾上屋事業整備基金)	H16		東予港(壬生川及び中央地区)における港湾施設の新設・改修	R5年度まで港湾上屋事業特別会計で運用
13	西条市土地開発基金	H16		公用若しくは公共用に供する土地等の取得資金(定額運用)	
14	庄内財産区運営資金強化基金	H16		庄内財産区の運営資金	庄内財産区特別会計で運用
15	壬生川財産区運営資金強化基金	H16		壬生川財産区の運営資金	壬生川財産区特別会計で運用
16	西条市後期高齢者医療保険基金	H20		後期高齢者医療保険における保健福祉の向上	後期高齢者医療保険特別会計で運用
17	西条市合併振興基金	H29		市民の連帯の強化及び地域振興に要する経費	
18	西条市森林整備基金	R1		森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項に規定する施策に要する経費	
19	西条市ふるさとづくり基金	R2		ふるさとづくり寄附金の管理運用	
20	西条市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金	R2		中小企業に対して実施した新型コロナウイルス感染症対策融資における利子補給に要する経費	R8.3.31 廃止予定
21	西条市公共施設再編整備基金	R4		公共施設等の再編整備、除却等に要する経費	
/	小松町地域交流事業基金	H15	H28	(小松町における)地域交流事業の健全な財政運営	(暫定施行)
/	西条市消防庁舎建設基金	H16	H18	消防庁舎の整備	
/	西条市高齢者肉牛飼育事業基金	H16	H18	高齢者による肉用牛飼育促進	
/	西条市図書館建設基金	H16	H20	新図書館の整備	
/	西条市道前荘福祉基金	H16	H22	特別養護老人ホーム西条市道前荘入所者福祉の向上	介護保険特別会計で運用
/	西条市地域活性化基金	H20	H21	地域活性化・生活対策臨時交付金を原資とする地域活性化事業	
/	西条市介護従事者処遇改善臨時特例基金	H20	H23	平成21年度の介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制	介護保険特別会計で運用
/	西条市勤労者福祉基金	H16	H27	勤労者福祉の充実強化を図るために必要な資金	
/	西条市庁舎整備基金	H22	H28	本庁舎の整備	
/	西条市国民体育大会施設整備基金	H22	H29	第72回国民体育大会の施設整備に関する経費	
/	西条市小松地域交流施設整備基金	H28	R1	石鎚山ハイウェイオアシス館及び椿交流館並びに大日源泉の整備に関する経費	
/	西条市ひうち地域振興整備基金	H16	R6	ひうち地域の振興整備	ひうち地域振興整備事業特別会計で運用

資料：総務課(各基金条例)

2 設置又は廃止した基金

合併後、新たに設置又は廃止した基金は次のとおりである。

(1) 設置した基金

- ① 西条市後期高齢者医療保険基金…国民健康保険財政調整基金の一部を財源として、2008（平成20）年4月に設置。西条市後期高齢者医療保険における保健福祉の向上に資する事業に充当している。
- ② 西条市合併振興基金…2017（平成29）年4月に設置。合併特例法に基づく合併に伴う優遇措置として、市民の連帯の強化及び地域振興に要する経費に充てるため、新市建設計画の期間中である同年度から2019（令和元）年度までの3か年で合併特例債約33億3千万円を借り入れ、約35億1千万円を積み立てた。
- ③ 西条市森林整備基金…2019（令和元）年6月に設置。新たに施行された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、本市が国から譲与を受ける森林環境譲与税を原資として積み立て、森林整備やその人材育成、普及啓発、木材利用促進等に要する費用に充当している。
- ④ 西条市ふるさとづくり基金…2020（令和2）年4月に設置。ふるさと納税等の寄附金を原資として積み立て、地域課題の解決のために市内で活動するNPO等の資金調達に充当している。
- ⑤ 西条市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金…2020（令和2）年10月に設置。国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により創設された臨時交付金を原資として、同感染症の影響を受け融資を受けている市内中小企業者等の利子補給に充当している。設置期間は2025（令和7）年度までとしている。
- ⑥ 西条市公共施設再編整備基金…土地開発基金の一部を財源として2023（令和5）年1月に設置。市有地等の売却収入を積み立てるとともに、公共施設の再編整備や除却等に要する経費に充当している。

(2) 廃止した基金

- ① 西条市高齢者肉牛飼育事業基金…旧丹原町において高齢者による肉用牛飼育を促進し、肉牛資源の確保、高齢者の福祉の向上を目的として、国・県・町がそれぞれ拠出した原資をもって設置したが、合併後の事業実績はなく、今後の事業要望が見込まれないことから、国・県への助成金返納に併せて2007（平成19）年3月末に廃止した。
- ② 西条市消防庁舎建設基金…合併前の周桑事務組合周桑消防本部及び周桑消防署施設整備基金を引き継ぎ、2004（平成16）年11月に設置し、西条市西消防署の整備に充当し、2007（平成19）年3月末に廃止した。
- ③ 西条市図書館建設基金…2003（平成15）年度末に旧西条市の勉学奨励賞基金等を廃止して積み立てた同基金を引き継ぎ、新西条図書館の整備に充当し、2009（平成21）年3月末に廃止した。

- ④ 西条市道前荘福祉基金…合併前の道前福祉衛生事務組合特別養護老人ホーム福祉基金を引き継ぎ、道前荘入所者の福祉向上に資することとしていたが、施設の民間移譲に伴い、2011（平成23）年3月末に廃止した。
- ⑤ 西条市地域活性化基金…2008（平成20）年度に設置し、国から交付された地域活性化・生活対策臨時交付金を原資として1億円を積み立てた。プレミアム付き商品券「石鎚藩札」等の事業に充当し、2010（平成22）年3月末に廃止した。
- ⑥ 西条市介護従事者処遇改善臨時特例基金…2008（平成20）年度に設置し、国からの交付金を財源として積み立てた。介護報酬改定に伴う介護保険料上昇の抑制や、第1号被保険者の負担軽減に関わる介護保険事業の財源として充当し、2012（平成24）年3月末に廃止した。
- ⑦ 西条市勤労者福祉基金…旧東予市の基金を引き継ぎ、勤労者福祉の充実強化を図る事業費の一部として活用してきたが、基金取り崩しにより基金残高がなくなることから、2016（平成28）年3月末に廃止した。
- ⑧ 西条市庁舎整備基金…本庁舎の整備財源とすることを目的に2010（平成22）年度に設置し、翌年度までに約20億円を積み立てた。庁舎整備の完了に伴い2017（平成29）年3月末に廃止し、残高は、一般会計へ繰り入れた上で減債基金及び財政調整基金へ積み立てた。
- ⑨ 西条市国民体育大会施設整備基金…第72回国民体育大会の施設整備に関する経費に充てるため2010（平成22）年度に設置し、2013（平成25）年度までに約2億円を積み立てた。クライミングパーク等の施設整備に充当した後、2018（平成30）年3月末に廃止した。
- ⑩ 西条市小松地域交流施設整備基金…2016（平成28）年度に石鎚山ハイウェイオアシス館、椿交流館及び大日源泉の整備に活用するため、暫定施行であった小松町地域交流事業基金の約1億3,200万円を財源に積み立てた。椿交流館のリニューアルやアウトドア活動拠点施設の整備に充当した後、2020（令和2）年3月末に廃止した。
- ⑪ 西条市ひうち地域振興整備基金…旧西条市において臨海土地造成事業の剰余金を積み立て、合併後もひうち地域振興整備事業特別会計の財源として運用してきたが、同会計の廃止に伴い2025（令和7）年3月末に廃止した。

3 基金残高の推移

図表2-4-10は、基金残高の推移を示している。基金残高（普通会計）の合計額は、2024（令和6）年度末現在、約148億3千万円で、合併時から大幅に増加している。

その主な理由は、合併時に減少していた財政調整基金や減債基金を積み増したことや、合併振興基金や公共施設再編整備基金など将来の支出に備えた基金を設置したことなどによる。

図表2-4-10 基金残高の推移（普通会計）

（単位：千円）

項目 / 年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
財政調整基金	2,403,520	3,804,322	3,490,957	4,591,805	4,157,117	5,195,330	5,871,891
減債基金	59,831	59,851	59,960	60,179	60,424	60,557	60,660
特定目的基金	2,640,069	2,574,330	2,448,657	2,311,545	2,421,671	2,087,229	3,031,677
うち福祉基金	974,561	971,613	968,290	966,448	964,961	961,513	897,579
合計額	5,103,420	6,438,503	5,999,574	6,963,529	6,639,212	7,343,116	8,964,228

項目 / 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
財政調整基金	5,708,946	5,275,445	5,632,646	4,960,738	5,110,422	6,659,164	5,835,729
減債基金	60,724	60,851	60,955	61,049	61,130	1,057,201	1,849,249
特定目的基金	3,956,773	3,865,113	3,543,054	3,321,245	3,162,257	1,263,079	2,184,900
うち福祉基金	809,347	719,745	645,052	569,299	522,971	500,193	447,208
うち合併振興基金							1,170,000
合計額	9,726,443	9,201,409	9,236,655	8,343,032	8,333,809	8,979,444	9,869,878

項目 / 年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
財政調整基金	5,060,153	5,052,934	4,555,559	5,645,479	5,647,046	6,249,452	5,787,769
減債基金	1,830,758	1,833,898	2,101,995	3,314,300	3,185,844	4,037,376	4,102,073
特定目的基金	3,354,289	4,428,961	4,544,133	4,495,114	5,032,596	4,957,115	4,941,321
うち福祉基金	423,248	403,784	387,300	373,140	357,141	344,946	332,988
うち合併振興基金	2,341,750	3,510,059	3,513,026	3,515,802	3,517,272	3,518,733	3,522,787
うち森林整備基金		25,973	79,768	111,395	135,009	99,427	73,918
うち公共施設再編整備基金					600,000	616,150	558,008
合計額	10,245,200	11,315,793	11,201,687	13,454,893	13,865,486	15,243,943	14,831,163

資料：財政課ほか（地方財政状況調査及び各年度決算書）

第4節 財政指標

1 主な財政指標とその推移

図表2-4-11は、主な財政指標の推移を示している。

(1) 財政力指数

財政力指数は、普通交付税の算定に用いられる基準財政収入額を、基準財政需要額で除した値の過去3か年の平均を示したものである。数値が1に近い団体ほど財政的な余裕があることを示し、1を超える団体は国から普通交付税の交付がない不交付団体となる。合併直前の2003（平成15）年度における旧2市2町の財政力指数は、旧西条市0.80、旧東予市0.62、旧丹原町0.34、旧小松町0.42であった。

合併直後の2004（平成16）年度は0.66であったが、徐々に改善し、2008（平成20）年度には0.77となった。2010（平成22）年度はリーマンショックによる法人市民税の減収などが影響して基準財政収入額が減少し0.03ポイント低下しており、その後も、基準財政需要額の増加等もあり低下傾向が続いている。

2021（令和3）年度は、国の普通交付税の算定において、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の大幅な減収等が見込まれたことにより、基準財政収入額が減少したことに加え、公債費の増加や臨時経済対策費の新設などにより基準財政需要額が増加したことから、前年度から0.03ポイント低下し、その後も低下傾向が続き、2024（令和6）年度は0.63となっている。

(2) 経常収支比率

経常収支比率は財政構造の弾力性を示す指標で、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源等）に対する経常的経費に充当された一般財源（経常経費充当一般財源等）の割合で求められる。この比率が高くなるほど、新たな独自施策を実施する財源的な余裕がなくなり、財政運営が厳しくなる。合併直前の2003（平成15）年度における旧2市2町の経常収支比率は、旧西条市81.9%、旧東予市87.8%、旧丹原町83.6%、旧小松町84.1%であった。

合併後の2004（平成16）年度は86.5%であったが、翌年度は83.4%に低下した。しかし、その後徐々に上昇し、2009（平成21）年度に86.9%となった。その後、扶助費等の経常的歳出が増加となったものの、普通交付税など経常的な一般財源も増加したため、比率は低下傾向となり、2013（平成25）年度には83.2%となった。

その後は歳入面での市税や地方交付税の伸び悩みに加え、歳出面で公債費への充当額が増加したことから、比率は上昇傾向にあり、2021（令和3）年度に新型コロナウイルス感染症に関連して普通交付税の増加等があり一時的に低下したものの、その後は再び上昇し、2024（令和6）年度は89.0%となっている。

図表2-4-11 主な財政指標の推移

項目/年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
財政力指数（3か年平均）	0.66	0.67	0.71	0.74	0.77	0.77	0.74
基準財政収入額（百万円）	12,761	12,856	13,806	14,354	14,807	13,921	12,735
基準財政需要額（百万円）	19,294	18,215	18,474	18,561	18,857	18,882	18,580
経常収支比率	86.5	83.4	83.5	85.4	86.8	86.9	83.6
経常経費充当一般財源等（百万円）	22,214	21,932	21,997	22,586	22,620	22,773	22,936
経常一般財源等*（百万円）	25,690	26,288	26,328	26,447	26,050	26,201	27,434

項目/年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
財政力指数（3か年平均）	0.72	0.71	0.72	0.72	0.71	0.70	0.69
基準財政収入額（百万円）	13,344	13,122	13,267	13,644	13,673	14,013	13,771
基準財政需要額（百万円）	18,635	18,463	18,494	18,992	19,744	20,125	20,333
経常収支比率	84.2	85.2	83.2	86.9	84.6	88.7	87.8
経常経費充当一般財源等（百万円）	23,294	23,319	23,253	23,933	23,768	23,805	24,239
経常一般財源等*（百万円）	27,668	27,362	27,964	27,531	28,104	26,842	27,604

項目/年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
財政力指数（3か年平均）	0.69	0.67	0.67	0.64	0.63	0.61	0.63
基準財政収入額（百万円）	14,206	14,026	14,805	14,079	14,997	15,216	16,453
基準財政需要額（百万円）	20,874	21,387	22,275	23,320	24,207	24,865	25,506
経常収支比率	89.8	88.3	89.7	82.4	89.2	87.3	89.0
経常経費充当一般財源等（百万円）	24,718	24,789	24,858	24,895	25,611	25,864	27,141
経常一般財源等*（百万円）	27,524	28,086	27,722	30,204	28,711	29,615	30,490

資料：財政課（地方財政状況調査）

* 経常一般財源に減収補てん債（特例分）及び臨時財政対策債を加えた額

2 財政健全化指標

(1) 地方公共団体財政健全化法

地方自治体の財政再建は、1955（昭和30）年度に制定された地方財政再建促進特別措置法に基づき行われてきたが、北海道夕張市が財政再建団体となり、実質的な破たんに至るまで財政悪化が表面化しなかったことが大きな問題となり、地方公共団体財政健全化法が制定され、2007（平成19）年度決算から、健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）と、公営企業については資金不足比率を、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し公表することとなった。また、翌年度決算からは、これら比率のいずれかが早期健全化基準を超えた場合は、財政健全化計画の策定が義務付けられた。

図表2-4-12は、実質公債費比率と将来負担比率の推移を示したものである。なお、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、全ての年度で黒字であったため省略している。

図表2-4-12 実質公債費比率と将来負担比率の推移

項目/年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
実質公債費比率		16.9	16.4	16.4	15.7	14.7	13.6	12.9	12.4	11.6
将来負担比率				130.1	122.2	111.9	84.8	73.7	70.3	62.7

項目/年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実質公債費比率	10.9	9.6	8.4	7.2	6.8	6.4	6.5	6.5	7.1	7.6	8.0
将来負担比率	62.1	64.2	64.1	67.8	73.4	82.9	78.4	55.1	51.4	49.8	43.2

資料：財政課（地方財政状況調査）

注 実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも全ての年度で黒字決算

(2) 実質公債費比率の推移

実質公債費比率は、全会計の公債費等が、標準財政規模（標準的な一般財源の規模）に占める割合について、過去3か年の平均値を示すもので、早期健全化基準は25%である。本市では、算定当初の2005（平成17）年度から15%を超える状態が続いていたが、徐々に改善し、2015（平成27）年度には10%を切って、2019（令和元）年度には6.4%となった。

しかし、2020（令和2）年度からは、それまでに借り入れた合併特例債等の市債の本格的な償還が始まり、元利償還金が増加したことで上昇傾向となっている。

(3) 将来負担比率の推移

将来負担比率は、全会計の将来において負担する債務等が、標準財政規模に占める割合を示すもので、早期健全化基準は350%である。本市では、算定当初の2007（平成19）年度は130.1%と高い数値であったが、その後、改善傾向が続き、2017（平成29）年度から2019（令和元）年度まで一時的に上昇したものの、再び減少し、2024（令和6）年度は、43.2%となっている。

これは、市債残高の総額は増加しているものの、財源不足を補うための臨時財政対策債や合併特例債など財政措置の割合が高い市債が増加しているため、実質的には将来的な負担額が減少していることによる。

第5節 公有財産

1 国から本市への法定外公共物譲与

道路法、河川法等の機能管理（公物管理）に関する特別法（適用領域の限定された法律）の適用や準用を受けない里道や農道、水路などは、地域住民の日常生活に密着した道路、水路として利用されており、その敷地は国有財産とされてきた。しかし、1999（平成11）年に制定された地方分権一括法によって国有財産特別措置法が改正され、それまで国有財産であった里道・水路のうち機能を有するもの等が、2005（平成17）年3月末までに市町村に譲与された。

本市においても、同法に基づいて同年に国や県から譲与された道路や普通河川、水路が多数あり、これらの財産において土地改良事業等に伴う境界確定や改修承認、財産の使用許可等を行っている。また、法定外公共物に隣接する土地の所有者や土地開発を行う事業者が、それらを一体的に利用するため取得しようとするときは、「西条市法定外公共物の用途廃止に関する取扱要領」及び「西条市公有財産規則」により申請受付や売却等の手続きを行っている。

2 公有財産の推移

合併協定書において、旧2市2町の所有する財産及び債務は、全て新市に引き継ぐこととされた。2004（平成16）年度末及び2024（令和6）年度末現在の公有財産は、図表2-4-13及び図表2-4-14のとおりである。

図表2-4-13 合併時における各団体の公有財産（土地及び建物）

【土地】 (単位：㎡)

旧団体名	西条市	東予市	丹原町	小松町	道前福祉衛生 事務組合	周桑事務組合	東丹公共下水 道事務組合 *1	旧団体計	
行政 財産	庁舎	6,511	15,296	12,569	5,774			40,150	
	消防施設	4,276	4,432	4,486	1,340		10,714	25,248	
	学校	217,865	182,665	105,862	54,142			560,534	
	幼稚園		8,656		3,066			11,722	
	公営住宅	145,894	41,697	16,484	34,836			238,911	
	公園	928,970	283,964	127,177				1,340,111	
	公民館		14,036	4,394				18,430	
	保育所		18,037	8,081				26,118	
	その他施設	667,456	191,916	71,965	388,538	97,781	7,425	57,729	1,482,810
	その他	90,176							90,176
小計	2,061,148	760,699	351,018	487,696	97,781	18,139	57,729	3,834,210	
普通 財産	田		399	1,964				2,363	
	畑		10,766	166,929				177,695	
	宅地		59,370	25,304	745		3,688	89,107	
	雑種地		26,527	45,618				72,145	
	池沼	29,788	91,744	58,681				180,213	
	墓地			82,287				82,287	
	山林	2,363,864	1,280,166	21,045,036	5,509,985			30,199,051	
	その他	298,638						298,638	
	小計	2,692,290	1,468,972	21,425,819	5,510,730	0	3,688	0	31,101,499
合計	4,753,438	2,229,671	21,776,837	5,998,426	97,781	21,826	57,729	34,935,708	

【建物】 (単位：㎡)

旧団体名	西条市	東予市	丹原町	小松町	道前福祉衛生 事務組合	周桑事務組合	東丹公共下水 道事務組合 *1	旧団体計	
行政 財産	庁舎	11,519	7,031	4,969	3,479	264		27,262	
	消防施設	2,398	1,585	358	115			5,810	
	学校	74,629	53,082	28,922	17,949			174,582	
	幼稚園		2,513		579			3,092	
	公営住宅	51,893	24,716	5,512	13,343			95,464	
	公園	3,123	3,085	114				6,322	
	公民館		6,990	3,049				10,039	
	保育所		4,033	1,722				5,755	
	その他施設	81,612	27,867	15,953	19,857	18,905	1,996	8,302	174,492
	その他	883							883
小計	226,057	130,902	60,599	55,322	19,169	3,350	8,302	503,701	
普通財産	5,791	436	1,845	721				8,793	
合計	231,848	131,338	62,444	56,043	19,169	3,350	8,302	512,494	

資料：合併時各市町等の決算書（財産調査）

土地は地積、建物は延べ面積

*1 東予市・丹原町公共下水道事務組合

図表2-4-14 公有財産の推移

【有価証券】 (単位：千円)			
名称 / 年度	H16	R6	増減
株券 (瀬戸内運輸株式会社)	4,244	4,244	0
株券 (㈱西条産業情報支援センター)	10,000	10,000	0
株券 (㈱ハートネットワーク)	500	500	0
株券 (㈱愛媛FC)		3,000	3,000
株券 (愛媛県民球団㈱)		1,500	1,500
株券 (㈱ソラヤマいしづち)		5,000	5,000
計	14,744	24,244	9,500

【出資金】 (単位：千円)			
名称 / 年度	H16	R6	増減
愛媛県漁業信用基金協会	4,800	3,250	▲1,550
愛媛県農業信用基金協会	4,570	4,570	0
愛媛県社会福祉事業団	810		▲810
西条市土地開発公社	5,000	5,000	0
東予市土地開発公社			0
㈱愛媛地域総合研究所	500		▲500
いしづち森林組合*1	4,158	4,158	0
㈱小松浄化槽管理	500	500	0
地方公共団体金融機構*2		2,144	2,144
(医)専心会		200,000	200,000
計	20,338	219,622	199,284

【債権】 (単位：千円)			
名称 / 年度	H16	R6	増減
高校奨学金貸付金	8,730	6,939	▲1,791
大学奨学金貸付金	18,445	14,040	▲4,405
西条公共下水道事業受益者負担金	18,205		▲18,205
西条公共下水道事業受益者分担金	824		▲824
東予丹原公共下水道事業受益者負担金	8,321		▲8,321
東予丹原公共下水道事業受益者分担金	3,523		▲3,523
小規模下水道事業分担金	144		▲144
低所得世帯小口貸付資金貸付金	36		▲36
母子家庭及び父子家庭小口資金貸付金	3		▲3
住宅新築資金等貸付金	146,558		▲146,558
入会山組合貸付金	5,963	4,705	▲1,258
特別復興資金貸付金	14,430		▲14,430
災害援護資金貸付金	46,546		▲46,546
市税 (特別徴収)	296,323	629,464	333,141
土地開発公社貸付金 (土地開発基金より貸付)		23,376	23,376
医師確保奨学金貸付金		86,658	86,658
地域総合整備資金貸付金	195,630	494,000	298,370
計	763,681	1,259,182	495,501

資料：各年度決算書 財産調書

*1 H19年度までの名称は周桑森林組合

*2 H20年度までの名称は地方公共団体金融機構

【土地（地積）】		(単位：㎡)		
年度		H16	R6	増減
行政財産	本庁舎	40,966	33,573	▲7,393
	消防施設	27,153	29,184	2,031
	その他行政機関施設	369,851	192,860	▲176,991
	学校	562,101	569,564	7,463
	幼稚園	15,518	10,733	▲4,785
	公営住宅	233,346	216,699	▲16,647
	公園	1,488,385	1,577,906	89,521
	公民館	43,227	50,259	7,032
	保育所	37,673	24,658	▲13,015
	認定こども園		17,635	17,635
	その他施設	1,076,266	1,329,404	253,138
小計	3,894,486	4,052,475	157,989	
普通財産	田	3,174	8,762	5,588
	畑	39,470	46,977	7,507
	宅地	122,503	179,522	57,019
	雑種地	74,868	69,414	▲5,454
	池沼	156,330	86,405	▲69,925
	墓地			0
	山林	30,142,424	24,545,527	▲5,596,897
	その他	53,700	124,810	71,110
小計	30,592,469	25,061,417	▲5,531,052	
合計	34,486,955	29,113,892	▲5,373,063	

【建物（延べ床面積）】		(単位：㎡)		
年度		H16	R6	増減
行政財産	本庁舎	30,169	31,088	919
	消防施設	6,802	11,671	4,869
	その他行政機関施設	20,934	22,082	1,148
	学校	169,138	175,529	6,391
	幼稚園	3,926	1,913	▲2,013
	公営住宅	91,718	97,307	5,589
	公園	4,313	20,146	15,833
	公民館	21,599	26,356	4,757
	保育所	8,753	4,896	▲3,857
	認定こども園		4,784	4,784
	その他施設	146,487	112,742	▲33,745
小計	503,839	508,514	4,675	
普通財産	8,168	11,659	3,491	
合計	512,007	520,173	8,166	

資料：各年度決算書 財産調書

注 R7.3.31現在

第6節 ふるさと納税

1 制度の概要

ふるさと納税制度は、地方税法等の改正により、2008（平成20）年度に創設された寄附制度である。地方公共団体に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分が一定の上限額まで、確定申告等によって現住地の市町村で納める所得税・個人住民税から控除される。進学や就職、結婚などでふるさとを離れた人が、寄附の形でふるさとを応援できるようにするもので、東京一極集中の是正手段としての意味もあり、地方創生に取り組む地方の財源確保策として期待された。

2015（平成27）年に上限額となる住民税所得割の控除額が10%から20%に倍増されるとともに、確定申告が不要となるワンストップ特例制度が導入されたことにより、全国各地でふるさと納税による寄附額が大幅に増加した。

しかし、多くの寄附を集めるために豪華な地場産品を返礼品として寄附者に贈る自治体が出現し、そうした自治体への寄附が急増した。自治体ごとの返礼品リストを作って寄附の仲介を行う専用サイトもできるなど、返礼品競争が過熱し、本来の趣旨から逸脱していった。そのため、国は2019（令和元）年度から、「返礼品について寄附額の30%以下の市場価格の地場産品に限る」などの制限を設けるとともに、制度適用の自治体を指定制としている。

また、2016（平成28）年度には、国が認定した地方再生計画に位置付けられる自治体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行う仕組みである企業版ふるさと納税の制度が創設された。

2 推移

図表2-4-15は、本市におけるふるさと納税の寄附実績の推移を示している。

2014（平成26）年度は336件であったが、翌2015（平成27）年度は一気に1万件を超え、その後やや減少したものの2018（平成30）年度に再び増加し、それ以降は毎年3万件以上の寄附が寄せられている。2022（令和4）年度は、4万1,518件で、寄附額は8億7,366万9,000円と過去最高額を記録している。

図表2-4-15 ふるさと納税の寄附実績の推移

項目/年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
寄附件数（件）	26	21	25	25	25	26	336	12,269
寄附金額（千円）	2,557	2,142	1,823	1,643	2,693	1,475	8,142	493,744

項目/年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
寄附件数（件）	5,397	3,431	8,518	30,578	32,818	39,532	41,518	38,209	42,332
寄附金額（千円）	275,106	183,179	234,916	747,416	764,896	854,096	873,669	802,366	843,048

資料：産業振興課

3 特徴

(1) 寄附促進のための仕組み

2025（令和7）年3月末日時点で公開しているふるさと納税ポータルサイトは、「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税サイト」「ふるなび」「さとふる」「三越伊勢丹ふるさと納税サイト」「Amazonふるさと納税サイト」となっており、この6サイトで本市へのふるさと納税寄附を受け付けている。

また、本市では寄附者の負担を軽減するために、スマホのみでワンストップ特例申請を完了できるアプリ「I AM」を導入している。

(2) 返礼品

本市への寄附に対する返礼品は、次のとおり、極めて多彩な品目やサービスが揃っている。

- ① 生鮮食品…紅まどんな、キウイ、シャインマスカット、伊予牛、殻付き牡蠣など
- ② 加工食品…玄米おむすび、海苔、自家製ハンバーグ、天然酵母ベーグル、出汁醤油、梅干しなど
- ③ 酒類…レモンサワー、地酒、クラフトビールなど
- ④ 飲料…みかんジュース、石鎚黒茶など
- ⑤ 日用品…タオル、紙おむつ、生理用品など
- ⑥ 家具…ダイニングテーブル、ワーキングデスクなど
- ⑦ 旅行商品…西条市内宿泊クーポンなど
- ⑧ チケット…石鎚山ロープウェイ乗車券、フォレストアドベンチャー利用券など

4 活用

本市では、ふるさと納税による貴重な寄附が「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現につながるよう、使い道の希望がある寄附金については、総合計画の基本目標に関連した活用予定事業を定め、その財源として充てている。

また、2020（令和2）年度からは、ふるさとづくり基金を創設し、指定したNPO法人等への寄附についても取扱いを行っている。

図表2-4-16 ふるさと納税寄附の使い道の希望寄附金の状況（令和6年度）

施策体系	寄附金活用予定事業	寄附件数 (件)	寄附金額 (千円)
1 健やかに生き生きと暮らせる福祉のまちづくり	・市単独小中学生医療費助成事業 ・市単独高校生等医療費助成事業 ・がん対策推進事業 など	7,276	166,648
2 豊かな自然と共生するまちづくり	・道前クリーンセンター管理運営事業 ・合併処理浄化槽維持管理事業 など	3,501	72,067
3 快適な都市基盤のまちづくり	・地方バス路線運行対策事業 ・公園維持管理事業 など	802	15,933
4 災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり	・交通安全対策推進事業 ・自主防災組織育成事業 ・災害対応備品等整備事業 ・防災通信システム運営事業 など	2,563	50,070
5 豊かな心を育む教育文化のまちづくり	・小学校ICT教育推進事業 ・中学校ICT教育推進事業 ・小学校GIGAスクール整備事業 ・中学校GIGAスクール整備事業 ・グローバルイングリッシュスクール事業 など	8,183	161,608
6 活力あふれる産業振興のまちづくり	・移住促進事業 ・地域観光・滞在コンテンツ創出事業 など	1,515	30,921
7 協働のまちづくり	・コミュニティ施設整備事業 ・地域自治推進事業 ・地域づくり支援体制強化事業 など	215	4,092
8 NPO等指定寄附	・ふるさとづくり基金事業	21	1,354
9 その他	・本庁舎本館長寿命化事業 ・DX推進事業 ・窓口改革推進事業 ・ひと・夢・未来創造拠点複合施設管理運営事業 ・公民館管理運営費 など	17,828	329,795
10 災害支援代理寄附受付	・令和6年能登半島地震 ・令和6年能登半島豪雨	428	10,560
合計		42,332	843,048

資料：産業振興課

第5章 税

第1節 市税概要

1 税制の変遷

2004（平成16）年度以降の税制の変遷を、地方に関係する主な事項を中心にまとめると、図表2-5-1のとおりである。

図表2-5-1 税制の変遷

年度	内容
H16	<ul style="list-style-type: none"> 所得譲与税を創設（所得税から個人住民税への税源移譲の暫定措置、H17年度実施、H18年度で廃止） 老年者控除の廃止（H18年度から適用） 個人市町村民税の均等割の見直し（H17年度から適用） 妻に対する均等割免除の廃止（H18年度から適用、H17年度1/2課税）
H17	<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県独自税制の森林環境税を導入 老年者非課税措置の廃止（H20年度から適用）
H18	<ul style="list-style-type: none"> 個人住民税所得割の税率を10%に比例税率化（H19年度から適用） 地方たばこ税の税率を引き上げ（国と同率） 地震保険料控除を創設し損害保険料控除を改組（H20年度から適用） 定率減税廃止（H19年度から適用） 個人住民税の住宅ローン控除の新設（H20年度から適用）
H20	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税制度を創設（H21年度から適用） 年金所得者の市県民税特別徴収制度を導入（H21年度から適用）
H21	<ul style="list-style-type: none"> 地方揮発油譲与税の創設（地方道路譲与税から名称変更、用途制限廃止） 自動車重量譲与税の用途制限廃止
H22	<ul style="list-style-type: none"> 年少付扶養制度の導入及び特定扶養親族控除の改正（H24年度から適用） 地方たばこ税の税率を引き上げ（国と同率） eLTAXによる市税の電子申告サービスを開始
H23	<ul style="list-style-type: none"> 個人住民税均等割標準税率引き上げ（H26年度から10年間、復興財源に充当）
H24	<ul style="list-style-type: none"> 地方消費税引き上げ決定（8%：H26.4から引上げ、10%：H27.10からとしていたが、H29.4に変更、R元.10に再変更して引き上げ）
H26	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税の税率引き上げ（H27年度から適用） 軽自動車経年車への重課導入（H28年度から適用） 法人住民税法人税割の税率の改正
H27	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税制度の拡充（H28年度から適用） 地方たばこ税の税率改正（H31.4までに旧3級品の廃止）
H28	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税環境性能割の創設（H29年度から適用、その後、R元.10に延期） 法人住民税法人税割の税率の改正（H29年度から適用）
H30	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除の見直し（R3年度から適用） 地方たばこ税の税率改正（H30.10から引上、加熱式たばこ課税方式の見直し） eLTAXを活用した共通電子納税システムを導入（R元.10から施行）

R1	・ふるさと納税制度を改正し指定制度を導入 ・森林環境譲与税の創設（R元年度から適用、財源としてR6年度から導入の森林環境税を充当、それまでの間は国会計で手当）
R2	・ひとり親控除の創設、寡婦（寡夫）控除の見直し ・地方たばこ税の税率改正
R3	・中小事業者等が所有する償却資産、事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置
R4	・上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し（R6年度から適用）
R6	・定額減税（R6年度とR7年度のみ）

資料：課税課

（1）個人住民税所得割の比例税率化

三位一体改革に伴う国から地方への税源移譲の一環として、2007（平成19）年度から住民税の所得割が一律10%（市民税6%、県民税4%）の比例税率に改められた。

（2）電子化の推進

2010（平成22）年12月から、地方税ポータルシステム（eL TAX：エルタックス）を利用した市税の電子申告サービスが開始となり、電子申告、電子申請、通知等の電子化を推進している。また、2019（令和元）年10月から地方税共通納税システムの運用も開始されており、電子納付も推奨し拡大することで、納税者の更なる利便性の向上を図っている。

（3）個人住民税の特別徴収の推進

2007（平成19）年度に実施された所得税からの税源移譲に伴い、個人住民税の徴収確保のため、愛媛県の先導により、2015（平成27）年度からの完全実施を目指して、特別徴収の推進を県下一斉に行った。この結果、特別徴収事業所が増加し、納税者の利便性向上と徴収の効率化が図られている。一方で、一部の小規模な事業所等において実施できておらず、特別徴収の完全実施には至っていない。

2 現在の市税

2024（令和6）年度末現在、本市が徴収している市税は、図表2-5-2のとおりである。

図表2-5-2 市税一覧

税目	納税義務者	税率
個人市民税	1月1日現在、市内住所があり、前年に所得があった方など	・均等割：4,700円（市民税3,000円、県民税1,700円）
法人市民税	市内に事務所、事業所を有する法人など	・均等割：資本金等の額及び従業員数によって年額5万円～300万円の9段階 ・法人税割：8.4%
固定資産税	1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産（事業用）を所有する方	課税標準額の1.4%

軽自動車税	4月1日現在、バイクや軽自動車などを所有している方	<ul style="list-style-type: none"> ・種別割：原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の車種や排気量、使用目的等により区分して課税（2,000円～1万2,900円、グリーン化特例（軽課）、経年車重課あり） ・環境性能割：取得価額が50万円を超える3輪以上の車両に対して、排ガス性能の達成率等に応じ0～2%の率を乗じて課税（非課税措置あり）
市たばこ税	製造たばこの製造者、販売業者	1,000本当たり6,552円
入湯税	鉱泉浴場（温泉等）を利用する入湯客	150円/人・日
国民健康保険税	市内在住の国民健康保険に加入している世帯の世帯主	①基礎課税（医療分）：所得割7.87%、均等割3万3,250円、平等割2万2,070円 ②後期高齢者支援金等課税（支援分）：所得割3.09%、均等割1万2,720円、平等割8,440円 ③介護納付金課税額（介護分*）：所得割2.54%、均等割1万2,890円、平等割5,790円 *40歳～64歳の加入者が対象

資料：課税課

第2節 課税

1 課税実績の推移

(1) 市税収入額の推移

図表2-5-3は、市税収入の推移を示したものである。

年度ごとの増減を見ると、個人市民税は、2007（平成19）年度に所得税から市民税への税源移譲を行ったことにより大幅増となり、その後、40億円台で推移し、2024（令和6）年度は、約43億9千万円となっている。

また、法人市民税については、景気動向により変動があり、2007（平成19）年度をピークに、下落傾向が続き、2024（令和6）年度は約13億2千万円となっている。

固定資産税については、総額としては80億円台を保っており、2024（令和6）年度は大幅増の約99億7千万円となっている。

軽自動車税については、課税台数の増加に加え、2019（令和元）年度から環境性能割が加わり、2024（令和6）年度は約4億7千万円となっている。

図表2-5-3 市税の年度別収入額推移

(単位：千円)

税目/年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
市民税	4,205,623	4,763,372	5,521,763	7,223,659	6,968,963	6,004,241	6,395,091
(内訳) 個人市民税	2,856,510	3,031,611	3,428,042	4,475,469	4,601,493	4,614,777	4,272,893
法人市民税	1,349,113	1,731,761	2,093,721	2,748,190	2,367,470	1,389,464	2,122,198
固定資産税	9,449,155	9,213,619	8,890,280	9,014,037	9,170,359	8,964,005	8,997,003
(内訳) 純固定資産税	9,419,640	9,183,612	8,862,143	8,986,087	9,148,095	8,935,743	8,968,466
交付金	29,515	30,007	28,137	27,950	22,264	28,262	28,537
軽自動車税	229,089	237,243	245,367	251,703	257,935	263,426	268,726
市たばこ税	736,650	716,588	742,733	736,889	700,895	663,445	675,852
特別土地保有税(過年度課税)					3,445		
入湯税	5,488	5,996	6,184	6,749	6,837	6,467	6,153
合計	14,626,005	14,936,818	15,406,327	17,233,037	17,108,434	15,901,584	16,342,825

税目/年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市民税	6,156,388	6,318,850	6,601,558	6,093,675	6,051,916	5,773,354	6,009,250
(内訳) 個人市民税	4,176,047	4,450,192	4,413,557	4,307,095	4,308,798	4,415,788	4,462,199
法人市民税	1,980,341	1,868,658	2,188,001	1,786,580	1,743,118	1,357,566	1,547,051
固定資産税	8,901,136	8,387,633	8,399,294	8,381,788	8,352,507	8,495,783	8,653,236
(内訳) 純固定資産税	8,877,533	8,363,771	8,376,706	8,358,547	8,329,707	8,473,311	8,629,480
交付金	23,603	23,862	22,588	23,241	22,800	22,472	23,756
軽自動車税	274,210	279,145	283,266	289,993	298,011	355,604	371,480
市たばこ税	771,332	759,043	851,426	823,217	803,680	798,286	761,392
特別土地保有税							
入湯税	6,121	6,514	6,197	5,910	6,292	6,097	6,057
合計	16,109,187	15,751,185	16,141,741	15,594,583	15,512,406	15,429,124	15,801,415

税目/年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市民税	5,951,589	6,143,340	5,810,846	6,061,679	5,949,228	6,185,632	5,710,864
(内訳) 個人市民税	4,599,966	4,587,933	4,615,187	4,583,893	4,641,047	4,837,754	4,386,632
法人市民税	1,351,623	1,555,407	1,195,659	1,477,786	1,308,181	1,347,878	1,324,232
固定資産税	8,701,131	8,917,743	8,821,501	8,534,363	8,647,277	8,840,197	9,967,834
(内訳) 純固定資産税	8,672,036	8,888,268	8,792,223	8,505,349	8,618,441	8,811,569	9,939,542
交付金	29,095	29,475	29,278	29,014	28,836	28,628	28,292
軽自動車税	382,557	400,404	422,876	432,323	446,526	455,493	467,217
市たばこ税	736,193	744,891	736,937	801,594	846,046	841,107	807,725
特別土地保有税							
入湯税	5,850	5,682	4,010	3,589	5,183	5,890	5,987
合計	15,777,320	16,212,060	15,796,170	15,833,548	15,894,260	16,328,319	16,959,627

資料：会計課（各年度決算書）

H16は、合併前市町の歳入を含む

(2) 個人市民税の納税義務者数の推移

図表2-5-4は、個人市民税の納税義務者数の推移を示している。2006（平成18）年度以降は5万人～5万1,000人前後で推移している。全体の約8割を給与所得者が占めており、営業等所得者や農業所得者は減少傾向にある。

図表2-5-4 個人市民税の納税義務者数推移

(単位：人)

区分/年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
給与所得者	36,596	38,232	39,052	39,546	39,667	39,706	38,724
営業等所得者	2,540	2,478	2,669	2,612	2,471	2,345	2,168
農業所得者	516	389	422	383	481	451	448
その他の所得者	5,567	5,337	8,688	8,663	8,584	8,469	8,587
家屋敷等のみ	10						
合計	45,229	46,436	50,831	51,204	51,203	50,971	49,927

区分/年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
給与所得者	38,457	38,779	38,829	38,668	38,850	39,080	39,835
営業等所得者	2,044	2,026	1,990	1,992	2,042	2,098	2,101
農業所得者	454	550	572	498	426	501	517
その他の所得者	8,788	8,709	8,791	8,891	8,487	8,623	8,635
家屋敷等のみ							
合計	49,743	50,064	50,182	50,049	49,805	50,302	51,088

区分/年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
給与所得者	40,033	40,269	40,525	40,645	40,629	40,740	40,805
営業等所得者	2,070	2,028	2,061	2,088	1,929	1,874	1,847
農業所得者	534	514	468	440	405	346	360
その他の所得者	8,704	8,678	8,624	8,588	8,636	8,583	8,775
家屋敷等のみ							
合計	51,341	51,489	51,678	51,761	51,599	51,543	51,787

資料：課税課（市町村課税状況等の調）

(3) 法人市民税の均等割納税義務者数の推移

図表2-5-5は、法人市民税の均等割納税義務者数の推移を示しており、合計数は、ほぼ横ばいで推移している。内訳を見ると、資本金1千万円以下、従業員数50人以下の事業者の割合がやや増えており、全体の4分の3を占める。資本金10億円超の事業者（7号以上）は約150社程度で推移している。

図表2-5-5 法人市民税の均等割納税義務者数推移

(単位：人)

区分/年度			H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
資本金等の額	従業者数	号数							
50億円超	50人超	9	14	14	13	13	15	17	17
10億円超50億円以下		8	3	5	5	4	7	7	7
10億円超	50人以下	7	127	128	115	124	122	125	119
1億円超10億円以下	50人超	6	13	15	15	16	17	21	19
	50人以下	5	99	93	97	95	88	90	93
1千万円超1億円以下	50人超	4	35	37	38	46	46	42	39
	50人以下	3	471	423	443	433	426	419	416
1千万以下	50人超	2	17	18	18	21	19	17	19
	50人以下	1	1,900	1,870	1,959	2,032	2,059	2,083	2,073
合計			2,679	2,603	2,703	2,784	2,799	2,821	2,802

区分/年度			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
資本金等の額	従業者数	号数							
50億円超	50人超	9	17	18	16	18	21	19	20
10億円超50億円以下		8	7	8	9	7	11	9	7
10億円超	50人以下	7	112	110	111	118	115	123	125
1億円超10億円以下	50人超	6	20	19	17	16	15	15	14
	50人以下	5	99	97	100	102	108	103	105
1千万円超1億円以下	50人超	4	43	43	44	45	44	42	46
	50人以下	3	408	405	392	392	379	388	391
1千万以下	50人超	2	19	19	22	17	16	18	18
	50人以下	1	2,072	2,074	2,045	2,004	2,020	2,046	2,035
合計			2,797	2,793	2,756	2,719	2,729	2,763	2,761

区分/年度			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
資本金等の額	従業者数	号数							
50億円超	50人超	9	18	20	18	19	21	23	22
10億円超50億円以下		8	7	6	7	7	7	6	7
10億円超	50人以下	7	130	123	129	121	123	124	117
1億円超10億円以下	50人超	6	18	19	18	17	16	17	16
	50人以下	5	106	103	101	102	98	97	90
1千万円超1億円以下	50人超	4	46	47	49	50	46	46	47
	50人以下	3	384	377	377	373	377	381	388
1千万以下	50人超	2	19	20	20	21	18	18	18
	50人以下	1	2,044	2,062	2,057	2,050	2,088	2,110	2,159
合計			2,772	2,777	2,776	2,760	2,794	2,822	2,864

資料：課税課（市町村税課税状況等の調）

号数は、地方税法第312条第1項による区分

(4) 固定資産税の決定価格等の推移

図表2-5-6は、固定資産税の決定価格等の推移を示している。

土地については、地積の全体面積は2005（平成17）年度以降ほぼ横ばいで推移している。その内訳については、田、畑、山林が微減、宅地が微増となっている。決定価格については低下傾向にある。

家屋については、床面積も決定価格も微増の傾向にある。

償却資産については、年度による増減がやや大きい中、近年は1,800～2,000億円前後で推移していたが、2024（令和6）年度は企業の設備投資の増加により大臣配分額が大幅に増加した。

図表2-5-6 固定資産税の決定価格等の推移

【土地】

区分/年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
地積 (千㎡)	田	52,181	53,906	53,680	53,680	53,479	53,311	53,180
	畑	18,456	21,907	21,842	21,842	21,829	21,785	21,773
	宅地	26,877	27,836	28,005	28,005	28,112	28,368	28,468
	山林	133,131	140,067	140,059	140,059	139,366	137,907	137,780
	その他	4,947	5,256	5,257	5,257	5,353	5,410	5,473
	計	235,593	248,972	248,843	248,843	248,138	246,781	246,674
決定価格 (百万円)	田	49,412	8,420	8,264	8,264	8,802	8,514	7,931
	畑	6,679	1,832	1,782	1,782	1,794	1,678	1,687
	宅地	646,566	552,143	551,132	551,132	549,316	519,711	515,837
	山林	1,742	1,792	1,792	1,792	1,781	1,763	1,754
	その他	40,423	30,362	30,064	30,064	31,867	28,839	28,903
	計	744,822	594,549	593,035	593,035	593,561	560,504	556,111

区分/年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
地積 (千㎡)	田	53,069	52,938	52,811	52,684	52,525	52,382	52,274
	畑	21,728	21,685	21,636	21,400	21,283	21,194	21,100
	宅地	28,507	28,632	28,767	28,793	28,783	28,812	28,856
	山林	137,776	137,825	137,585	138,088	138,145	137,791	137,329
	その他	5,464	5,440	5,423	5,423	5,687	6,118	6,252
	計	246,544	246,519	246,221	246,388	246,424	246,297	245,811
決定価格 (百万円)	田	8,030	7,545	7,394	7,688	6,887	7,019	7,100
	畑	1,621	1,453	1,468	1,513	1,373	1,368	1,323
	宅地	509,651	465,299	462,205	459,989	428,556	423,896	421,894
	山林	1,754	1,753	1,751	1,757	1,759	1,755	1,747
	その他	28,232	25,326	24,870	24,848	26,518	26,935	27,055
	計	549,287	501,376	497,688	495,794	465,093	460,973	459,118

区分/年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
地積 (千㎡)	田	52,180	51,994	51,845	51,559	51,435	51,206	50,984
	畑	20,931	20,861	20,768	20,617	20,630	20,551	20,457
	宅地	28,918	29,110	29,275	29,449	29,511	29,591	29,702
	山林	137,304	137,287	137,120	137,268	136,808	137,639	137,705
	その他	6,304	6,418	6,404	6,479	6,438	6,526	6,599
	計	245,637	245,671	245,413	245,372	244,823	245,514	245,446
決定価格 (百万円)	田	7,262	7,999	8,378	6,900	6,552	6,990	6,687
	畑	1,251	1,155	1,131	1,089	1,133	1,083	1,018
	宅地	411,528	409,699	408,541	402,576	399,639	397,301	391,994
	山林	1,745	1,746	1,743	1,661	1,653	1,663	1,663
	その他	26,662	26,840	26,027	26,141	26,485	26,706	26,712
	計	448,449	447,439	445,821	438,366	435,462	433,742	428,074

【家屋】

区分/年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
床面積 (千㎡)	木造	5,279	5,309	5,338	5,338	5,361	5,391	5,417
	非木造	4,436	4,546	4,608	4,608	4,638	4,682	4,707
	計	9,715	9,854	9,947	9,947	9,999	10,073	10,123
決定価格 (百万円)	木造	96,264	91,375	95,329	95,329	99,229	94,456	97,921
	非木造	149,570	139,534	143,893	143,893	148,701	145,473	147,141
	計	245,833	230,909	239,222	239,222	247,931	239,929	245,062

区分/年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
床面積 (千㎡)	木造	5,436	5,463	5,474	5,489	5,509	5,504	5,514
	非木造	4,719	4,751	4,765	4,784	4,786	4,794	4,839
	計	10,156	10,213	10,239	10,273	10,295	10,298	10,353
決定価格 (百万円)	木造	101,045	93,116	96,509	100,161	97,149	99,615	102,605
	非木造	149,318	134,939	137,652	140,587	136,393	138,285	142,237
	計	250,363	228,055	234,162	240,748	233,541	237,899	244,842

区分/年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
床面積 (千㎡)	木造	5,537	5,549	5,565	5,583	5,602	5,619	5,639
	非木造	4,882	4,894	4,905	4,938	4,944	5,000	4,992
	計	10,418	10,442	10,471	10,521	10,545	10,619	10,630
決定価格 (百万円)	木造	102,575	105,685	109,372	105,321	109,077	113,164	113,786
	非木造	140,476	142,568	144,406	142,884	143,861	152,312	148,365
	計	243,051	248,253	253,778	248,205	252,938	265,476	262,152

【償却資産】

区分/年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
決定価格 (百万円)	市長決定	136,777	134,386	129,366	129,366	130,496	129,870	130,551
	配分決定	59,029	52,596	50,261	50,261	46,709	45,253	44,254
	計	195,806	186,982	179,627	179,627	177,205	175,123	174,805

区分/年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
決定価格 (百万円)	市長決定	122,893	120,376	118,182	112,648	128,741	138,757	144,256
	配分決定	43,148	41,873	40,322	39,884	42,063	40,582	40,859
	計	166,041	162,248	158,503	152,532	170,804	179,340	185,114

区分/年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
法定価格 (百万円)	市長決定	151,385	154,397	146,456	135,994	137,002	134,898	134,303
	配分決定	39,656	48,366	46,906	48,529	46,891	50,962	135,951
	計	191,041	202,763	193,362	184,522	183,893	185,860	270,254

資料：課税課（固定資産の価格等の概要調書）

(5) 軽自動車税の車種別課税台数推移

図表2-5-7は、軽自動車税の車種別課税台数の推移を示している。合計数は2015（平成27）年度まで微増傾向にあり、その後は5万7,000台程度で横ばいとなっている。内訳を見ると、原動機付自転車では50cc以下と90cc以下が大きく減っている一方で、125cc以下は2004（平成16）年度から2021（令和3）年度にかけて4倍近くに増えている。軽自動車については、四輪乗用自家用が約2万台から3万2,000台以上へと大きく増えている。

図表2-5-7 軽自動車税の車種別課税台数推移

(単位：台)

区分/年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
原動機付 自転車	50cc以下	9,277	9,035	8,886	8,599	8,406	8,264	8,097
	90cc以下	1,925	1,835	1,743	1,640	1,537	1,465	1,340
	125cc以下	392	407	448	489	521	611	679
	ミニカー	5	8	10	28	39	57	69
軽自動車	二輪	937	949	958	966	998	1,012	984
	三輪	5	4	4	4	4	4	4
	四輪乗用営業用	5	7	10	11	11	12	14
	四輪乗用自家用	20,239	21,318	22,553	23,635	24,697	25,568	26,445
	四輪貨物営業用	195	199	200	205	178	183	187
	四輪貨物自家用	16,736	16,485	16,246	15,939	15,610	15,268	14,981
小型特殊	農耕用	533	526	513	504	500	495	516
	その他	316	308	311	310	319	314	318
二輪の小型自動車		1,016	1,041	1,041	1,045	1,035	1,050	1,075
合計		51,581	52,122	52,923	53,375	53,855	54,303	54,709

区分/年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
原動機付 自転車	50cc以下	7,854	7,694	7,517	7,303	7,111	6,851	6,531
	90cc以下	1,205	1,111	1,010	929	901	835	781
	125cc以下	780	879	950	1,053	1,142	1,188	1,245
	ミニカー	76	74	81	86	92	89	94
軽自動車	二輪	977	994	987	976	981	951	947
	三輪	4	4	3	3	3	3	3
	四輪乗用営業用	17	18	22	22	22	20	21
	四輪乗用自家用	27,253	28,166	28,807	29,842	30,677	31,150	31,615
	四輪貨物営業用	183	187	175	181	167	162	152
	四輪貨物自家用	14,746	14,639	14,457	14,313	14,129	13,964	13,797
小型特殊	農耕用	526	521	516	523	524	552	561
	その他	319	324	321	325	334	340	343
二輪の小型自動車		1,090	1,119	1,145	1,199	1,221	1,265	1,265
合計		55,030	55,730	55,991	56,755	57,304	57,370	57,355

区分/年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
原動機付 自転車	50cc以下	6,212	5,941	5,612	5,360	5,144	4,934	4,785
	90cc以下	729	699	658	642	623	591	583
	125cc以下	1,276	1,315	1,384	1,456	1,528	1,632	1,706
	ミニカー	91	87	83	77	82	88	87
	特定小型							5
軽自動車	二輪	947	976	969	1,020	1,061	1,063	1,086
	三輪	3	3	3	3	4	5	5
	四輪乗用営業用	20	19	18	15	14	14	15
	四輪乗用自家用	31,739	32,172	32,546	32,534	32,497	32,685	32,615
	四輪貨物営業用	153	161	164	169	167	175	175
	四輪貨物自家用	13,633	13,524	13,426	13,385	13,357	13,316	13,266
小型特殊	農耕用	570	573	633	835	885	901	926
	その他	344	359	363	373	377	375	384
二輪の小型自動車		1,306	1,305	1,330	1,390	1,420	1,497	1,553
合計		57,023	57,134	57,189	57,259	57,159	57,276	57,191

資料：課税課（市町村税課税状況等の調）

(6) 国民健康保険税の変遷

図表2-5-8は、国民健康保険税の変遷を示している。2005（平成17）年度と2023（令和5）年度の加入世帯数を比べると、医療分、介護分ともに大きく減少している。これに伴い課税実績額の合計も、2005（平成17）年度が31億6,950万円であったが2023（令和5）年度は19億4,468万円と、6割近くに減少している。

図表2-5-8 国民健康保険税の変遷

<税率等>

区分/年度		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
基礎課税分		7.6	8.0	8.0	6.4	6.4	6.4	6.4
後期高齢者支援等課税分	所得割				1.6	1.6	1.6	1.6
介護納付金課税分	(%)	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
計		8.9	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4
基礎課税分		22.0	22.0	22.0	17.6	17.6	17.6	17.6
後期高齢者支援等課税分	資産割				4.4	4.4	4.4	4.4
介護納付金課税分	(%)	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
計		27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0
基礎課税分		27,000	27,000	27,000	21,600	21,600	21,600	21,600
後期高齢者支援等課税分	均等割				5,400	5,400	5,400	5,400
介護納付金課税分	(円)	6,200	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
計		33,200	33,300	33,300	33,300	33,300	33,300	33,300
基礎課税分		22,000	22,000	22,000	17,600	17,600	17,600	17,600
後期高齢者支援等課税分	平等割				4,400	4,400	4,400	4,400
介護納付金課税分	(円)	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
計		25,400	25,400	25,400	25,400	25,400	25,400	25,400
基礎課税分		530,000	530,000	560,000	470,000	470,000	500,000	510,000
後期高齢者支援等課税分	課税限度額				120,000	120,000	130,000	140,000
介護納付金課税分	(円)	80,000	90,000	90,000	90,000	100,000	100,000	120,000
計		610,000	620,000	650,000	680,000	690,000	730,000	770,000

区分/年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
基礎課税分		6.9	7.6	7.6	8.6	8.6	8.6	8.6
後期高齢者支援等課税分	所得割				2.1	2.1	2.1	2.1
介護納付金課税分	(%)	1.5	1.7	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9
計		10.1	11.2	11.2	12.6	12.6	12.6	12.6
基礎課税分		19.0	20.1	20.1	21.0	21.0	21.0	21.0
後期高齢者支援等課税分	資産割				5.4	5.4	5.4	5.4
介護納付金課税分	(%)	5.5	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7
計		29.3	30.9	30.9	32.1	32.1	32.1	32.1
基礎課税分		23,000	24,200	24,200	24,800	24,800	24,800	24,800
後期高齢者支援等課税分	均等割				6,600	6,600	6,600	6,600
介護納付金課税分	(円)	6,700	6,900	6,900	7,200	7,200	7,200	7,200
計		35,500	37,300	37,300	38,600	38,600	38,600	38,600
基礎課税分		18,600	19,000	19,000	19,200	19,200	19,200	19,200
後期高齢者支援等課税分	平等割				5,200	5,200	5,200	5,200
介護納付金課税分	(円)	3,600	3,600	3,600	3,800	3,800	3,800	3,800
計		27,000	27,800	27,800	28,200	28,200	28,200	28,200
基礎課税分		510,000	510,000	510,000	520,000	540,000	540,000	580,000
後期高齢者支援等課税分	課税限度額				170,000	190,000	190,000	190,000
介護納付金課税分	(円)	120,000	120,000	140,000	160,000	160,000	160,000	160,000
計		770,000	770,000	810,000	850,000	890,000	890,000	930,000

区分/年度		R1	R2	R3	R4	R5	R6
基礎課税分		8.6	8.6	8.6	8.6	8.33	7.87
後期高齢者支援等課税分	所得割	2.1	2.1	2.1	2.1	2.53	3.09
介護納付金課税分	(%)	1.9	1.9	1.9	1.9	2.17	2.54
計		12.6	12.6	12.6	12.6	13.03	13.50
基礎課税分		21.0	21.0	21.0	21.0	10.50	
後期高齢者支援等課税分	資産割	5.4	5.4	5.4	5.4	2.70	
介護納付金課税分	(%)	5.7	5.7	5.7	5.7	2.85	
計		32.1	32.1	32.1	32.1	16.05	0.00
基礎課税分		24,800	24,800	24,800	24,800	29,000	33,250
後期高齢者支援等課税分	均等割	6,600	6,600	6,600	6,600	9,000	12,720
介護納付金課税分	(円)	7,200	7,200	7,200	7,200	9,600	12,890
計		38,600	38,600	38,600	38,600	47,600	58,860
基礎課税分		19,200	19,200	19,200	19,200	20,900	22,070
後期高齢者支援等課税分	平等割	5,200	5,200	5,200	5,200	6,400	8,440
介護納付金課税分	(円)	3,800	3,800	3,800	3,800	5,100	5,790
計		28,200	28,200	28,200	28,200	32,400	36,300
基礎課税分		610,000	630,000	630,000	650,000	650,000	650,000
後期高齢者支援等課税分	課税限度額	190,000	190,000	190,000	200,000	220,000	240,000
介護納付金課税分	(円)	160,000	160,000	170,000	170,000	170,000	170,000
計		960,000	980,000	990,000	1,020,000	1,040,000	1,060,000

資料：課税課（事務報告書・一）

区分/年度		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23		
課税の状況	基礎課税分	加入世帯数	24,734	24,892	24,775	18,200	18,756	18,337	18,191	
		うち減額世帯	7割軽減	10,537	10,799	10,797	6,284	6,326	6,631	6,689
			5割軽減	1,279	1,255	1,292	1,173	1,203	1,338	1,356
			2割軽減	2,699	2,555	2,539	2,497	2,753	2,734	2,775
	うち限度額超世帯	511	610	536	327	341	251	240		
	後期高齢者支援等課税分	加入世帯数				17,858	18,251	18,299	18,191	
		うち減額世帯	7割軽減			6,220	6,287	6,628	6,689	
			5割軽減			1,163	1,147	1,334	1,356	
			2割軽減			2,477	2,669	2,728	2,775	
	うち限度額超世帯				305	321	237	200		
	介護納付金課税分	加入世帯数	10,211	9,893	9,520	9,296	9,298	9,511	9,524	
		うち減額世帯	7割軽減	3,104	3,076	2,963	2,919	2,973	3,212	3,306
5割軽減			656	611	609	615	602	723	732	
2割軽減			1,130	1,044	998	1,173	1,272	1,319	1,412	
うち限度額超世帯	283	252	244	238	179	162	112			
課税実績額（現年度分）	基礎課税分	1,232,564	1,344,935	1,348,157	848,682	899,440	854,466	839,960		
	後期高齢者支援等課税分				210,264	222,897	214,001	211,564		
	介護納付金課税分	81,380	84,399	80,738	93,528	90,159	84,587	86,464		
	計	1,313,944	1,429,334	1,428,895	1,152,474	1,212,496	1,153,054	1,137,988		
	基礎課税分	264,034	252,873	266,997	168,539	134,369	142,325	141,508		
	後期高齢者支援等課税分				42,226	34,101	35,676	35,640		
	介護納付金課税分	16,442	15,524	14,751	17,015	16,483	17,087	17,423		
	計	280,476	268,397	281,748	227,780	184,953	195,088	194,571		
	基礎課税分	1,040,791	1,037,537	1,013,836	524,680	506,020	496,511	487,215		
	後期高齢者支援等課税分				130,222	125,896	123,991	121,728		
	介護納付金課税分	74,929	74,060	70,499	55,919	55,052	53,822	54,526		
	計	1,115,720	1,111,597	1,084,335	710,821	686,968	674,324	663,469		
基礎課税分	429,296	432,014	428,520	221,800	213,789	209,897	207,772			
後期高齢者支援等課税分				55,016	53,230	52,400	51,910			
介護納付金課税分	30,064	29,403	28,278	22,480	22,337	21,825	22,143			
計	459,360	461,417	456,798	299,296	289,356	284,122	281,825			
基礎課税分	2,966,685	3,067,359	3,057,510	1,763,701	1,753,618	1,703,199	1,676,455			
後期高齢者支援等課税分				437,728	436,124	426,068	420,842			
介護納付金課税分	202,815	203,386	194,266	188,942	184,031	177,321	180,556			
計	3,169,500	3,270,745	3,251,776	2,390,371	2,373,773	2,306,588	2,277,853			

区分/年度			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
課税の状況	基礎課税分	加入世帯数	18,349	18,054	17,724	17,203	16,658	16,207	15,902	
		うち減額世帯	7割軽減	6,668	6,704	6,738	6,820	6,626	6,533	6,395
			5割軽減	1,296	1,250	2,886	3,128	3,109	3,046	3,007
			2割軽減	2,835	2,829	2,310	2,167	2,081	2,035	2,013
	うち限度額超世帯	257	323	294	311	317	277	227		
	後期高齢者支援等課税分	加入世帯数	18,349	18,054	17,724	17,203	16,658	16,207	15,902	
		うち減額世帯	7割軽減	6,668	6,704	6,738	6,820	6,626	6,533	6,395
			5割軽減	1,296	1,250	2,886	3,128	3,109	3,046	3,007
			2割軽減	2,835	2,829	2,310	2,167	2,081	2,035	2,013
	うち限度額超世帯	208	267	193	164	137	122	125		
	介護納付金課税分	加入世帯数	9,462	8,919	8,387	7,886	7,429	6,899	6,488	
		うち減額世帯	7割軽減	3,219	3,169	3,048	2,984	2,773	2,649	2,452
5割軽減			694	678	1,358	1,411	1,332	1,238	1,113	
2割軽減			1,414	1,371	1,154	1,037	997	907	866	
うち限度額超世帯	125	141	95	68	66	61	60			
課税実績額（現年度分）	基礎課税分	所得割（千円）	908,179	957,956	924,868	958,194	943,252	898,577	883,470	
	後期高齢者支援等課税分		225,873	241,686	236,443	240,566	238,420	226,586	220,966	
	介護納付金課税分		92,589	94,759	90,172	89,218	83,788	76,873	73,641	
	計		1,226,641	1,294,401	1,251,483	1,287,978	1,265,460	1,202,036	1,178,077	
	基礎課税分	資産割（千円）	139,476	144,158	142,295	138,435	136,045	131,611	123,855	
	後期高齢者支援等課税分		35,537	36,912	36,921	36,570	36,201	34,945	32,619	
	介護納付金課税分		16,786	16,325	15,030	13,088	11,935	10,765	9,415	
	計		191,799	197,395	194,246	188,093	184,181	177,321	165,889	
	基礎課税分	均等割（千円）	510,907	529,092	489,092	474,179	454,920	433,222	417,177	
	後期高齢者支援等課税分		128,797	135,534	125,524	126,369	121,403	115,554	111,162	
	介護納付金課税分		56,233	55,245	48,900	46,633	43,809	39,907	37,413	
	計		695,937	719,871	663,516	647,181	620,132	588,683	565,753	
基礎課税分	平等割（千円）	218,213	223,982	209,135	202,716	198,102	191,814	188,624		
後期高齢者支援等課税分		56,256	61,207	57,316	55,031	53,815	52,069	51,150		
介護納付金課税分		22,948	22,167	19,867	19,426	18,564	17,117	16,157		
計		297,417	307,356	286,318	277,173	270,482	261,000	255,932		
基礎課税分	合計調定額（千円）	1,776,775	1,855,188	1,765,390	1,773,524	1,732,318	1,655,224	1,613,127		
後期高齢者支援等課税分		446,463	475,339	456,204	458,536	449,840	429,153	415,897		
介護納付金課税分		188,556	188,496	173,969	168,365	158,097	144,662	136,627		
計		2,411,794	2,519,023	2,395,563	2,400,425	2,340,255	2,229,039	2,165,651		

区分/年度			R1	R2	R3	R4	R5	R6	
課税の状況	基礎課税分	加入世帯数	15,590	15,336	14,892	14,586	14,178	13,512	
		うち減額世帯	7割軽減	6,231	6,024	5,912	6,473	6,227	5,879
			5割軽減	3,059	3,033	2,934	2,969	2,840	2,628
			2割軽減	1,922	1,918	1,889	1,832	1,791	1,781
	うち限度額超世帯	197	187	189	178	158	122		
	後期高齢者支援等課税分	加入世帯数	15,590	15,336	14,892	14,586	14,178	13,512	
		うち減額世帯	7割軽減	6,231	6,024	5,912	6,473	6,227	5,879
			5割軽減	3,059	3,033	2,934	2,969	2,840	2,628
			2割軽減	1,922	1,918	1,889	1,832	1,791	1,781
	うち限度額超世帯	122	128	123	104	124	134		
	介護納付金課税分	加入世帯数	6,334	6,042	5,846	5,754	5,579	5,434	
		うち減額世帯	7割軽減	2,344	2,251	2,264	2,384	2,291	2,246
5割軽減			1,140	1,108	997	1,008	1,004	909	
2割軽減			796	781	711	668	651	673	
うち限度額超世帯	49	48	46	48	58	82			
課税実績額(現年度分)	基礎課税分	所得割(千円)	869,427	875,523	866,880	813,072	763,530	696,893	
	後期高齢者支援等課税分		216,330	217,382	215,195	201,874	232,977	270,559	
	介護納付金課税分		70,341	69,542	68,710	65,403	72,561	83,235	
	計		1,156,098	1,162,447	1,150,784	1,080,349	1,069,068	1,050,687	
	基礎課税分	資産割(千円)	123,482	119,180	116,748	111,333	54,309	952	
	後期高齢者支援等課税分		32,352	31,158	30,517	29,107	14,149	245	
	介護納付金課税分		8,898	8,185	7,747	7,452	3,836	138	
	計		164,732	158,523	155,012	147,891	72,294	1,336	
	基礎課税分	均等割(千円)	402,190	387,978	378,063	362,552	395,280	431,092	
	後期高齢者支援等課税分		107,139	103,336	100,713	96,564	122,650	164,701	
	介護納付金課税分		35,077	33,463	31,957	29,992	38,079	49,952	
	計		544,406	524,777	510,733	489,108	556,010	645,745	
	基礎課税分	平等割(千円)	182,608	177,389	174,806	170,861	176,149	178,625	
	後期高齢者支援等課税分		49,506	48,082	47,390	46,313	53,959	68,179	
	介護納付金課税分		15,263	14,656	14,116	13,328	17,199	19,112	
	計		247,377	240,127	236,311	230,502	247,306	265,916	
基礎課税分	合計調定額(千円)	1,577,708	1,560,070	1,536,497	1,457,818	1,389,268	1,307,562		
後期高齢者支援等課税分		405,327	399,957	393,814	373,858	423,735	503,685		
介護納付金課税分		129,579	125,846	122,529	116,175	131,675	152,437		
計		2,112,613	2,085,874	2,052,841	1,947,851	1,944,678	1,963,684		

資料：課税課（事務報告書・一）

(7) 市税徴収率の推移

図表2-5-9は、市税徴収率の推移を示している。国民健康保険税を除く市税合計では、2014（平成26）年度まで95%前後で横ばいが続いていたが、愛媛県と県内全市町が連携し2015（平成27）年度から個人住民税の特別徴収を県内全市町一斉に完全実施したことや差押等の滞納処分を強化したことにより上昇傾向となり、2022（令和4）年度以降は98%台を維持している。

国民健康保険税の徴収率については、2016（平成28）年度まで80～82%程度で推移していたが、2015（平成27）年度以降に滞納処分を強化したことにより上昇傾向となり、2020（令和2）年度は初めて90%台に到達した。

図表2-5-9 市税徴収率の推移

(単位：%)

税目 / 年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
市民税	85.7	95.2	95.8	96.3	96.2	95.3	95.7
固定資産税	68.1	93.4	93.6	94.2	95.0	95.4	95.6
軽自動車税	21.8	90.0	90.1	90.2	90.3	90.7	91.1
市たばこ税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
入湯税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	77.6	94.2	94.6	95.3	95.6	95.5	95.7
国民健康保険税	62.9	81.9	82.4	82.7	79.3	80.0	80.1

税目 / 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市民税	98.7	95.4	95.6	95.3	96.3	96.9	97.4
固定資産税	95.4	94.9	95.0	94.8	94.9	95.4	95.9
軽自動車税	91.7	91.7	91.8	92.1	93.0	93.8	94.1
市たばこ税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
入湯税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.7
合計	95.6	95.3	95.4	95.2	95.7	96.1	96.6
国民健康保険税	80.7	81.0	81.1	80.4	82.0	82.8	84.6

税目 / 年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市民税	97.8	98.3	98.4	98.8	98.9	98.9	99.0
固定資産税	96.4	97.1	96.9	97.2	97.3	97.4	97.6
軽自動車税	94.3	95.1	95.8	96.2	96.5	96.8	97.0
市たばこ税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
入湯税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	97.0	97.6	97.6	97.9	98.0	98.1	98.1
国民健康保険税	86.1	88.3	90.0	90.7	91.0	91.3	90.1

資料：徴収課（事務報告書・二）

第3節 徴収・債権管理

1 愛媛地方税滞納整理機構の設立

地方財政は年々厳しさを増し、本市に限らず各自治体にとって、財政問題は極めて重要な行政課題となっている。愛媛県及び県内全市町は共同して税収確保を促進するための体制づくりを目指し、2004（平成16）年度から具体的対策の協議を始めた。

同年12月には、広域的滞納整理組織を設立することを前提に、「愛媛地方税整理回収機構（仮称）設立検討会議」を設置し、2005（平成17）年度から1年間の具体的な設立準備期間を経て、2006（平成18）年4月、全20市町参加の一部事務組合「愛媛地方税滞納整理機構」を設立した。

機構職員は、市町と県からの派遣職員などで構成し、より専門性の高い滞納整理を行うため、国税経験者・弁護士などを顧問として配置した。

市町から滞納案件の移管を受け、差押・公売などの滞納処分を前提に滞納整理を行うことが機構の主な業務となっている。機構では、市町職員の滞納整理事務能力の向上を図る研修業務、コンサルティング業務も行っている。現在、同機構に対する本市の基礎負担金は100万円で、滞納整理1件について10万円を支払っている。

事務局は総務課と徴収課の2課体制で、徴収課は県から派遣の課長と市町から派遣の職員9人で構成され、本市もこれまで7人の職員を派遣している。

設立から2024（令和6）年度までの徴収実績は、同機構全体で、引受滞納額（本税）が126億6,233万6,000円、徴収金額が73億2,362万3,000円（本税59億4,053万2,000円、督促手数料1,317万5,000円、延滞金13億6,991万6,000円）で、徴収率は46.9%となっている。

2 債権管理体制の強化

市の債権は、公債権と私債権に大別される。公債権には、市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料、保育所保育料などの強制徴収公債権と、幼稚園保育料、庁舎使用料、行政財産使用料などの非強制徴収公債権がある。私債権は市営住宅使用料、水道料金、各種貸付金返還金などがある。市税の滞納整理に限らず、こうした様々な債権の適正な管理は大きな課題となっていた。

本市は2014（平成26）年4月、納税課（当時）内に債権管理対策準備室を設置（平成27年4月から債権管理対策係）し、各所管課における収入未済額の状況や債権管理の現状等の調査やヒアリング、職員研修、先進自治体の事例研究などを実施した。また、各債権所管課に対し、適正な督促や催告、不納欠損処分等を指導するとともに、債権回収方法の検討等により収入未済額を削減するよう要請を行った。

法令に基づき、債権所管課が責任を持って確実な債権の回収に努めるという基本姿勢を明確化し、徴収手続や回収不能となった債権の取扱いの基準を定め、負担の公平性や自主財源の確保、市の債権管理の更なる適正化を図ることを目的として、2016（平成28）年4月に西条市債権管理条例を施行した。同時に、納税課債権管理対策係を債権管理対策室に変更し、庁内の処理困難な滞納案件の移管を引き受けるようになった（令和6年度現在は、徴収課債権管理係）。

3 納税貯蓄組合補助条例等の廃止と納税組合補助金交付要綱の制定

納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法に基づき、各地域の自治会などを単位として任意に組織され、市税等の納税資金を計画的に貯蓄して、税金を無理なく納期限内に確実に納付するために活動する団体である。

組合への補助金については、旧2市2町がそれぞれの条例や規定に基づき交付してきたが、合併協定書において「納税貯蓄組合については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。納税貯蓄組合長大会は、西条市の例により調整する。」と定めていた。

東予市の例とは、補助金を納税額の一定比率から算出して交付するのではなく、事務費相当額を交付するというものである。

旧東予市の例により補助金制度を統一するために、2005（平成17）年3月に旧西条市の納税貯蓄組合補助条例など関係条例等を廃止し、同条例等に代わり同月に西条市納税組合補助金交付要綱を制定し、2005（平成17）年度から施行した。その後、納税意識の高揚と納付の安定が確立され、口座振替の進展が伴ってきたこともあり組合の解散が相次ぎ、同要綱を2017（平成29）年12月に廃止し、納税貯蓄組合への補助制度を終了している。

4 ご当地オリジナルナンバープレート交付

2014（平成26）年度に合併10周年記念事業として、ご当地オリジナルナンバープレートを作成し、同年11月から交付を始めた。50cc以下の原動機付自転車に取り付けるもので、新規登録時にご当地オリジナルナンバープレートか従来のナンバープレートのいずれかを選択できる。また、現在使用しているナンバープレートも、1回に限りご当地オリジナルナンバープレートに交換できる。デザインについては公募により、だんじりが印刷されたナンバープレートとなっている。2,000枚を作成し、希望者に交付している。

5 市税の前納報奨金制度の廃止

前納報奨金制度は、第1期の納期までに全期分を一括納付した場合に報奨金を交付するもので、戦後の混乱した経済事情の中で、1950（昭和25）年に納税意欲の向上や税の早期確保などを目的として各自治体で創設された。それから60年以上経過した現在では、納税意識や地方税制への理解が広く浸透し、納税率も高率で安定するとともに、市県民税が給与や年金から引き落とされている場合はこの制度が適用されず、不公平感が生じていることや、前納したくても納税資金に余裕がない市民は制度を利用しづらいといった指摘もあった。

こうした状況を踏まえ、本市の市税における前納報奨金制度は、合併後も引き続き実施してきたが、2014（平成26）年度をもって廃止した。なお、報奨金の交付はなくなったが、制度廃止後も引き続き、納期前に一括して納付することができる。

6 納税環境の整備

(1) コンビニ・スマホ収納の運用開始

本市のコンビニ収納に関しては、全国で公金のコンビニ収納が普及し、県内他市が導入や対象科目拡大を進めていく中、市内においてもコンビニ収納による納付の利便性を求める要望が高まったことから、2017（平成29）年度から導入についての検討を行った。

そして、2020（令和2）年度から市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、下水道使用料、水道料金、簡易水道料金、西ひうち専用水道料金の13科目において、コンビニ収納を開始した。その後、保育所や幼稚園の副食費、放課後児童クラブ保護者負担金を追加し、2025（令和7）年3月末現在では15科目となっている。

また、同時に、スマートフォンの決済アプリを使っての納付も可能になった。

コンビニ・スマホ収納の利用件数は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度まで毎年約1万件ずつ増加しており、コンビニ・スマホ収納開始前と比較して督促状の発送件数が減少していることから、市民満足度だけでなく、納期内納付の促進や市職員の負担軽減に繋がっている。

2023（令和5）年4月からは、地方税統一QRコード（eL-QR＝エル・キューアール）を活用した地方税の納付を開始した。市から送付される納付書に印刷されたQRコードを読み取ることで、地方税共同機構が管理・運営するeLTAx内の特設サイト（地方税お支払サイト）や、スマートフォン決済アプリを通じたキャッシュレス納付が可能となったほか、eL-QR対

応金融機関であれば全国どの金融機関窓口でも地方税の納付が可能となった。2025（令和7）年3月末現在、対象となる税目は、軽自動車税と固定資産税である。

（2）証明書コンビニ交付サービスの開始

自治体におけるコンビニで住民票や印鑑証明、課税証明などの各種証明書を交付するサービスは、2009（平成21）年度から始まっていた。しかし、当時は住民基本台帳カードを利用する仕組みで、同カード自体の普及があまり進まなかったこともあり、導入する自治体は少なかった。

2015（平成27）年度にマイナンバー制度が導入され、マイナンバーカードの普及も進みつつあることなどから、本市では、2022（令和4）年3月1日から、各種証明書のコンビニ交付を開始した（2編 11章参照）。

（3）窓口証明手数料にQRコード決済導入

2022（令和4）年4月1日からは、本庁の市民生活課、徴収課、各支所で取り扱う窓口証明手数料等について、PayPay[®]を指定納付受託者に指定しQRコード決済サービスを開始した。なお、当面はPayPayのみの対応としている。

第6章 契約

第1節 入札

1 入札・契約制度の変遷

合併前、旧東予市では2001（平成13）年7月から、旧西条市では2002（平成14）年11月から、入札にかかる工事等の予定価格の事前公表を実施していた。透明性の確保、公正な競争の促進、さらに、談合を示唆するような入札や設計金額を探るといった不正行為の防止のため導入したもので、事前公表を実施した旧2市における落札率は、公表前に比べてそれぞれ約1%程度低下した。旧2町では実施していなかったが、合併に際して新市でも予定価格の事前公表を行うことになった。また、合併当初から、ダンピング防止のため競争入札に際して低入札価格調査制度を導入した。

2006（平成18）年10月には公募型プロポーザル方式、2007（平成19）年4月には総合評価落札方式を、2012（平成24）年4月には最低制限価格制度を導入した。2016（平成28）年10月からは、県のシステムを活用して電子入札を導入している。

2 企画競争入札（プロポーザル方式）の導入

プロポーザル方式は、企画競争方式の一つであり、対象業務に関する企画案・実施方針等の提出を幅広く不特定多数の事業者に求め、最も優れた提案を行った事業者を採用する選定方法である。対象業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される場合に、この方式を採用することが多い。

本市では、2006（平成18）年10月に西条市プロポーザル方式実施要綱を定め、本方式を導入しており、公募型と指名型を採用している。

本方式により選定された事業者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして、随意契約を締結することになる。

3 最低制限価格制度の導入

本市では2012（平成24）年度から、建設工事及び製造の請負の入札に最低制限価格制度を導入した。この制度は、ダンピング受注を防ぐことを目的としており、これ以上低い価格で入札した場合は失格になるという基準（最低制限価格）を設定していることを明示した上で入札を実施し、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低価格で申込みをした者を落札者とする仕組みである。

本市では、西条市最低制限価格制度実施要綱で算定方法を定めており、中央公共契約工事制度運用連絡協議会が定めるモデルの見直しに伴い、適宜改正を行っている。

なお、本制度の導入に伴い、低入札価格調査制度については廃止した。

4 総合評価落札方式の導入

価格競争が工事の品質低下や環境破壊を招くといった公共工事の品質確保への懸念が高まり、2005（平成17）年に公共工物品確法が制定された。本市では2007（平成19）年度に西条市建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領を策定し、価格だけでなく技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする、総合評価落札方式を導入している。

建設工事簡易型総合評価落札方式は、次の2通りの方法がある。

- ① 施工計画型…価格のほか、簡易な施工計画を含む技術提案や同種工事の施工実績等技術的要素（＝評価項目）を総合的に評価する方式
- ② 実績確認型…評価項目のうち、簡易な施工計画を含む技術提案以外の項目をもって評価を行う方式

また、総合評価落札方式において、2014（平成26）年度から改めて低入札価格調査制度も導入し、西条市低入札価格調査制度要綱に基づき、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかの調査（低入札価格調査）を行っている。同要綱については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が定めるモデルの見直しに伴い、適宜改正を行っている。

5 電子入札の導入

本市では2016（平成28）年10月から、愛媛県が運用する「えひめ電子入札共同システム」を活用して工事及び工事に関連する委託業務に電子入札を導入している。インターネットを通じて入札関係書類を入手でき、入札手続きや入札結果の確認もシステム上でできるので、入札参加者は紙入札のときのように手続きの度に市へ出向く必要がなくなった。また、手続きの透明性の確保や競争性の向上にもつながっている。

えひめ電子入札共同システムは、2014（平成26）年6月17日に愛媛県や松山市などでの運用から始まり、前述のとおり2016（平成28）年10月から本市や四国中央市なども参加、2022（令和4）年4月には、県と県内全20市町が参加している。このシステムは、入札情報公開機能と電子入札機能を有する。

第2節 公共工事

1 公共工事の品質確保

2005（平成17）年4月に、公共工物品確法が施行された。公共工事の品質確保に関する国、地方公共団体、受注者等の責務、品質確保のための基本理念、基本方針などを明らかにするとともに、総合評価落札方式の導入推奨、コンストラクション・マネジメントの促進等を規定している。

本市もこの方針に沿って、前述のように総合評価落札方式の導入など、事業者選定段階からの公共工事の品質確保に努めている。

また、西条市工事検査規程、西条市工事検査基準、西条市工事成績評定要領などに基づき、厳正かつ適正な工事の中間検査や完成検査の徹底を図っている。

2 全庁型公共事業設計積算システムの導入

土木工事で利用している設計積算システムについては、合併前から旧市町において、各々の設計積算システムを導入していたが、合併協議の中で合併後速やかにシステムを統合する方針を決定していたため、2006（平成18）年8月から、職員が設計積算する工事（建築物に伴う工事及び土地改良事業は対象外）及び工事に関連する委託業務に関して全庁型公共事業設計積算システムを導入することとなった。

この設計積算システムは、土木、下水道、上水道、港湾、漁港の工事（建築物に伴う工事及び土地改良事業は対象外）及び工事に関連する委託業務に係る積算ができるものとなっている。国土交通省の土木工事標準積算基準書に準拠しており、標準的な設計書を作成することができ、積算ミスの未然防止や煩雑な積算業務の効率化及び技術力の向上に寄与するものとなっている。また、設計書が電子データとして保存可能なため、電子入札の際の公開資料として利用でき、設計積算データの一元管理や運用コスト（保守・管理費用等）の削減につながっている。

第7章 広聴等

第1節 各種広聴事業

1 地域審議会

新市の誕生に向けて検討を続けていた2003（平成15）年2月、合併協議会は「西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書」を定め、合併特例法第5条の4の規定に基づく「地域審議会」を、合併後に2市2町の各地区に設置した。

これは広域合併により住民の意見が施策に反映されにくくなることのないよう、合併後のまちづくりについて、きめ細かく市民の意見を伺うための審議会で、審議会は会長及び副会長のもと、各地区15人以内の委員で組織した。委員は各種団体の役員や学識経験者などから市長が委嘱し、任期は2年。審議会の設置期間は本市合併の日（平成16年11月1日）から2015（平成27）年3月31日までとした。

審議会では各回市長の諮問に応じて、当該地区に係わる次の事項について審議した。

- ① 新市建設計画の変更に関する事項
- ② 新市建設計画の執行状況に関する事項
- ③ その他、市長が必要と認める事項

2015（平成27）年2月5日～10日に最終となる第23回審議会を開いたのち、予定どおり同年3月31日に設置期間を満了した。翌年度以降は、市全体の新しいまちづくりに関する提言や、総合計画、新市建設計画の執行状況などについて、市民から意見を伺う場として「まちづくり市民会議」を設置した。

2 西条市まちづくり市民会議

地域審議会の設置期間満了後、今後のまちづくりを進める上で、広く市民の意見を反映しながら、市の特徴を生かした、将来にわたって活力のある地域社会を維持する施策を検討し、策定し、検証することを目的として、2015（平成27）年6月に「西条市まちづくり市民会議」を設置している。

産官学金労の各分野や市民活動、各種団体の代表者などを2年の任期で委員に任命し、主に次の内容について意見交換等を行っている。

- ① 西条市総合計画の策定、変更及び成果検証に係る検討に関すること
- ② 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、変更及び成果検証に係る検討に関すること
- ③ その他市長が必要と認める事項

西条市まちづくり市民会議の開催状況は図表2-7-1のとおりである。

図表2-7-1 西条市まちづくり市民会議の開催状況

回	年月日	会議内容
1	H27.6.25	総合戦略
2	H27.8.24	総合戦略素案説明、将来人口ビジョン、人口減少対策等
3	H27.10.22	総合戦略の成案、地方創生のまちづくりとその取組
4	H28.8.25	総合戦略の取組、進捗状況、関係交付金事業の効果検証
5	H29.2.24	新市建設計画の進捗状況、地方創生関連事業の実施状況、シティプロモーション等
6	H29.7.28	総合戦略の進捗状況、地方創生関連事業の実施状況、シティプロモーション等
7	H29.10.11	総合戦略改訂素案、自治体シンクタンクの設置
8	H30.2.8	総合戦略改訂版最終案、ローカルファンド構築事業
9	H30.7.19	総合戦略の進捗状況、地方創生関連事業の実施状況、新規採択事業、新市建設計画等
10	H31.3.26	地方創生関連事業の実施状況、ローカルファンド研究会、地域コミュニティ基本指針、第2期総合計画の策定
11	R2.5.18~29	第2期総合計画・総合戦略の総括評価、地方創生関連事業等
12	R3.7.2	SDGs 未来都市、自治体 SDGs モデル事業、第2期総合計画及び総合戦略の成果検証、地方創生関連事業、企業版ふるさと納税等
13	R4.5.27	第2期総合計画及び総合戦略の成果検証、地方創生関連事業、企業版ふるさと納税等
14	R5.5.24	第2期総合計画及び総合戦略の成果検証、地方創生関連事業、企業版ふるさと納税等
15	R6.5.23	第2期総合計画の成果検証、デジタル田園都市国家構想、地方創生関連事業、企業版ふるさと納税等

資料：政策企画課

3 総合計画審議会

総合計画の策定に必要な事項について調査や審議を行う市長の諮問機関として、2005（平成17）年3月に西条市総合計画審議会条例を制定した。

条例制定後、第1期西条市総合計画の策定のため、2006（平成18）年に初めて西条市総合計画審議会を設置し、同年2月に同審議会を開催した。第2期西条市総合計画策定時においても同様に開催し、これまでの実績や市民アンケート等の結果を踏まえ、計画案の審議を行った。

直近では、2024（令和6）年度に第2期西条市総合計画が最終年度を迎えることから、新たに第3期西条市総合計画（計画期間：令和7～16年度）を策定するため、各種団体の代表や学識経験者等を委員として委嘱し、計画案について審議を行った。

第3期総合計画審議会の開催状況は図表2-7-2のとおりである。

図表2-7-2 第3期西条市総合計画審議会の開催状況

<第3期西条市総合計画>

回	年月日	審議内容
1	R6.4.23	(1) 第3期総合計画等の策定方針及び策定スケジュールについて (2) 第3期総合計画等の「序論・基本構想（素案）」について
2	R6.7.12	(1) 第3期総合計画等の策定に向けた進捗状況について (2) 第3期総合計画等の「序論・基本構想・基本計画（案）」について
3	R6.10.8	(1) 第3期総合計画等の答申案について

計3回の審議を経て、答申内容が確定したため、審議会から玉井市長へ答申書が手渡された。

資料：政策企画課

4 市長の直接広聴事業

市長が市民と直接意見を交換する広聴活動としては次のようなものがある。

(1) 地域との意見交換

- ① 市政いきいきタウントーク…2009（平成21）年度に「地域懇談会」を改称した。連合自治会の各支部役員等、地域代表者が出席する市連合自治会各支部主催の会合に理事者及び部長級職員が出向き、事前に提出された議題についての質疑応答や市政報告を行った。
- ② 市政懇談会～市長とキャッチボール～…2014（平成26）年1月から、市民との対話の機会をより充実させるために、西条市連合自治会との共催により各公民館で実施した。開催地区以外の市民も参加可で市長と部長級職員が出席し、市政報告及びフリートークを行った。
- ③ タウンミーティング…2017（平成29）年度から、「市政懇談会」を改称して実施している。各連合自治会と日程調整を行い、事前に申し込みのあった地域課題等のテーマに基づく意見交換の場としている。連合自治会会員やテーマ関係者等、市長及びテーマに係る部長が出席する。

(2) 市内で活動する団体等との意見交換

- ① ようこそ市長室・移動市長室…2013（平成25）年5月から、市内各地域で活動するグループや団体活動の実情やニーズを把握することを目的に、本庁と各総合支所にて市長と意見交換をする場として実施した。
- ② 市長と井戸端会議…2017（平成29）年度から、「ようこそ市長室・移動市長室」を「市長と井戸端会議」へ改称した。また、生徒会や部活など、高校生グループも参加できるように見直した。
- ③ 市長とHR（エイチ アール）…2022（令和4）年度から、夏休み期間である8月に2日間実施している。「市長と井戸端会議」に高校生グループの参加申込が増えてきたことを受け、井戸端会議特別編として高校生グループに限定して実施することにした。意見交換後には市長室の見学を行っている。

5 その他の広聴活動

(1) 若者会議・女性会議

市民活動支援センターでは、若者や女性の声を広く市政に反映させ、若者や女性が活躍できるまちづくりを進めるため、2017（平成29）年11月から「若者会議・女性会議」を開催している。年に数回実施し、ワークショップの形で様々なテーマについて意見交換を行っている。

6 市政への意見・提言

(1) パブリックコメント

本市の基本的な政策の策定に当たり、事前に内容を公表して市民からの意見を募集し、それを考慮して政策等の意思決定を行っており、この意見募集がパブリックコメントである。従来、担当各課がパブリックコメントに関する一連の作業を実施していたが、2011（平成23）年度に西条

市パブリックコメント手続実施要綱を整備し、広聴事務の所管課が一元管理することになった。ホームページへの掲載を通して、広く市民に周知することで、制度の拡充を図った。

(2) 環境指導員制度

合併当初は西条地域のみ配置されていたが、2005（平成17）年4月に新市全域に配置するよう制度を拡大した。安全で快適な環境の保全に資するため、各地区（公民館単位）を担当区域として40人以内の市民を指導員として委嘱し、担当部署の職員パトロールだけでは十分でない事態の把握に努めた。指導員は、ごみ出しルール等の徹底に加え、日常生活において危険が想定される箇所や公共施設の損傷等を通報していた。

その後、事業の見直しに当たり、通報件数が少ないこと、類似の市政モニター制度のほか、意見書等の制度もあることから、2014（平成26）年度末で制度を廃止した。

(3) 市政モニター制度

合併当初は西条地域のみ配置されていたが、2005（平成17）年4月に新市全域に配置するよう制度を拡大した。市政に関する市民の意見・要望等を聴取し、世論の動向を正しく把握するとともに、市政の効率的な運営につなげることを目的とした。モニターは、地区別（公民館単位）に年齢、職業、性別等を勘案し、任期を2年として50人以内の人に委嘱した。その後、広聴事業を整理する際に、意見提出が特定のモニターに偏っていること、且つ意見箱などの選択肢もあることから、2018（平成30）年度末で制度を廃止した。

(4) 意見箱その他

市民から市政に関する意見等を広く聴く手段として、合併前の意見箱制度を継続しており、書面により意見を受け付けている。（令和6年度末時点で市庁舎や公民館等含む市内44箇所に設置）その他、ホームページや郵送による意見も受け付けている。

これまでの経緯として、2005（平成17）年度から2017（平成29）年度の間、広報紙に年2回程度意見書の様式を掲載し、市民に広聴事業を身近に感じてもらえるよう工夫を図った。

また、電子メールによる受付も行っていたが、2020（令和2）年6月からホームページに専用入力フォームを設け、メールアドレスを持たない方でもインターネット上で意見提出ができるよう提出手段の改善を図っている。

さらに、2015（平成27）年度から、自治会の総意に基づいた身近な地域の課題や要望を自治会長から提出してもらう「地域課題提出票事業」も開始している。

寄せられた意見等のうち公開希望のものは、3か月ごとに本市ホームページで公開している。

各種広聴事業の取組状況の推移は、図表2-7-3のとおりである。

図表2-7-3 広聴事業取組状況の推移

(単位：件、人)

取組事業 / 年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
意見箱	取扱件数	32	227	333	253	218	256	194
意見書（郵送）	取扱件数	-	114	133	108	115	127	122
Eメール	取扱件数	0	0	50	120	108	122	120
市政モニター通信	取扱件数	9	53	17	85	26	28	18
環境指導員通報	取扱件数	5	88	70	70	62	93	43

取組事業 / 年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
意見箱	取扱件数	165	181	137	135	162	148	151
意見書（郵送）	取扱件数	97	110	99	95	83	108	43
Eメール	取扱件数	113	90	77	72	55	55	60
市政モニター通信	取扱件数	19	10	179	62	55	41	56
地域課題提出票	取扱件数	-	-	-	-	0	0	4
環境指導員通報	取扱件数	64	44	38	21	-	-	-
市長と井戸端会議	参加人数	-	-	-	-	-	-	51
パブリックコメント	実施件数	2	1	0	9	4	5	6
タウンミーティング	参加人数	-	-	-	-	-	-	14
ようこそ市長室・移動市長室へ	参加人数	-	-	321	118	136	148	-
市政懇談会～市長とキャッチボール～	参加人数	-	-	722	1,730	2,123	2,238	-

取組事業 / 年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
意見箱	取扱件数	123	168	83	108	134	116	113
意見書（郵送）	取扱件数	16	10	6	10	27	18	25
Eメール・HP入力フォーム	取扱件数	55	26	54	125	107	83	93
市政モニター通信	取扱件数	32	-	-	-	-	-	-
地域課題提出票	取扱件数	11	1	4	3	1	1	1
市長と井戸端会議	参加人数	61	32	55	35	110	78	102
パブリックコメント	実施件数	8	9	6	5	3	8	8
タウンミーティング	参加人数	36	368	165	178	299	139	212

資料：シティプロモーション推進課（事務報告書・一）

第2節 市民相談事業

本市では、各種市民相談を実施しており、各相談のスケジュールを毎月の広報紙に掲載している。また、合併前の例にならい、定期的に市民無料法律相談も行っている。

市民相談事業の取組状況の推移は図表2-7-4のとおりである。

図表2-7-4 市民相談事業取組状況の推移

(単位：件)

区分/年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
一般相談	208	638	388	529	411	408	336
消費相談	-	-	-	-	-	-	185
無料法律相談	175	488	478	467	447	486	422
計	383	1,126	866	996	858	894	943

区分/年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
一般相談	406	364	257	186	183	218	190
消費相談	189	222	303	341	283	337	384
無料法律相談	420	387	379	410	400	364	365
計	1,015	973	939	937	866	919	939

区分/年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一般相談	286	265	247	157	107	176	191
消費相談	459	347	325	325	383	445	398
無料法律相談	392	339	246	347	332	326	339
計	1,137	951	818	829	822	947	928

資料：くらし支援課（事務報告書・一）

第3節 情報公開と個人情報保護

1 情報公開制度

情報公開制度は、合併前にならい、2004（平成16）年11月に西条市情報公開条例を制定し制度化している。

公文書公開請求件数の推移は、図表2-7-5のとおりである。

図表2-7-5 公文書公開請求件数の推移

（単位：件）

年度/区分	請求 件数	決定内容(*1)					不服 申立て	左記の 処理(*2)
		全部公開	部分公開	非公開	却下	取下げ		
H17	14	14						
H18	38	28	4	2	3	1	2	1
H19	20	13	5	1	1			1
H20	18	11	5		1	1		
H21	12	7	5					
H22	11	2	8	1			1	1
H23	20	8	10		2			
H24	17	7	11	2	5			
H25	13	5	6	3	2			
H26	17	2	15					
H27	24	5	18		2	1		
H28	21	7	9		7	1	1	
H29	58	11	32		26	2	15	16
H30	31	8	14	4	6	1	1	1
R1	15	1	13			1		
R2	34	6	19		6	3		
R3	42	3	31		8			
R4	61	4	34		22	1		
R5	45	9	22	14	-(*3)			
R6	46	11	22	11	-(*3)	2		
計	557	162	283	38	91	14	20	20

資料：総務課（事務報告書・一）

*1 1件の公文書公開請求のうち、処理の状況（公開、部分公開、非公開及び却下）が複数ある場合は、それぞれ計上

*2 前年度の不服申立てのうち、繰り越したものを含む

*3 R5年度以降は、個人情報開示請求に合わせ、却下を非公開として計上

2 個人情報保護

個人情報保護制度は、合併前にならい、2004（平成16）年11月に西条市個人情報保護条例を制定し、個人情報の適正な取扱い、開示等について、制度化していた。

しかし、2023（令和5）年4月に個人情報保護法が改正されたことに伴い、同条例を廃止し、以降は同法に基づき個人情報の適正な取扱い、開示等を行っている。

個人情報開示等請求件数の推移は、図表2-7-6のとおりである。

図表2-7-6 個人情報開示等請求件数の推移

（単位：件）

年度/区分	請求 件数	決定内容(*1)					不服 申立て	左記の 処理(*2)
		全部開示	部分開示	非開示	却下	取下げ		
H17								
H18	1	1						
H19	3	3						
H20								
H21	1	1						
H22	1			1			1	1
H23	7	4	2	1			1	1
H24	12	10	2					
H25	17	11	5	1				
H26	4	2	1			1		
H27	17	15	2	1				
H28	12	7	3	1	1	1		
H29	19	12	7	2				
H30	25	12	8	3		4		
R1	22	18	3	1				
R2	42	21	10	11				
R3	32	20	5	6		1		
R4	43	29	10	4				
R5	27	16	5	5	-(*3)	1	1	
R6	37	15	10	11	-(*3)	1		1
計	322	197	73	48		1	9	3

資料：総務課（事務報告書・一）

*1 1件の個人情報開示請求のうち、処理の状況（開示、部分開示、非開示及び却下）が複数ある場合は、それぞれ計上

*2 前年度の不服申立てのうち、繰り越したものを含む

*3 R5年度から従来の却下決定を廃止し、全て非開示決定として計上

第8章 広域行政

第1節 広域行政の必要性

地方分権の時代にあつて、地方自治体の財政状況は厳しさを増しており、行政サービスの均質化と向上、地域の一体的な発展のために、県や近隣市町との連携・協調の必要性は一段と高まっている。新たな枠組みとなった合併後においても、本市は近隣市町との連携強化により広域行政事務を充実させている。

また、愛媛県では、後述のとおり2012（平成24）年3月に「県・市町連携推進プラン」を策定した。これにより県と20市町が連携し、様々なプランを実行に移している。

第2節 広域行政組織

主な広域行政組織として、一部事務組合と広域連合がある。一部事務組合は、複数の地方自治体が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する行政機関である。地方自治法284条第2項に基づいており、中小規模の市町村が設ける場合が多い。

一方、広域連合は、複数の地方自治体が総合的な「広域計画」を作成し、その実施のために連絡調整を図り、事務の一部を処理するために設置する団体である。地方自治法第284条第3項に基づいており、より広域的な行政目的を達成することを目的とする場合が多い

いずれも特別地方公共団体であり、議決機関を有する。2024（令和6）年度現在、本市が加入する一部事務組合としては愛媛県市町総合事務組合及び愛媛地方税滞納整理機構、広域連合としては愛媛県後期高齢者医療広域連合がある。

1 新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合

旧西条市、旧東予市、旧丹原町、旧小松町、旧新居浜市、旧別子山村で構成していた一部事務組合で、1973（昭和48）年に結成し、広域圏計画や地域経済活性化計画などの策定及び計画に係る事務事業の連絡調整、第二次救急医療体制を確保するための病院群輪番制病院運営費補助事業等に係る事務、別子ハイツ自然学習館及び新居浜・西条地区青少年センターの管理運営、構成団体職員の研修など、圏域に係る事務の共同処理を行っていた。

同組合の事務局は新居浜市役所内に置かれ、新居浜市長が組合長を兼任していた。構成する自治体から議員が選出されて、年2回の議会を行っていた。

市町村合併に伴う構成団体の減少及び共同処理する事務の見直しに伴い、同組合は2008（平成20）年3月31日に解散した。同組合が管理していた別子ハイツ自然学習館は新居浜市へ、新居浜・西条地区青少年センターは本市に譲渡され、事務のいくつかは同年4月1日に設立された「新居浜・西条地区広域行政圏協議会」に引き継がれた。

2 新居浜・西条地区広域行政圏協議会

新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合から、広域圏計画や地域経済活性化計画などの策定と計画に係る事務、病院群輪番制病院運営費補助事業等に係る事務などを引き継いだり、職員の研修はそれぞれの市で行うことになった。一部事務組合でなく任意団体のため議員は選出せず、年に2回関係者による協議会を開いて対応することとした。病院群輪番制病院運営については、両市の救急医療機関が平日・夜間及び休日に第二次救急医療を実施した日数に応じて補助金を交付している（詳細は、5編4章参照）。

2020（令和2）年度に、広域行政圏における将来的な廃棄物処理のあり方に関する調査研究を実施するため、2市の職員による調査研究チームを設置し、次期ごみ処理施設の集約化に関する検討を開始した。

愛媛県が2021（令和3）年度に策定した「愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画」において、本市、新居浜市、四国中央市の3市が西条ブロックに位置付けられており、20年後に焼却施設を1施設に集約することが記載された。これを受けて、2022（令和4）年度に本協議会と四国中央市が共同で、「愛媛県東予東部ごみ処理施設広域化・集約化の実現可能性調査業務」を実施し、費用面では集約化のメリットが確認された。

2023（令和5）年度に四国中央市が単独整備の方針を決定したため、本市と新居浜市で検討を継続することとなった。本協議会での調査研究チームの設置期限が2023（令和5）年度末であったことから、期限到来に合わせてチームを解散し、次期ごみ処理施設の集約化については、両市の担当部署による検討を続けている。

3 愛媛縣市町総合事務組合

愛媛縣市町村職員退職手当組合、愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合、愛媛縣市町村交通災害共済組合、愛媛県自治会館管理組合、愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の5組合が統合し、地方自治法第285条に基づいて2005（平成17）年4月に設立された。県内の市や町などで構成される複合的一部事務組合（特別地方公共団体）である。

同組合では、次の5分野で構成団体の共同事務処理を行っている。

- ① 職員の退職手当の支給
- ② 消防団員等公務災害補償及び退職報償金事務
- ③ 交通災害共済事務
- ④ 会館の管理及び運営
- ⑤ 市町議会議員の公務災害補償等

本市は設立時から②の事業において構成団体となっている。③の交通災害共済事務にも加わっていたが、加入者数の減少や民間損害保険の普及などの理由から2017（平成29）年3月末で取扱いを終了した。

4 愛媛地方税滞納整理機構

三位一体改革の一環として地方への税源移譲が予定される中、県及び県内全市町が協働して税収確保を促進するため、2006（平成18）年4月に地方自治法第285条に基づき、県内の市町税の徴収を専門に行う広域的な組織（県内全市町加入の一部事務組合）として設立した（詳細は2編5章3節で記述）。

5 愛媛県後期高齢者医療広域連合

老人医療費が増大する中、高齢者世代と現役世代の費用負担が財政運営の責任の明確化を図ることを主な目的として、健康保険法等の一部を改正する法律により、2008（平成20）年4月から従来の老人保健制度が後期高齢者医療制度に変更された。後期高齢者医療制度は、75歳以上の人及び65歳以上で申請により一定以上の障がいがあると認定された人が加入する医療保険制度である。対象者はそれまで国民健康保険や被用者保険などの医療保険に加入していたが、同制度の運用開始により、都道府県を単位とした後期高齢者医療広域連合が創設され、新たな運営主体となった。

愛媛県後期高齢者医療広域連合には、県内全ての市町が加入し、広域連合が行う事務には、広域計画の策定や保険料の決定、医療費の給付などが含まれる。また、財政責任を持つ運営主体という意味では、後期高齢者医療制度における保険者であり、保険者機能を発揮することが期待されている。各市町は、被保険者証（令和6年12月2日以降は資格確認書）の引き渡し、保険料の徴収に関する事務及び各種申請の受付等の窓口業務を担当する（詳細は、5編3章1節で記述）。

第3節 広域連携

1 東予ものづくり三市連携推進協議会

2009（平成21）年度から本市と新居浜市、四国中央市との間で「3極連携構想」が進められた。3市を一つの自立した都市圏域として考えた場合、総人口33万人、製造品出荷額2兆円超に及ぶ大きな潜在力を持っており、3市が自主的かつ自発的に協力して、医療機関などの連携による地域医療体制の見直しや、災害発生時の相互援助体制の強化、地産地消の推進などに取り組み、圏域全体の活性化を図ろうという構想である。

3極連携構想を踏まえて、ものづくり産業振興という共通目標を持つ3市が連携して、一体的な地域活性化に取り組んでいくため、2016（平成28）年3月に結成されたのが「東予ものづくり三市連携推進協議会」である。各市の副市長、企画担当部長及び産業担当部長をもって組織し、3市間の連携事業を実施した。

推進協議会では、一体感を持って事業を展開していくことを目的として、2016（平成28）年8月に圏域の愛称を募集した。愛称は愛にあふれた三つのものづくり産業都市が光り輝くことを願った「愛媛ものづくり さんさん都」に決定した。

具体的な取組としては、合同就職説明会や中小企業工場管理者養成事業、観光分野における広域プロモーション事業、移住フェア出展事業などを推進している。

2019（令和元）年4月から11月まで、3市を舞台にしたエリア初の地域振興イベント「えひめさんさん物語」を開催した。イベント終了後も、「ネクスト・さんさん」として、ものづくりの現場を体感するオープンファクトリーなどを継続的に実施している。

2 石鎚山系魅力発信

石鎚山系で接している本市と久万高原町、高知県のいの町、大川村の2県4市町村は、県境を越えて観光PRの連携を図っており、2016（平成28）年からは「石鎚山系の魅力発信及び持続可能な資源とする事業」が、2018（平成30）年には「四国西部エリア戦略型観光サービス創出事業」が国の地域再生計画に認定された。これを受けて、同年11月に4市町村や関係企業の出資により、石鎚山系の魅力を多方面から発信する第三セクターの新会社、(株)ソラヤマいしづちを設立した（8編6章4節を参照）。

3 愛媛県市町連携推進プラン

愛媛県では、全国に先駆けて2011（平成23）年2月に知事と20市町長で組織する「県・市町連携政策会議」を設置し、県・市町連携の取組を本格始動させた。2012（平成24）年3月には、連携の理念や施策の具体的な取組をまとめた「県・市町連携推進プラン」を策定した。これ以降毎年度、新たに取り組むべき連携施策を県・市町双方から提案し合い、協議・検討を行って各年度版のプランを作成している。同プランにより二重行政の解消だけでなく、防災・減災対策の深化や自転車新文化の創造など、顕著な成果も生まれた。また、2018（平成30）年7月に起きた西日本豪雨災害における市町間カウンターパート方式による迅速な人的支援、新型コロナウイルス対策における指揮系統や情報管理の一元化など、「チーム愛媛」としての強固な県・市町連携が非常時に際して効果的に機能している。

第9章 国際交流

第1節 本市における国際交流の経緯

本市の国際交流は合併前の2市2町の交流事業を引き継ぐ形でスタートした。旧西条市の友好都市である中国・保定市との交流事業や国際交流員招致事業は継続し、旧西条市、旧東予市、旧丹原町で行っていた中・高校生海外派遣事業は一本化した。

合併後、ベトナム国・フエ市と2018（平成30）年に、オーストリア国・セーボーデン市と2019（令和元）年に友好都市協定を締結した。

また、1996（平成8）年に旧丹原町民から旧丹原町へ寄附された3,100万円について、合併時に西条市国際交流基金を設立して全額を積み立て、国際交流事業に活用している。

市内在住の外国人数も徐々に増加し、市内各地域で様々な国際交流活動を行っている中、2015（平成27）年2月、西条市国際交流協会を設立した。2021（令和3）年2月にはNPO法人として法人化した。

第2節 保定市との交流

1 交流の経緯

中華人民共和国河北省・保定市との交流は旧西条市から引継ぎ、合併後も、済生会西条病院と保定第一中心医院間における医療機関同士の交流や周布小学校と厚福盈小学校間における児童作品による交流、また、西条・中国親善交流協会による河北大学生の受入による市民交流など、民間レベルでの交流を柱として友好関係を維持している。

2 合併後の交流

平成16年	友好都市提携10周年記念事業を実施
平成18年	保定市北区友好訪日団が来西
平成19年	書道団体書神会訪中団が保定市を訪問 保定市第一中心医院から医療交流生が来西
平成22年	河北省保定市友好都市訪問西条市民の会が保定市を訪問
平成23年	西条市訪中代表団が保定市を訪問
平成26年	友好都市提携20周年記念事業を実施
平成28年	保定市河北大学外国語学院日語科訪日団が来西
令和4年	保定市の名物料理「ロバ肉バーガー」を日本風アレンジして市内の全小中学校の給食に提供
令和5年	保定市河北大学西条市訪問団が来西
令和6年	友好都市提携30周年記念事業を実施

第3節 フエ市との交流

1 交流の経緯

ベトナム社会主義共和国トゥア・ティエン・フエ市とは、地形的に共通点があり、台風災害で同様の被害を受けたことから、フエ農林大学と京都大学大学院地球環境学堂の共同研究チームが2005（平成17）年12月に来西したことをきっかけに交流が始まった。その後も防災活動による交流が続き、2012（平成24）年8月、全国初となるベトナムからの国際交流員を招致した。

2013（平成25）年にはフエ市最大のフェスティバルであるフエ伝統工芸フェスティバルに参加して本市のブースを出展し、本市の伝統工芸や観光のPR活動を行った。以降、2015（平成27）年、2017（平成29）年、2019（平成31）年、コロナ禍をはさみ2023（令和5）年にも同フェスティバルに参加している。

2 友好都市提携締結

防災活動、フエ市出身の国際交流員の招致、フエ伝統工芸フェスティバルへの継続参加等による交流が深まったことを受け、2018（平成30）年4月5日、本市で友好都市提携調印式を挙行了。調印式では、フエ市人民委員会の委員長と本市市長が今後の交流促進を約束した。

3 近年の交流状況

平成31年	政策研究院大学（GRIPS）の要請でベトナム中央省幹部等が来西
令和2年	甚大な浸水被害を受けたフエ市へ、市や市民、市内経済団体等が義援金を送る
令和4年	フエ市の名物料理ブン・ボー・フエを市内全小中学校の学校給食で提供 甚大な浸水被害を受けたフエ市に見舞金を送る
令和6年	合併20周年記念事業の一環でフエ市代表団を招聘 市民有志から構成される「西条ベトナム会」が発足

第4節 セーボーデン市との交流

1 交流の経緯

オーストリア共和国ケルンテン州・セーボーデン市にあるヨーロッパ最大規模の日本庭園「盆栽ミュージアム」に本市の青石が展示されていることをきっかけに交流が始まった。2017（平成29）年11月には玉井市長がセーボーデン市を訪問し、本市との交流について意見交換するとともに、駐オーストリア大使にはスポーツライミングを通じたオーストリア共和国との交流について協力を依頼した。同年12月には駐日大使が本市を訪問した。

2018（平成30）年4月には、本市がオーストリアの東京オリンピック事前合宿のホストタウンとして登録され、同国のミュージシャンの来西など、スポーツ・芸術面でも交流がスタートした。

2 友好都市提携締結

こうした文化的な交流を経て、「日本・オーストリア友好150周年」に当たる2019（令和元）年5月、セーボーデン市で両市の友好都市提携を締結した。調印式は盆栽ミュージアムで行い、在オーストリア大使館の特命全権大使やケルンテン州知事など、多くの人が出席し、両市の友好都市提携を祝福した。

3 近年の交流状況

令和元年	オーストリアのクライミング代表選手が東京オリンピックの事前合宿を本市で実施
令和3年	本市に縁のあるヘーデンボルグ3兄弟によるコンサートを開催 西条農業高校生が開発したレシピにより調理した特製鉄板ナポリタンをオーストリア大使館へ提供 東京オリンピック・パラリンピック担当大臣から ホストタウン功労者感謝状を受賞
令和5年	セーボーデン市の名物料理ウィナー・シュニッツェルを市内全小中学校の学校給食で提供 駐オーストリア日本国特命大使が来西し、盆栽庭園や酒蔵、クライミング施設などを視察

第5節 中・高校生海外都市との交流事業

1 中学生海外派遣事業

合併前の旧西条市は中・高校生（各2年生）をアメリカへ、旧東予市は中学生（2年生）をニュージーランドへ、旧丹原町は中学生（3年生）をオーストラリアへ、それぞれ夏休みに10日間前後派遣する国際理解教育事業（海外派遣事業）を実施していた。

これらの事業は合併後、「中学生海外派遣事業」として一本化して、市教育委員会が主催し、国際的な視野に立って様々な課題に取り組むリーダーを育てることを目的として、夏休みにおおむね7日間のホームステイを含む11日間の海外派遣を行っていた。しかし、コロナ禍により2019（令和元）年を最後に、事業を終了している。

実施状況は次のとおりである。

平成17～19年	旧西条市と同じアメリカ ミネソタ州ミネアポリス
平成20～22年	ニュージーランド オークランド近郊
平成23年	オーストラリア ブリスベン近郊
平成24～令和元年	ニュージーランド オークランド及びハミルトン近郊

2 市内高校生と海外高校生との交流事業

(1) 高校生海外スタディツアー

合併前からの旧西条市の交流校であったアメリカウィスコンシン州メノモニーフォールズ高校と交流を継続し、高校生が海外でホームステイし、現地の高校生との交流等を通して国際理解を深めるとともにコミュニケーション能力を培い、国際社会を生き抜いていくことのできる人材の育成を目的として、2005（平成17）年度から2014（平成26）年度まで5回のスタディツアーを実施した。

2014（平成26）年に当該校の日本語学科が廃止され、交流の継続が困難となったことから、2016（平成28）年度からは、訪問先をサンフランシスコへ変更し、ジョージ・ワシントン高校への海外スタディツアーを開始した。同地へは、2016（平成28）年度と2018（平成30）年度、コロナ禍による中止を経て、2023（令和5）年度に訪問している。参加生徒は各15人程度で、事前研修を行った上で現地研修を行い、帰国後は事後研修と報告会を行っている。事業費については、西条市国際交流基金を活用している。

(2) 海外高校生受入事業

高校生海外スタディツアーにおける訪問校との相互交流として、海外高校生受入事業を実施している。交流校が変更して以降では、2018（平成30）年6月、ジョージ・ワシントン高校生23人と引率教員4人の計27人を本市で受け入れ、市内高校の訪問や農業体験、伝統文化体験などを通して高校生及び市民との交流を深めた。コロナ禍による中止を経て、2023（令和5）年6月に再開した。

(3) ジョージ・ワシントン高校ペンパル交流

2015（平成27）年度から毎年市内高校生とジョージ・ワシントン高校日本語学科の生徒の間で手紙による交流（ペンパル交流）を行っている。当初は西条、丹原、小松高校の3校の参加であったが、2018（平成30）年度からは市内全ての高校が参加している。この取組を通じて、本市内の高校生とジョージ・ワシントン高校生との交流が活発となり、ペンパル交流した生徒がスタディツアー等を利用して訪問しあうなど、継続的かつ有意義な交流につながっている。

(4) ヤングリーダー育成プログラム

2016（平成28）年、ワシントン州日米協会からアメリカの小学校を紹介する教材の寄贈を受けたことをきっかけにスタートした西条市国際交流協会主催事業である。夏休み期間中、市内高校生5～9人をアメリカ・ワシントン州シアトル市へ派遣し、ワシントン州日米協会と親睦を図りながら、ホームステイや企業訪問を通して、国際社会にふさわしいリーダーシップ能力を身に付けることを目的としている。2016（平成28）年度から始まり、2019（令和元）年度まで計4回開催した。

第6節 国際交流員

本市では、合併前の1993（平成5）年度から市民の国際感覚と国際意識の高揚を図ることを目的として、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）を活用し、2024（令和6）年度までにアメリカとベトナムから13人の国際交流員（CIR）を誘致している。

地域における国際化の推進を図るため、市民団体等の要請によって国際交流員を派遣している。

これまでに招聘した国際交流員は図表2-9-1のとおりである。

図表2-9-1 歴代国際交流員

No	氏名	出身	在職期間
1	パティ・カメヤ	米国 カリフォルニア州	H5年7月～H8年7月
2	ユンヒー・リー	米国 ウィスコンシン州	H8年7月～H10年7月
3	オースチン・キーズ	米国 カリフォルニア州	H10年7月～H12年7月
4	ケリー・フォーチュン	米国 アイオワ州	H12年7月～H15年7月
5	イーデン・カイザー	米国 ウィスコンシン州	H15年7月～H16年3月
6	ユーチェン・リン	米国 バージニア州	H16年8月～H19年8月
7	ケイレブ・デマレー	米国 ミネソタ州	H19年7月～H22年7月
8	スティーヴェン・グラボースキ	米国 アイオワ州	H22年7月～H25年7月
9	チュオン・ディン・レー	ベトナム社会主義共和国 フエ市	H24年8月～H29年8月
10	ジョン・ウィーラー	米国 カリフォルニア州	H25年8月～H28年7月
11	ダイアナ・マリー・リントン	米国 カリフォルニア州	H28年8月～R2年7月
12	グエン・ブイ・アン・ティー	ベトナム社会主義共和国 ビンズオン省	H29年8月～R3年6月
13	グエン・ティ・ニー	ベトナム社会主義共和国 タインホア省	R4年8月～

資料：観光振興課

第7節 西条市国際交流協会

市内在住外国人が徐々に増加し、市内各地域で国際交流団体等による国際交流活動が活発に行われていく中、市全体として国際交流活動を取りまとめる組織の立ち上げの必要性が高まり、2015（平成27）年2月に西条市国際交流協会が設立され、2021（令和3）年2月には、更なる国際交流活動の推進を図るため、NPO法人として法人格を取得した。

同協会は、本市及びその周辺に住む全ての人に対して国際交流に関する事業を行い、地域に暮らす多くの人と協力して地域の活性化及び多文化共生の推進に寄与することを目的としている。

協会の事務所は、「SAIJO BASE」の完成に伴い庁舎内から移転し、活動を広げている。

第8節 台湾との交流

2017（平成29）年6月、日台観光サミットが四国で開催されるに当たり、同月2日に「日台鉄道観光フォーラム」を西条市総合文化会館で開催するとともに、フォーラム記念展「日本と台湾鉄道が繋ぐ未来～西条市が生んだ3偉人の功績～」を市庁舎新館で行った。本市出身で「台湾電力の父」と呼ばれる松木幹一郎氏とのつながりもあり、サミットの開催をきっかけに本市と台湾との間で深い交流が生まれるよう、これ以降、本市は積極的な情報発信を続けている。

2021（令和3）年4月には、官民連携による西条市台湾交流推進協議会を設立した。同協議会は、台湾とのビジネス交流の拡大に向け、産業連携・ビジネスマッチングの推進、農林水産物・加工品の販路拡大、観光促進を3本柱とする事業を展開していくことが目的である。

2023（令和5）年2月には、市長と同協議会委員らが台湾を訪問し、台中市の高級スーパーマーケット「裕毛屋」でトップセールスを行うとともに、松木幹一郎氏が開発に携わった大観発電所の視察などを実施した。また、日台間の産業連携支援機関である台日産業連携推進オフィス（T J P O）を表敬訪問し、本市と台湾間の産業連携に向けての意見交換を行った。

2024（令和6）年9月には丹原高校園芸科学科の生徒が台湾研修に出かけ、裕毛屋でグローバルGAPを取得した同校産ブドウの販売プロモーションを実施した。

第10章 行政改革・政策研究

第1節 行政改革

1 西条市行政改革大綱・集中改革プラン

2004（平成16）年12月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえて、総務省が策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」では、全ての地方自治体に対し、行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表及び住民に対する説明責任の確保を求めている。

本市は、合併のメリットを最大限に発揮し、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行財政システムを構築するため、2006（平成18）年3月に、2005～2009（平成17～21）年度の5年間を推進期間とする西条市行政改革大綱及び集中改革プランを策定した。同大綱では、ニュー・パブリック・マネジメントと地域との協働をキーワードとして、PDCAのマネジメントサイクルを構築し、経営的な視点に基づいて市政の質的転換を図ることを基本理念とし、①スリムで質の高い行政運営システムの構築、②自立性が発揮できる行政体制の確立、③地域との協働によるまちづくりの推進、④分権型社会に対応した財政運営の推進の4方針に基づき行政改革を進めていくこととした。

また、行政改革の推進体制として、内部組織として西条市行政改革推進本部及び幹事会を設置し、市民の参画を図るため、有識者で構成する西条市行政改革推進委員会を設置した。

上記の行政改革大綱の推進期間終了後、景気の低迷と厳しい財政状況など、更なる行政改革が必要とされていたことから、2012（平成24）年3月に、2011～2014（平成23～26）年度の4年間を推進期間とする第二次行政改革大綱及び集中改革プランを策定した。

2016（平成28）年3月には、2016～2021（平成28～令和3）年度の5年間を推進期間とする第三次西条市行政改革大綱及び実施計画を策定した。

第三次行政改革大綱の推進期間後は、新たな行政改革大綱を策定せず、本市の現状や適時性のある課題に対して課題解決に臨むこととした。

2 職員提案制度

職員から事業の企画提案を募る職員提案制度は、2市2町でそれぞれ実施していたものを合併後に調整して実施しており、市の業務改善に関する提案、市民サービスの向上に関する提案、その他事務の効率化及び改善に関する提案を募集し、庁舎等空スペースの活用等を採択している。

3 情報フォローアップ研究会

情報フォローアップ研究会は、若手職員が自らの課題について調査研究を行うことを主眼とする自主研究グループである。旧西条市において設置し、活発に活動がなされ職員の自己研鑽・能力開発にも効果が生まれていることから、合併後も継続することとなった。

研究会の調査研究事項としては、市の行政事務運営の効率化及び事務改善に関すること、市政の推進に寄与する施策に関すること、市政の推進に関して参考になることなど、かなり広い範囲で自由に研究活動を行っている。研究会からの提言については、テーマごとの所管課に引き継がれている。

4 事務事業評価

事業成果を客観的に評価する行政評価システムについては、新市建設計画に「行政評価（政策・施策・事務事業）システム及びバランスシートの導入による行政コストの健全化の推進」を明記しており、第一次行政改革大綱及び第二次行政改革大綱においても行政評価システムの導入を掲げていた。

第三次行政改革大綱では「事業・業務の見直し」と表現し、実施計画では「限られた財源の有効活用と、より効率的な事業及び業務を実施するため、庁内で統一的な方針の下、各種事業及び業務の必要性や効率性などを自己評価し、見直しに繋げる手法を確立するとともに、類似事業などの統合や改廃に向けた取組を行います」とした。

2024（令和6）年度現在、この方針を引継ぎ、事業見直しに取り組んでいる。

5 指定管理者制度の導入

指定管理者制度は、2003（平成15）年の地方自治法改正によって創設された制度で、公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的としている。普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めによって民間事業者も含む「法人その他の団体」を管理者として指定することができる。

制度創設前の管理委託制度との違いとして、公の施設の管理運営主体は、公共団体、公共的団体、出資法人に限定されていたが、指定管理者制度においては、法人その他の団体であれば、管理運営主体に特段の制限はない。また、指定管理者による施設使用許可処分も可能になるなど、管理委託よりも主体的な管理運営が可能である。その一方で、管理期間が定められている。

本市では、2005（平成17）年7月に「西条市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を制定し、2006（平成18）年度から指定管理者制度を導入した。

これまで本市において指定管理者制度を導入した施設の一覧は、図表2-10-1のとおりである。

図表2-10-1 指定管理者制度導入施設一覧

No	施設名	指定管理者	指定期間	備考
1	西条市障害者共同作業所（萩の里）	(福)あおい会	H18.4.1～H21.3.31、H21.4.1～ H24.3.31、H24.4.1～H27.3.31	期間終了後休止、 H29.3.31廃止
2	西条市老人憩の家	(福)西条市社会福祉協議会	H18.4.1～H21.3.31、H21.4.1～ H24.3.31、H24.4.1～H27.3.31、 H27.4.1～R2.3.31	R2.3.31施設廃止
3	西条市丹原高齢者生活福祉センター	(福)西条市社会福祉協議会	H18.4.1～H21.3.31、H21.4.1～ H24.3.31、H24.4.1～H27.3.31、 H27.4.1～R2.3.31、R2.4.1～ R7.3.31、R7.4.1～R10.3.31	(継続)
4	西条市小松生きがいデイサービス センター	(福)西条市社会福祉協議会	H18.4.1～H21.3.31、H21.4.1～ H24.3.31、H24.4.1～H27.3.31、 H27.4.1～R2.3.31、R2.4.1～ R7.3.31、R7.4.1～R10.3.31	(継続)
5	西条市東予総合福祉センター	(福)西条市社会福祉協議会	H18.4.1～H21.3.31、H21.4.1～ H24.3.31、H24.4.1～H27.3.31、 H27.4.1～R2.3.31、R2.4.1～ R7.3.31	R7.4.1西部総合福 祉センターに改称
	西条市西部総合福祉センター		R7.4.1～R10.3.31	(継続)
6	西条市丹原福祉センター	(福)西条市社会福祉協議会	H18.4.1～H21.3.31、H21.4.1～ H24.3.31、H24.4.1～H27.3.31、 H27.4.1～R2.3.31、R2.4.1～ R7.3.31	R4.7.31廃止
7	西条市小松地域福祉センター	(福)西条市社会福祉協議会	H18.4.1～H21.3.31、H21.4.1～ H24.3.31、H24.4.1～H27.3.31、 H27.4.1～R2.3.31、R2.4.1～ R7.3.31	R7.4.1西部総合福 祉センターに統合
8	西条市やすらぎ苑	道前総業(有)	H18.4.1～H21.3.31、H21.4.1～ H24.3.31、H24.4.1～H27.3.31、 H27.4.1～R2.3.31、R2.4.1～ R7.3.31、R7.4.1～R10.3.31	(継続)
9	西条市本谷温泉館	(株)キャップ	H18.4.1～H21.3.31、H21.4.1～ H24.3.31、H24.4.1～H27.3.31	
		本谷温泉MDリゾート	H27.4.1～R2.3.31	
		桂経営ソリューションズ(株)	R2.4.1～ R5.3.31	指定取消 (R2.7.6終了)
		(株)ありがとうサービス	R3.1.1～R5.3.31、R5.4.1～ R8.3.31	(継続)
10	西条市石鎚ふれあいの里	石鎚ふれあいの里大保木を よくする会	H18.4.1～H21.3.31、H21.4.1～ H24.3.31、H24.4.1～H27.3.31、 H27.4.1～R2.3.31	
		特定非営利法人 西條自然学校	H27.4.1～R2.3.31	
		石鎚ふれあいの里運営委員会	R2.4.1～R7.3.31、R7.4.1～ R10.3.31	(継続)
11	西条市総合文化会館・ 西条市丹原文化会館	アクティオ(株)	H18.9.1～H22.3.31、H22.4.1～ H25.3.31、H25.4.1～H28.3.31、 H28.4.1～R3.3.31、R3.4.1～ R8.3.31	(継続)
12	西条市産業情報支援センター	(株)西条産業情報支援センター	H18.9.1～H22.3.31、H22.4.1～ H25.3.31、H25.4.1～H28.3.31、 H28.4.1～R3.3.31、R3.4.1～ R5.3.31	終期R4.6.30に 変更、複合施設に 統合

13	西条市食の創造館	㈱西条産業情報支援センター	H19.4.1～H22.3.31、H22.4.1～H25.3.31、H25.4.1～H28.3.31、H28.4.1～R3.3.31、R3.4.1～R5.3.31、R5.4.1～R7.3.31、R7.4.1～R10.3.31	(継続)
14	西条市立周桑病院	(医)専心会	H22.4.1～R2.3.31、R2.4.1～R22.3.31	(継続)
15	西条市休日夜間急患センター	(一社)西条医師会	H24.7.1～H27.3.31、H27.4.1～R2.3.31、R2.4.1～R7.3.31、R7.4.1～R10.3.31	(継続)
16	西条市樫交流館	シンコースポーツ・四電ビジネスグループ	H29.4.1～R2.3.31、R2.4.1～R7.3.31	R7.4.1から休館(再開未定)
17	西条市観光交流センター	(一社)西条市観光物産協会	H29.4.1～R2.3.31、R2.4.1～R7.3.31、R7.4.1～R10.3.31	(継続)
18	西条市市民活動支援センター	NPO法人西条まちづくり応援団	H30.4.1～R3.3.31	期間終了後直営～複合施設に統合
19	西条市アウトドアオアシス石鎚	㈱モンベルホールディングス	R1.7.1～R4.3.31、R4.4.1～R9.3.31	(継続)
20	西条市立西条郷土博物館・五百亀記念館	(公財)愛媛民芸館	R2.4.1～R5.3.31、R5.4.1～R10.3.31	(継続)
21	西条市総合体育館等16施設(*)	西条市スポーツ協会グループ	R3.4.1～R6.3.31、R6.4.1～R9.3.31	(継続)
22	西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設	西条市交流チャレンジ推進グループ	R4.7.1～R7.3.31、R7.4.1～R10.3.31	(継続)

資料：総務課

* 西条市総合体育館	ビバ・スポルティアSAIJO	西条市東予運動公園海浜広場
西条市ひうち体育館	西条市東予運動公園多目的広場	西条市東予運動公園プール
西条市ひうち球場		西条市西条市民公園テニスコート
西条市ひうち陸上競技場		西条市西条市民公園多目的広場
西条市西条運動公園総合プール	西条市東予運動公園球技場	西条市東予体育館
西条市東予運動公園野球場	西条市東予運動公園テニスコート	西条市丹原B&G海洋センター

6 補助金等の見直し

(1) 見直しの経緯

本市が交付している補助金等については、合併に伴う激変緩和を考慮し、サービス水準を維持するため、合併前の旧団体の補助金等を引き継いだ上で市内全域に広めたことから、補助金の総額が2014（平成26）年度の当初予算ベースで約120億円に上っていた。補助金等は、公益的な市民活動の活性化等、本市の施策を展開するうえで重要な手段であるが、交付の長期化や地域間での格差等課題について検討しなければ不公平な結果を生むとともに、効率的で効果的な予算執行の妨げとなるおそれがあることから、同年度に、外部有識者による検証を行い必要な見直しを行うこととした。

見直しに当たっては、次の視点を重視した。

- ①公益性 ②必要性 ③妥当性 ④公平性

市単独の補助金165件を見直し対象とし、そのうち見直しが必要と判断したもの及び継続としたものの客観的評価が必要と思われる70件について、外部委員5人で構成される西条市補助金等検討委員会に諮り、検証・提言を受けた。

(2) 見直しの結果

検証の結果、70件のうち38件について何らかの見直しが必要とされた。継続も含めた全補助金の検証結果は、図表2-10-2のとおりである。このうち次の11補助金が廃止と判定され、その後、これらの補助金については廃止した。

▽友好都市市民交流補助金 ▽交通安全母の会運営補助金 ▽原水爆禁止世界大会参加費補助金
 ▽私立保育所遊具等整備補助金 ▽長寿祝金支給事業 ▽周桑鉄工業協同組合補助金 ▽宅地建物取引業協会西条支部補助金
 ▽四国たばこ耕作組合庄内支部補助金 ▽凍結精液取扱事業費補助金 ▽危険物安全協会補助金 ▽芸術文化賞顕彰事業補助金

図表2-10-2 補助金の検証結果一覧

区 分		補助金 件数 (件)	構成割合 (%)	H26年度 予算額 (千円)	構成割合 (%)
(1) 継 続		127	77	1,452,820	89.5
見 直 し 区 分	(2) 継 続 (地域間で見直し)	6	3.6	2,470	0.2
	(3) 継 続 (終期設定)	8	4.8	69,444	4.3
	(4) 削 減	11	6.7	33,934	2.1
	(5) 廃 止	11	6.7	54,679	3.4
	(6) 費目変更	2	1.2	9,031	0.6
見直し計(2)～(6)		38	23	169,558	10.5
調査対象分 計		165	100	1,622,378	100
調査対象外		94	—	10,418,413	—
合 計		259	—	12,040,791	—

資料：総務課

7 公民館での住民票等の交付

本庁や総合支所から遠隔地に居住する住民の利便性向上のため、2014（平成26）年5月から、地理的事情などを勘案して選定した飯岡公民館など7公民館において、住民票の写しと印鑑登録証明書の交付を開始した。2024（令和6）年度末現在は、次の11の公民館の市民サービスコーナーで交付サービスを実施している。

- ① 住民票、印鑑証明書、戸籍証明書を発行している公民館…大保木、三芳、桜樹、石根
- ② 住民票、印鑑証明書を発行している公民館…飯岡、橘、禎瑞、加茂、庄内、田野、中川

8 押印の見直し

本市では第二次行政改革大綱に基づき、2014（平成26）年度に各種申請書等への押印の必要性について検証を行い、不要なものを廃止するなど、住民サービスの向上と事務の効率化を図ってきた。

その後、コロナ禍の2020（令和2）年、国の規制改革の一環として、押印見直しの動きが急速に高まり、本市においても国の方針を受けて申請書等への押印の見直しについて方針を策定し、2020（令和2）年度に押印の見直しを行い、500件の押印の義務付けを廃止した。

2024（令和6）年度にも見直しを行い、294件の押印の義務付けを廃止することとした。

9 広告掲載事業

本市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の事業活動を促進するとともに、企業等との協働により市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、2006（平成18）年度から実施している。

2024（令和6）年度末において広告掲載を行っている媒体…広報さいじょう、市ホームページバナー、窓口用封筒、市専用封筒、シティナビタ（地図案内板）、モニター機器（庁舎玄関等に設置）

10 使用料・手数料の見直し

（1）見直しの経緯

本市はこれまで、必要に応じて個別に使用料及び手数料を改定してきたが、一部の使用料等については、合併以後長年にわたり据え置きとなっている現状があり、市民全体の負担の公平性や近隣自治体との均衡の観点などを踏まえ、受益者負担の適正化に向けた包括的な検討が望まれていた。

そこで本市は、2007（平成19）年9月に策定した「使用料、手数料の適正化に関する基本方針」に基づき原価計算を行うとともに、市内類似施設の状況、近隣自治体との均衡等を考慮しながら、より適正な料金設定となるよう見直しを行った。

2019（平成31）年3月、市長は西条市使用料等審議会に対し、使用料・手数料の改定について諮問を行い、同審議会は同年6月に市長に対し答申を行った。

なお、答申の付帯意見として、分かりやすい周知や次回見直し時における施設間の均衡や公民館の個人利用における使用料徴収等、適正な徴収体制、運用コストの削減、今後に向けた意見聴取の充実、市外利用者の徴収検討等の意見があった。

この答申に沿って使用料等の改定を行うため、2019（令和元）年の第3回12月定例会に西条市手数料条例等を改正する条例案を提出し、賛成多数で可決された。

（2）見直し結果

使用料については、体育関係施設、社会教育施設、福祉関係施設等について、原価計算と利用実態に応じて適正な価格となるよう引き上げを中心とした料金改定を行った。

<対象施設>

施設区分	施設名
体育施設	西条市民公園、総合体育館、西条運動公園、西条西部公園、スポーツコミュニティセンター、神戸公園、石井記念公園、ひうち体育館、ひうち球場、ひうち陸上競技場、石鎚クライミングパーク SAIJO、ビバ・スポルティア SAIJO、東予運動公園、東予体育館、丹原B&G海洋センター、丹原総合公園、丹原体育館、小松中央公園、小松武道館、小松体育館、石根ふれあい公園
社会教育施設	総合文化会館、丹原文化会館、生涯学習の館、東予郷土館、佐伯記念館・郷土資料館
福祉関係施設	総合福祉センター、東予総合福祉センター、丹原福祉センター
その他の施設	食の創造館、本谷温泉館、椿交流館

また、これまで無料としていた学校体育館施設の夜間の一般開放（照明使用時）や五百亀記念館の利用についても有料化した。

手数料については、住民票や印鑑証明書などの証明書類はほぼ全て200円から300円に引上げ、道前クリーンセンターの処理手数料は、従量制の単価区分を見直して引上げた。また、その他の手数料は実態に応じて、据置き又は2～8%引上げとした。

11 RPA導入推進事業

RPAはRobotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略で、作成したシナリオに基づいて動作するパソコン上のソフトウェア型AI搭載ロボットにより、エクセルでの入力など定型的な業務を自動化する仕組みである。人的ミスがなくなり、職員が単純作業から解放されることにより、他の業務や課題発掘、政策企画立案などの業務に時間を割けるようになり、市民サービスの向上につながることを期待される。

本市では2019（令和元）年度に、ICT技術の導入に向けてワーキンググループを立ち上げ、RPAの導入に適した業務を調査し、2021（令和3）年度まで実証実験を行い、3年間のトライアルを通じて一定の業務削減効果が期待できる結果が得られた。2024（令和6）年度は、3業務において継続利用中である。

12 指定金融機関輪番制

合併後、本市の指定金融機関は伊予銀行となったが、合併直前の指定金融機関は旧西条市及び旧小松町が伊予銀行、旧東予市及び旧丹原町が周桑農業協同組合であった。新市の指定金融機関決定に際しては、合併協議会において、公金取り扱い実績、支店数、経営状況等を総合的に比較検討して選定した。

しかし、近隣市町では3年交代の輪番制を取り入れているところもあった。輪番制のメリットとしては、市内広域に支店を有するなど一定の条件が整っている金融機関に参加の機会が与えられ、公平性が確保されること、輪番制に指定された金融機関がお互いに競い合うためサービスの向上につながること、複数の金融機関が指定金融機関を経験することにより、災害時等に指定金融機関の代行をスムーズに実施させることなどがある。

こうした効果を見据え、2018（平成30）年度から、指定金融機関を公募する形で輪番制を導入した。

輪番制導入後、2024（令和6）年度時点での指定金融機関は愛媛銀行となっているが、導入により愛媛銀行での市金庫の受付時間が16時から16時半まで延長されるなど、一定の市民サービス向上効果が現れている。

13 窓口改革

合併前の旧東予市の取組を引継ぎ、合併後も本庁及び各総合支所の一部窓口において、毎週木曜日に窓口開庁時間を延長している。

2023（令和5）年4月からは、コンビニ交付等の証明書発行サービスが充実してきたことから、延長時間をそれまでの19時までから18時15分までに変更した。

また、年度末から年度初めの時期にかけての窓口混雑を緩和するため、年度末最後の日曜日に臨時開庁（平成26年度末から開始）、年度末から年度初めにかけての1週間の平日に時間延長（平成23年度は年度当初のみ、平成24年度以降は年度末と年度当初）を実施している。

第2節 コンプライアンス

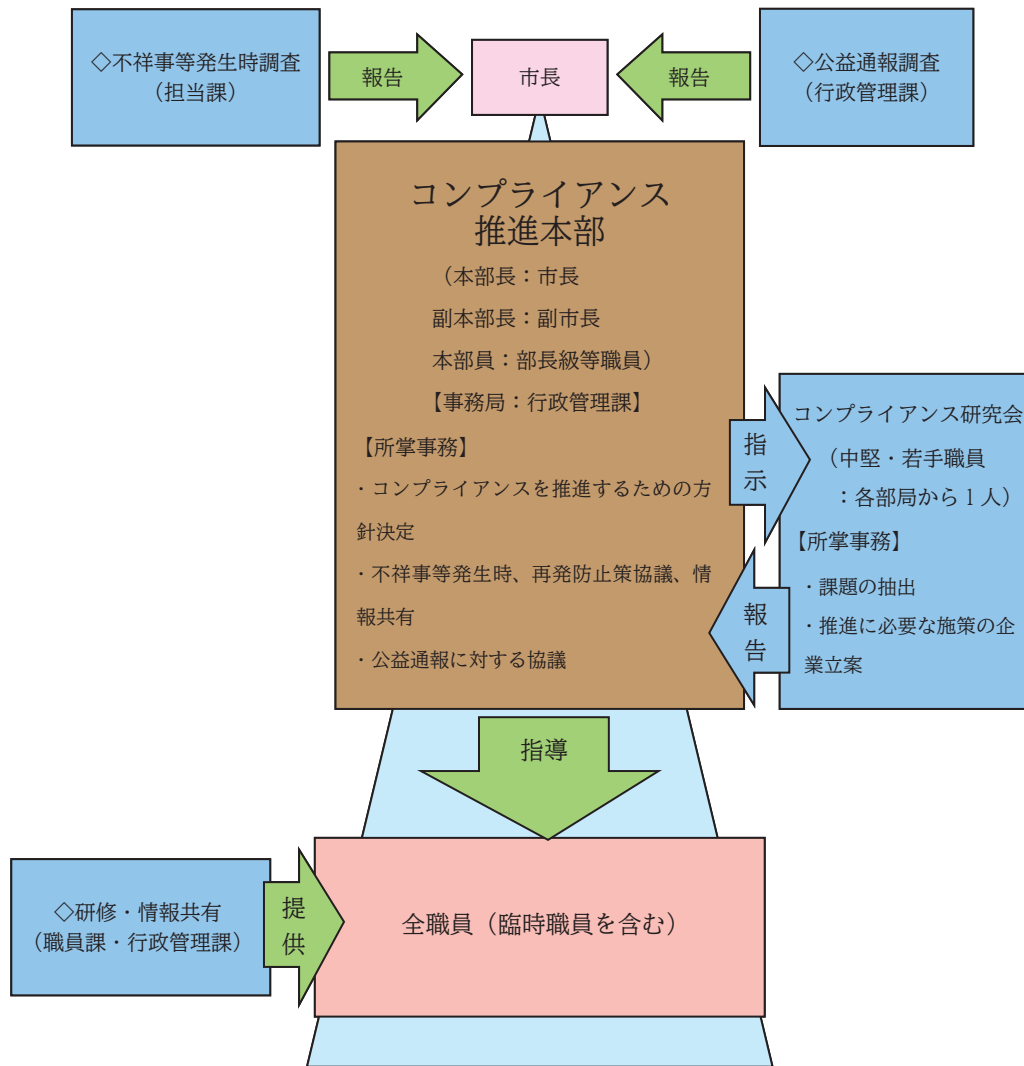
大手銀行の不正経理等の不祥事を受け、2006（平成18）年5月施行の会社法で、内部統制システムの構築に関する基本方針の決定が義務付けられた。公共部門においても、2016（平成28）年3月、第31次地方制度調査会において「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスの在り方に関する答申」がなされ、その中で「地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目標が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制（内部統制体制）を整備及び運用することが求められる。」とされた。

また、2017（平成29）年の地方自治法改正により、内部統制に関する方針の策定等が都道府県及び指定都市については義務付け、その他の市町村については努力義務となった。

上記の流れを受け、本市においても、法改正の趣旨に基づき内部統制体制の整備に向けた検討を行い、2018（平成30）年5月に「西条市職員コンプライアンス推進指針」を策定した。また、コンプライアンス推進体制として、図表2-10-3の体制を構築した。

また、2006（平成18）年4月に施行された公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、従前の「西条市公益通報処理基準」に代わり、本市のコンプライアンスを推進するため、2017（平成29）年6月に「西条市職員等の内部通報等の処理に関する要綱」及び「公益通報者保護法に基づく外部の労働者からの通報等の処理に関する要綱」を新たに制定し、公益通報制度の拡充を図っている。

図表2-10-3 コンプライアンス推進体制



資料：職員厚生課

第3節 政策研究

1 自治政策研究所

(1) 組織と活動概要

西条市自治政策研究所は、2017（平成29）年11月に市の経営戦略部内に行政組織の一部として開設した内在型自治体シンクタンクである。中国四国地方としては初めての自治体シンクタンクであり地域の中長期的な政策課題に対する調査研究を行うことを目的としている。外部の有識者が政策形成アドバイザーとして加わっているが、研究所は庁舎内に設置し、経営戦略部の一部として機能している。自治体シンクタンクとしての専門性を持ち、政策課題の解決に向けた調査研究を行っている。また、次世代の行政職員を育成するための階層別人材育成システムを確立し、基礎から応用までの教育プログラムを提供している。

本研究所の機能としては、次の3点がある。

- ① 調査研究機能…特定の研究テーマに基づき調査研究活動を行う。
- ② 政策支援機能…主要データの収集、加工、分析などを行う。
- ③ 政策形成能力育成機能…講座や研修を通じて職員の政策形成能力向上を支援する。

本研究所がこれまでに成果報告書をまとめた研究内容としては、次のものがある。

- ・2018（平成30）年度…「『健幸都市西条』実現への挑戦 ～健康寿命を延ばす3つの戦略～」
「人口減少対策に関する研究～西条市が目指す人口の展望と施策の方向性～」 「高校生との共同研究を継続的に実現する改善策の考案～ローカルファンド共同研究を通して～」 「2040年西条市の未来予想と施策の方向性について」
- ・2019（令和元）年度…「『健幸都市西条』実現への挑戦～住んでいるだけで健幸になれるまちへ～」 「愛媛県人口集中地域の住民から選ばれ続ける自治体の実現に向けた具体的事業の立案に関する研究～西条市が目指す人口の展望と即効性の高い政策の提案～」 「次期総合計画のあり方と総合計画を核としたトータル・システム構築に向けた研究」 「西条市におけるデータ利活用に関する研究」
- ・2020（令和2）年度…「西条市版SDGsのあり方と実現に向けた戦略～将来世代へ繋いでいこう！豊かな自然とみんなの笑顔を～」
- ・2021（令和3）年度…「アクアトピア水系および周辺公共施設を活かしたまちづくりに向けた具体的な事業の立案～住みたい西条の実現に向けた水辺空間を活かした賑わいの創出へ～」
- ・2022（令和4）年度…「西条市における持続可能な地域モビリティ環境の構築に向けた提言」
- ・2023（令和5）年度…「森林環境譲与税の活用に向けた具体的施策の提言」
- ・2024（令和6）年度…「西条市に効果的な空き家対策に向けた具体的施策の提言」

(2) 階層別人財育成システム

西条市自治政策研究所が行政内部の組織として設置されている効果として、活動そのものが人材＝人財育成につながっているということである。本研究所では、次のような三層構造の階層別人財育成システムを確立している。

① 一層目＝政策づくり基礎講座（入門編・基礎力編）

若手の行政職員（一般行政職、技術職、保健師）を対象に、政策づくり基礎講座を開講している。対象となるのは、2020（令和2）年度までは入庁から4・5年目の職員だったが、2021（令和3）年度からは3・4年目の職員、2022（令和4）年度からは3年目の職員が受講対象となっている。

② 二層目＝政策形成実践研修（プレ研究）

2020（令和2）年度から始めた取組で、主に35歳未満の若手職員を対象として5人程度で結成したプレ研究チームによる調査研究活動である。おおむね1か月に1回、半日程度研究所に集まり、政策形成アドバイザーの指導や講義も交えながら、特定のテーマについて研究を行っている。

③ 三層目＝特定研究員による調査研究活動

特定研究員は、主に30代の職員が対象で、3人によりチームを作っている。おおむね1週間に1回、半日程度研究所に集まって活動をしている。また、論文形式による最終報告書を作成することが必須とされ、調査研究は、年度末に開催する職員向けの活動報告会で発表している。

2 政策形成アドバイザー

前述の西条市自治政策研究所は基本的に職員のみによる自主的な運営が特徴だが、自治体シンクタンクとしての一定の専門性を維持するため、外部有識者を政策形成アドバイザーとして設置している。現在のアドバイザーは、関東学院大学法学部地域創生学科の牧瀬稔教授の1人だが、2017（平成29）年11月から2020（令和2）年3月までは当時愛媛大学の副学長であった西村勝志氏もアドバイザーを務めていた。

第11章 情報化

第1節 基幹業務システム

本市では合併時の協議により、「合併時に電算システムを統一する」「合併前に情報通信基盤（ネットワーク）の整備を図る」こととし、各市町で個別に運用していた業務系システムを統合し、一体化して運用することとした。

1 業務系システムの構築と運用

住民記録や税、福祉関係など、いわゆる基幹系業務システムと呼ばれ、外部ネットワークへ接続しない閉鎖ネットワーク内で運用するシステムは、本市では約65システムが存在する。これら基幹系業務システムでは、多くのシステムが一体となったパッケージシステムを採用することにより、各システム間のデータ連携をスムーズに行い、情報の信頼性の向上と業務効率化につながるようになっている。

2019（令和元）年度には、基幹系業務55システムについて、サーバー機器を市役所の庁舎内に設置して運用する自庁方式から、民間のデータセンターを利用した単独クラウド方式に運用方法を変更した。これにより、故障発生リスクを抑え、安定した稼働ができるようになった。

電子計算システムについては、より高い住民サービスの提供や事務処理の効率化・省力化のため、合併時に、旧2市2町の住民情報等のデータを統合して、人口約12万人の都市にふさわしい安定性の高い電子計算システムを構築し、合併と同時に運用を開始した。当初の端末機は管理端末11台、クライアント336台の計347台、プリンタはページプリンタ193台、ドットプリンタ8台の計201台であった。

以降、各業務システムの稼働状況について検証及び聞き取り調査を実施した上で、システムの改善を行っている。また、それぞれの制度に沿って安定的な運用を図れるよう、適宜システムの改修を実施している。

2024（令和6）年度時点で稼働中の電子計算システムは、図表2-11-1のとおりである。

図表2-11-1 主な稼働中の電子計算システム（R6年度）

No.	システム名	No.	システム名	No.	システム名
1	住民記録	22	国民健康保険	43	下水道使用料
2	総合証明	23	高額療養費	44	下水道受益者負担金
3	宛名管理	24	国民健康保険税	45	財務会計
4	印鑑登録	25	後期高齢者医療	46	起債管理
5	選挙	26	障害福祉サービス	47	人事管理
6	国民投票	27	自立支援医療	48	職員給与
7	教育	28	老人施設入所	49	被災者支援
8	子ども子育て支援	29	心身障害者手帳	50	会計年度任用職員
9	口座管理	30	福祉手当3種	51	団体内統合宛名
10	OCR日計	31	高齢者台帳	52	証明書コンビニ交付
11	収納消込	32	補装具	53	臨時給付金
12	汎用調定	33	日常生活用具	54	申請管理
13	市県民税	34	障害児支援	55	住基ネット
14	法人住民税	35	重心医療	56	戸籍
15	申告受付	36	ひとり親医療	57	介護保険
16	固定資産税	37	乳幼児医療	58	認定支援
17	国民年金	38	生活排水	59	健康管理
18	福祉年金	39	畜犬管理	60	生活保護
19	児童手当	40	軽自動車税	61	滞納管理
20	児童扶養手当	41	公営住宅	62	家屋評価
21	職員児童手当	42	上水道	63	Web-GIS

資料：ICT推進課

2 住民情報のネットワーク化

(1) 住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）は、1999（平成11）年の住民基本台帳法改正により、行政機関等に対する本人確認情報の提供や市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を可能にするため、地方公共団体共同のシステムとして、各市町村の住民基本台帳をネットワーク化し整備した。

2002（平成14）年8月5日の第一次稼働によって、住民に対して11桁の住民票コードの通知が始まるとともに、行政機関への本人確認情報の提供が開始された。これにより、従来必要とされた住民票の写しの添付が省略できるようになった。

2003（平成15）年8月25日の第二次稼働では、住民基本台帳カード（住基カード）の発行が開始された。

住基カードは、個人の住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード等が記録されたICカードで、2003（平成15）年8月から合併前の各市町で運用が開始となり、合併後はシステムやカードの様式を統一して引き続き運用を行った。顔写真付きの有無を選択でき、顔写真付タイプは、個人の身分証明書としても利用された。

マイナンバー制度の開始に伴い、住基カードの新規発行は2015（平成27）年12月で終了した。

図表2-11-2 住民基本台帳カード発行件数

(単位：件)

年度	発行数	年度	発行数
H16	-	H23	252
H17	178	H24	225
H18	245	H25	224
H19	444	H26	227
H20	365	H27	116
H21	338	計	2,875
H22	261		

資料：市民課

(2) マイナンバー

2013（平成25）年に成立したマイナンバー法は、正式名称を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」といい、個人番号（マイナンバー）・法人番号の利用に関する基本理念や、市町村による個人番号カード（マイナンバーカード）の発行、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の提供や保護などについて定めている。

本市では、2015（平成27）年11月から全住民に対してマイナンバーを記載した通知カードの送付を行い、翌年1月から希望する住民に対してマイナンバーカードの交付をスタートした。

マイナンバーカードにはICチップが内蔵されており、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書が搭載されている。前者は税の確定申告など電子文書を送信する際に使い、後者はコンビニでの証明書交付などの際に本人証明のため利用できる。

2019（令和元）年9月に、国がマイナンバーカード取得者に対するポイント（マイナポイント）還元政策を打ち出したのを受け、本市は12月から翌2020（令和2）年3月にかけて本庁及び各総合支所に支援窓口を設置し、マイナポイント事業の説明やマイナポイントを受け取るために必要な手続きの支援を行った。2022（令和4）年度からはマイナポイント事業第2弾を開始し、再度本庁及び支所にもマイナポイント取得支援窓口を設置した。

同年3月からは、マイナンバーカードがあればコンビニで住民票の写しなどの交付を受けられるサービスを開始した。また、国が運営するマイナポータル電子申請機能「ぴったりサービス」を導入するなど、マイナンバーカードの利用拡大を図っている。

マイナンバーカードの多機能化も進んでおり、2021（令和3）年10月から、マイナンバーカードの健康保険証としての本格運用を開始した。2023（令和5）年5月からは、マイナンバーカードの電子証明書機能がAndroidのスマートフォンに搭載できるようになり、マイナンバーカードが手元になくても様々な電子申請や個人情報の閲覧が可能になった。2024（令和6）年度末には運転免許証との一体化も始まった。

図表2-11-3は、マイナンバーカードの交付率の推移を示している。最新の交付率は、2024（令和6）年度末現在、88.14%である。

図表2-11-3 マイナンバーカード交付率の推移

(単位：%)

年度	交付率
H28	3.80
H29	7.16
H30	8.03
R1	10.01
R2	22.88
R3	36.32
R4	71.81
R5	79.89
R6	88.14

資料：市民課

3 自治体情報システムの標準化・共通化

自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズによる諸課題を解決するため、標準化対象事務20業務（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療等）について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、2025（令和7）年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの円滑な移行を目指すこととされており、2024（令和6）年度現在、本市においても移行に向けた準備を進めている。

第2節 情報ネットワーク

1 情報系システムの構築、運用

行政の情報化を推進するため、情報ネットワークシステム（庁舎内無線LAN、庁内グループウェアなど）の維持管理、運営及び職員に配置したパソコンの維持管理を実施している。

合併以降、旧市町において構築したネットワークを統合、再構築し、2016（平成28）年度には国が提言した「マイナンバー利用事務系」、「L2WAN接続系」、「インターネット接続系」を分離する三層分離に対応するとともに、2019（令和元）年12月に、本庁舎に無線LANを敷設し、庁内のペーパーレス化を図った。2022（令和4）年度から、ワークフロー機能を利用した簡易電子決裁の運用を開始し、また、同年度には、サイバーセキュリティ対応のためのEDRや顔認証システムを導入した。

2 グループウェア

合併当初から、事務の効率化や情報伝達の迅速化を図るため、全庁的に庁内LANを整備して、全職員が情報を共有できるグループウェアを導入した。このグループウェアの機能としては、電子メールのほか、文書を全職員が閲覧できる電子掲示板、帳票や要綱等を掲載する文書ライブラリー、個人スケジュール、会議室予約等がある。

2022（令和4）年度から、ワークフロー機能を利用した簡易電子決裁の運用を開始した。

3 庁舎内無線LANの構築、運用

庁舎内無線LANは、セキュリティを確保した上で庁内のどこからでも情報系ネットワークに接続できるようにするもので、紙データの電子化及び資料のペーパーレス化を進めるとともに、業務の効率化を図るためにも重要なネットワークシステムである。2019（令和元）年度に本庁でまず導入し、2021（令和3）年度には東予総合支所（当時）、丹原総合支所（当時）、小松総合支所（当時）、保健センターにも導入した。

4 Web会議システムの構築、運用

2020（令和2）年10月、本市は新型コロナウイルス感染症対策の一環として、庁内の業務にWeb会議システムを導入した。緊急事態宣言の発出など、対面での打ち合わせや会議が難しい状況においても、遠隔地間でオンラインミーティングができるようにするもので、ビデオ会議端末として、Room kitなどを導入した。2021（令和3）年度には各公民館でもWeb会議ができるよう、FreeWi-Fiを設置した。2022（令和4）年度にはRoom kitなどを追加導入するとともに、各会議室等にディスプレイを配置した。

5 テレワークシステムの構築、運用

Web会議システムと同じく新型コロナウイルス感染症対策の一環として、2020（令和2）年11月にテレワークシステムを導入した。直接のきっかけはコロナであったが、仕事と家庭の両立＝ワーク・ライフ・バランスの向上や、業務の効率化、質の高い市民サービスの実現にもつながるものである。2020（令和2）年度は300ライセンスで導入し、2021（令和3）年度は全職員に拡大した。

第3節 DX（デジタルトランスフォーメーション）

1 西条市DX推進戦略の策定

本市は2021（令和3）年12月に、西条市DX推進戦略を策定した。2022～2024（令和4～6）年度の3か年計画である。策定の背景には、人口減少、少子高齢化の進展やニーズの多様化など、急速な社会の変化に適応するために、デジタル技術等を活用した課題解決・価値創造の必要性が高まっていることがあった。

戦略の基本理念は、「市民目線に立ち、行政の在り方を再設計（リデザイン）する＝西条市の未来をつくる」とした。基本的な施策を「市民サービスのDX」「行政運営のDX」「地域社会のDX」の三つの類型に分け、それぞれの推進項目を定めた。本戦略に基づき各部署で取組を進めているほか、庁内横断的な取組が必要なものについては、課題ごとにプロジェクトチームを設置して検討を進めている。また、全庁的なDX推進の理解形成及び施策推進につなげるため、各種研修やDX人材育成施策等を実施している。それぞれの取組を進めるに当たっては、全庁的な

組織として西条市DX推進本部を設置したほか、外部のデジタル専門人材の知見も活用している。

2025（令和7）年3月には、対象期間の終了に伴い本戦略の改定を行った。

2 電子申請への取組

2003（平成15）年に県と県内全市町によって設立された愛媛県電子自治体推進協議会は、同年度中に「電子申請等共同運営システム構築に関する基本計画書」を策定し、2004（平成16）年度には「電子申請等共同運営システム構築に関する詳細設計書」を作成した。これを受けて電子申請受付システムの構築に取り組み、2006（平成18）年4月から県・市町共同電子申請システムの運用を開始した。対象となったのは、住民票の写し等の交付申請、納税証明など税関係の交付申請、印鑑登録証明関係、上下水道使用届関係、総合健診申込関係、口座振替依頼書の関係、保育所・幼稚園の入所等の申込書など22種類の手続きである。同年6月から本市でも運用を開始した。しかし、利用の低迷により2010（平成22）年10月31日をもって運用を終了した。

2010（平成22）年12月20日からは、地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用した、インターネットによる市税の電子申告などのサービスを開始した。

その後、マイナンバー制度がスタートしてからは、国が運営するマイナポータルの電子申請システム「ぴったりサービス」により、児童手当の認定請求などの手続きがオンラインでできるようになっている。

2023（令和5）年4月からは、様々なオンライン手続きに活用できる汎用的なツール「LOGOフォーム」の正式運用を開始した。LOGOフォームは自治体専用の電子申請ツールであり、即時データ集計等の機能に加え、行政サービスのオンライン化に特化した機能を備えているほか、総合行政ネットワークLGWANでの接続が可能のため、セキュリティ面でのメリットもある。既に各種イベントの申し込みやアンケートをはじめ、様々な申請や手続きに活用しており、2025（令和7）年2月19日現在で103の部署等にアカウントを付与し、LOGOフォームを使って作成したフォーム数は1,371件、フォームからの回答数は14万9,939件となっている。

3 窓口改革への取組、おくやみ窓口の設置

前述の西条市DX推進戦略では、窓口業務の改革について「行かない窓口、書かない窓口、待たない窓口」の実現を目指すとしている。具体的な取組としては、国の「ぴったりサービス」や、汎用的な電子申請システムであるLOGOフォーム等を活用し、オンラインでできる手続きの拡大を進めている。

また、2023（令和5）年4月から、本庁でのおくやみ窓口の正式運用を開始した。家族を亡くした遺族は、保険、年金、税金など多岐にわたる手続きを、それぞれの担当課で別々に行わなければならない。こうした負担を軽減するため、市役所本庁1階に「おくやみ窓口」を設けたものである。同窓口では、事前に予約の電話を受けたときの情報等を担当課に連携して必要な手続きを確認し、氏名や住所等を記載した書類を事前に準備するようにした。2024（令和6）年4月からは、西部支所にもおくやみ窓口を設置した。

同様に、出生時においても出生届、住民異動届、児童手当など多種類の手続きが必要であった

ため、2024（令和6）年2月から、タブレット端末を活用したシステムにより、申請者ごとに必要な手続きを判別し、必要事項が印字された複数手続きの申請書を一括作成するサービスを開始した。

第4節 その他の庁内情報化

1 LGWANシステムの構築、運用

LGWAN（総合行政ネットワークシステム）は、地方公共団体の組織内ネットワーク（庁内LAN）を相互に接続し、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用等を図ることにより、各地方公共団体と国の各府省等との間の情報交換手段の確保のための基盤とすることを目的とした、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（インターネットから切り離された閉域ネットワーク）である。2003（平成15）年度から各市町で利用している。現在では国の機関や他の地方公共団体などとの情報連携に利用される等、行政運営に無くてはならないものとなっている。

2 GISシステムの構築、運用

本市では、合併当初から固定資産税関係の地籍図や消防の通信指令システム等でGISを利用していた。2007（平成19）年度からは、統合型GISの導入に関する調査研究を庁内で始め、同年度に統合型GIS導入基本計画を策定した。

2008（平成20）年度から翌年度にかけては、その基礎となる共用基盤地図データとして都市計画図のデジタル方式での整備を進めた。また、2006（平成18）年度に撮影した航空写真データを利用し都市計画区域についてデジタル化を行った。

2009（平成21）年度には全職員が利用するWeb-GISシステムを導入した。このシステムによって地図情報の共有化を図り、各課等が紙ベースで管理していた情報を入力することで、継続的かつ効率的、横断的な地図情報の活用を図っている。

その後、2024（令和6）年度からLGWAN-ASPへ移行している。

3 教育系システムの構築、運用

本市では、合併当初からESnet（愛媛スクールネット）システムを接続している。県下の小、中、高、中等教育、特別支援学校をネットワークで結び、インターネットを情報の収集、情報の発信の手段として学習活動に活用することのできる愛媛県の教育専用ネットワークである。

2011（平成23）年度には、市内全小・中学校に校内LANを整備し、2015～2016（平成27～28）年度には全小・中学校の普通教室や特別支援教室等に、電子黒板及び指導者用デジタル教科書を整備した。2018（平成30）年度からは、ICT教育推進スマートスクール実証事業を実施した。2019（令和元）年度からは、GIGAスクール構想に基づいて全小・中学生及び教員にタブレット端末を配備するとともに、各教室の無線LAN化、協働学習支援のオンラインシステム「スクールタクト」及び個別学習支援のオンラインシステム「eライブラリアドバンス」の導入を行った。

また、ICT機器によるWeb会議システムの活用も早くから取り組んだ。2015（平成27）年度には、田滝小学校、徳田小学校、田野小学校及び丹原小学校で遠隔合同授業の実証事業を、2016（平成28）年12月1日には、楠河小学校と松野町の小学校3校で電子黒板によるWeb会議システムなどを使った交流学习を行っている（詳細は、11編2章6節を参照）。

4 ペーパーレス会議システムの導入

本市における会議のペーパーレス化は、議会が先行的に取り組んだ。ペーパーレス会議システムの導入により、紙資料の印刷・製本等に要していた労力・時間・経費が節減でき、省資源にもつながること、また、執行機関から議会への情報提供・資料送付の電子化を促進することで情報共有の迅速化が期待できることから、導入を目指すことになったものである。

2017（平成29）年2月に設置された議会活性化推進特別委員会において、議会ICT推進の一環として、タブレット端末の導入によるペーパーレス化の調査・研究に着手した。また、同年10月にはタブレット議会をテーマとする議員研修会を開催した。2018（平成30）年1月には、ICTに詳しい7人の議員をメンバーとしたタブレット端末導入研究会を立ち上げ、調査・研究を開始した。

その後、タブレット端末導入プロジェクトチーム等での検討結果を踏まえ、2020（令和2）年3月にタブレット端末を導入し、同年6月から、紙資料との併用期間を設けながらペーパーレス会議システムの運用を開始した。そして、2021（令和3）年3月から、議会関係資料を全て電子化する完全ペーパーレスによる議会運営に移行した。

現在では、議員が本会議や委員会に出席する際はタブレット端末のみを携行し、議会関係資料は全て端末から電子データを閲覧するようにしている。

5 ひかり電話の整備

ひかり電話は、インターネット接続サービスと合わせて利用することのできる、光ファイバを使った電話サービスである。電話機も電話番号もそのまま、電話専用回線から切り替えることができる。本市では2018（平成30）年度から市内に導入した。2024（令和6）年度からは音声録音も開始している。

第5節 地域の情報化

1 中川地区への光ファイバ網整備

光ファイバ網未整備地域となっていた丹原町中川地区に、光ファイバ網を整備するため、2020（令和2）年度に「西条市光ファイバ網整備事業」を実施した。民設民営方式で整備を行う電気通信事業者に対し、その整備費用について補助金を交付するもので、公募型プロポーザル方式で事業者を募った結果、(株)ハートネットワークが選定された。

2 CATVの導入

旧西条市では、2003（平成15）年1月に西条市テレピア基本計画を策定し、国（総務省）の新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金を活用して、㈱ハートネットワークのCATV網の整備地に対して助成を行った。合併以降も整備地区の拡大に対して助成を行った。

同社が運営するケーブルテレビ「ハートTV」のサービス提供エリアは、玉津、飯岡、西条、神拝、大町、神戸、橘、氷見、周布、吉井、多賀、壬生川（一部）、庄内（鳴）、中川、石根地区となっている。

また、2008（平成20）年3月末時点での市内ケーブルテレビ加入数は、1,709世帯だったが、提供エリアの拡大もあって2024（令和6）年3月末時点での加入数は3,067世帯と1.79倍に増えている。

3 地域WiMAXの導入

地域WiMAX（ワイマックス）は、デジタルデバイドの解消や地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的として導入された2.5GHz帯の周波数（2,575～2,595MHz）の電波を用いた電気通信業務の無線システムである。

本市では㈱ハートネットワークの協力を得て、2009（平成21）年度から地域WiMAXの利用促進に乗り出した。同年度は玉津、西条、神拝、大町、神戸、周布、吉井、多賀、壬生川、国安、吉岡、楠河、三芳、中川の各地区でサービスの提供が始まり、465世帯が加入した。

しかし、その後、加入数の減少が続いたため2017（平成29）年度でサービス提供を終了した。

4 公衆無線LANの構築、運用

(1) えひめFreeWi-Fi

本市は、愛媛県・市町連携推進プランに基づき、2017（平成29）年のえひめ国体などにおける内外からの来訪者に対応すべく、公衆無線LAN環境を整備した。

その後、観光客や地域住民が無料でWi-Fiを利用できるよう、産学官で構成する愛媛県公衆無線LAN推進協議会で推進している「えひめFreeWi-Fiプロジェクト」に参加し、Wi-Fiスポットを設置することで利用者が無料で利用できる環境を整備した。

本市においても、各公共施設でえひめFreeWi-Fiが利用できるほか、大型商業施設やフェリー乗り場など100か所以上の民間施設がFreeWi-Fiスポットとなっている。

(2) 公民館FreeWi-Fi

2021（令和3）年9月から、山間部の市之川公民館を除く市内28公民館に、西条市フリーWi-Fiサービス“LOVESAIJO Wi-Fi”を導入した。新型コロナウイルス感染症対策の一環で実施した事業であるが、インターネットの活用による地域自治組織活動の活性化にもつながることが期待されている。設置事業者は㈱ハートネットワークである。

第12章 公共・公用施設

第1節 公共施設の耐震改修

1 耐震改修に関する施策

耐震改修促進法に基づき、国において公共建築物の耐震化の促進を基本方針とする「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が2006（平成18）年1月に策定された。

これを受け、愛媛県において愛媛県耐震改修促進計画が2007（平成19）年3月に策定された。

本市においても、市内の住宅や公共建築物の耐震化を促進するため、県の計画に基づいて西条市耐震改修促進計画を2008（平成20）年3月に策定し、「市が管理する施設について、早期の安全性確保が必要との観点から、（主要な部分の補強を優先的に行ったうえで）耐震性の確保に努める」とした。同計画は2014（平成26）年11月における西条市地域防災計画の修正などに伴い、2022（令和4）年度末までに6回の改定を行っている。

耐震化については、耐震改修促進計画に先立って策定した「西条市耐震改修に係る基本方針」に基づき、2008（平成20）年度から次の条件に当てはまる建物から優先的に行ってきた。

- ① 耐震改修促進法により、特に耐震改修に取り組むべき建物として指定された「特定建築物」
- ② 災害時の応急・復旧対策の拠点となる建物
- ③ 災害時、避難が難しい要援護者が利用する建物
- ④ 災害発生後、避難者の受入れ施設となる建物（避難所）

耐震化を進めるに当たって、SRF工法*1を採用した。同方針に基づく公共施設の耐震化状況（小中学校・幼稚園・公民館を除く）は図表2-12-1のとおりである。

また、2024（令和6）年度末における公共施設の耐震化状況は、図表2-12-2のとおりである。

新耐震基準は1981（昭和56）年6月に施行され、この基準の建物は震度6強程度の大規模地震に際しても、構造体に損傷が生じて倒壊することなく、人命に被害が出ないようにすることを基本に設計されている。新耐震基準の建物に耐震改修された建物を加えた本市の耐震化率は89.89%で、全国水準の94.2%を下回っている。なお、本市の学校校舎・体育館の耐震工事は2015（平成27）年度に完了している。

*1 SRF工法：構造品質保証研究所が特許を持つ耐震改修工事の工法の一つ。ベルト状のポリエステル繊維を包帯状に柱に巻きつけ、柱を補強することで大きな地震を受けても鉛直方向に潰れないようにする工法で、包帯補強とも呼ばれている。

図表2-12-1 西条市耐震改修に係る基本方針に基づく公共施設の耐震化状況

No	分類	施設名称	延床面積 (㎡)	構造	建築年度	耐震基準	旧耐震の場合耐震改修	耐震性	備考
1	行政系施設	西条市庁舎本館	7,258	RC	S53	旧	済	有	H27年度にSRF工法にて改修済
2	行政系施設	東予総合支所	5,582	SRC	S51	旧	済	有	H25年度にSRF工法にて改修済
3	行政系施設	丹原総合支所	4,203	SRC	S53	旧	済	有	H25年度にSRF工法にて改修済
4	行政系施設	小松総合支所旧本館	1,484	RC	S53	旧	済	有	H25年度にSRF工法にて改修済
5	子育て支援施設	小松西保育所	751	RC	S53	旧	済	有	H25年度にSRF工法にて改修済
6	保健・福祉施設	河北会館	199	RC	S50	旧	済	有	H26年度にSRF工法にて改修済
7	保健・福祉施設	北星会館	199	RC	S49	旧	済	有	H27年度にSRF工法にて改修済
8	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツコミュニティセンター	507	RC	S49	旧	済	有	H22年度にSRF工法にて改修済
9	公営住宅	国安団地 5棟	858	RC	S50	旧	済	有	H27年度にSRF工法にて改修済
10	病院施設	周桑病院 西館	6,413	RC	S55	旧	済	有	H25年度にSRF工法にて改修済
11	子育て支援施設	小松東保育所	762	RC	S54	旧	未	無	H30年度にSRF工法にて改修済

耐震改修済み：11棟

1	市民文化系施設	新市会館	130	RC	S49	旧	未	無	
2	学校教育系施設	東部ウイングサポートセンター	654	RC	S50	旧	未	無	
3	スポーツ・レクリエーション系施設	小松体育館	1,455	S	S53	旧	未	無	

未改修：3棟

資料：施設管理課

*小中学校・幼稚園・公民館を除く

*構造について RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、W：木造

図表2-12-2 公共施設の耐震化状況

分類	棟数	新耐震基準	旧耐震基準	旧耐震基準のうち改修済み	今後、耐震改修が必要な施設 (C-D)	主な施設
学校教育施設	1	0	1	0	1	ウイングサポートセンター
行政系施設	7	3	4	4	0	市役所庁舎など
公営住宅	27	26	1	1	0	市営住宅
子育て支援施設	13	11	2	2	0	保育所など
市民文化系施設	5	4	1	0	1	文化会館など
社会教育施設	4	4	0	0	0	図書館など
スポーツ・レクリエーション系	14	12	2	1	1	体育館など
病院施設	3	2	1	1	0	周桑病院
保健・福祉施設	8	6	2	2	0	福祉センターなど
その他	2	2	0	0	0	SAIJO BASE
合計	(A) 84	(B) 70	(C) 14	(D) 11	(C-D) 3	耐震化率 (B+D) ÷A) : 96.4%

資料：施設管理課

2 市庁舎本館

市庁舎本館は、2013（平成25）年に改正された耐震改修促進法において耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物に該当したことから、2014（平成26）年に一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める第2次診断法（2009年版）の検査を実施し、これを受けて2014（平成26）年12月から翌年9月まで、SRF工法による耐震及び内装、外壁屋上防水などの改修工事を行った。各支所も後述のとおり「総合支所庁舎耐震改修事業」により、既に耐震改修を終えていたため、本市の庁舎は100%耐震性が確保されることになった。

3 総合支所庁舎耐震改修事業

市民生活に密着した総合支所は、地域防災の拠点としての役割も持っている。地域の特性を生かした振興施策の展開と、地域防災の拠点としてより一層の活用を図るため、2013（平成25）年に東予、丹原、小松の各総合支所の耐震改修を行った。同年1月から5月にかけて耐震診断を行い、12月末までに各総合支所のSRF工法による耐震改修工事を完了した。

第2節 公共施設等の安全化対策

1 市有建物のアスベスト調査

2005（平成17）年7月に施行された「石綿障害予防規則」に基づき、同年同月から2006（平成18）年2月まで、市が所有する公共施設や学校に対してアスベスト（石綿）対策を実施した。

1996（平成8）年以前に完成した非木造建物を対象に、飛散性アスベスト含有建材の使用の有無とアスベスト飛散の有無に関して調査した。まず目視調査をし、含有のおそれがあるものについてX線回折法、分散染色分析法、走査型電子顕微鏡法によって成分分析を行い、人の出入りのある所などについては空気環境測定も実施した。

その結果、調査対象1,163棟のうち38棟の成分分析で、5棟にアスベスト含有建材の使用が認められたため、順次除去工事を行った。また、2か所で空気中の飛散が認められたため、除去作業を行った。

アスベスト含有建材の使用が認められた建物及び空気中への飛散が認められた建物と処理状況は、図表2-12-3のとおりである。2014（平成26）年5～7月の市庁舎の別館解体工事に当たっても、アスベスト撤去作業を行った。

民間の建物についても、建築物のアスベスト含有調査費用の補助を行う「西条市民間建築物アスベスト対策事業費補助金」の交付を2011（平成23）年度から始めた。対象となるのは市内にあるアスベストやアスベスト含有の可能性のあるロックウール等の吹き付けを行っている建物で、上限額15万円でアスベスト含有調査に要する経費の補助を行っている。

アスベスト含有建材の使用が認められた建物及び空気中への飛散が認められた建物と処理状況は図表2-12-3のとおりである。

図表2-12-3 アスベスト含有建材の使用が認められた建物及び空気中への飛散が認められた建物と処理状況

アスベスト含有建材の使用が認められた建物（分析結果・処置）

施設名	個所	石綿種類（含有率）	処置状況
産業情報支援センター	旧機械室	アモサイト（1%超）	除去済（H18年3月完了）
市民会館	1階機械室	アモサイト（1%超）	除去済（H18年3月完了）
	3階会議室	アモサイト（1%超）	
	1階ロビー廊下天井	クリソタイル（9.6%）	
	3階会議室天井	クリソタイル（4.7%）	
丹原小学校	家庭科準備室	クリソタイル（4.6%）	除去済（H18年1月完了）
	用務員控室	クリソタイル（6.6%）	
壬生川小学校	階段室天井	クリソタイル（6.1%）	除去済（H18年5月完了）
西部支所	旧議場天井	クリソタイル（11.0%）	除去済（H19年3月完了）

空気中への飛散が認められた建物（測定結果・処置）

施設名	個所	測定結果	措置
丹原小学校	家庭科準備室	1リットル中7.2本	除去済（H18年1月完了）
	用務員控室	1リットル中10本	

資料：施設管理課

H18年現在

注 測定結果：石綿を含む繊維状粒子の濃度

注 大気汚染防止法に定める基準：10本/リットル

2 ブロック塀等安全対策

2018（平成30）年6月18日に、最大震度6弱の大阪府北部地震が発生した。この地震により、大阪府高槻市で登校途中の小学生が倒壊したブロック塀の下敷きになって死亡した。これを受けて、本市では教育施設のほか庁舎、観光施設、市営住宅、保育所、福祉施設、病院、集会所、消防施設、公衆便所など市長部局所管の公共公用施設64施設について、同年6月19日から29日にかけて85か所のブロック塀の緊急点検を実施し、人的被害を及ぼす可能性がある危険部分の撤去を行うとともに、ブロック塀を撤去した箇所に新たに安全なフェンスを設置した。

精密点検が必要なブロック塀については、2019（令和元）年度までに検査を行っており、それに応じて対策が必要な個所については転倒防止対策を講じた。

また、巨大地震等からブロック塀等の倒壊被害や緊急時の通行障害を防ぐため、危険な民間ブロック塀等について安全対策を行う所有者等に対し、2019（令和元）年度から工事費用の一部を支援する「西条市ブロック塀等安全対策事業費補助金」の交付を開始した（9編6章5節を参照、教育施設のブロック塀等安全対策は、11編2章3節で記載）。

3 AED設置

2004（平成16）年7月に、医療従事者以外に許されていなかったAED（自動体外式除細動器）の使用が、一般人にも認められるようになった。

本市では2006（平成18）年度から年次整備計画に基づき、全ての小中学校をはじめとする公共施設にAEDの設置を進めた。

2011（平成23）年12月からは「西条市AED設置施設公表制度」を施行した。この制度は、更なる救命率の向上を図るため、市民にAED設置施設を公表・周知し、施設周辺で救命処置の必要な事態が発生した時に使用できる環境を整備することが目的である。

2015（平成27）年1月から、児童・生徒だけでなく学校利用者全ての方が迅速に対応できるよう、小中学校のAED設置場所を屋内から屋外に変更するなど、設置場所等を検討しAEDを設置するとともに、民間事業所等の施設の登録を行っている。登録施設は「AED設置施設表示証」を掲示しており、市のホームページでも設置場所を掲載している（10編1章3節参照）。

第3節 庁舎建設

1 新庁舎整備の経緯

2004（平成16）年1月に策定された新市建設計画では、合併後の庁舎について次のように記している。「効率的な行政を具体化するため、中枢行政機構を備えた新庁舎を建設することとします。これと同時に、旧庁舎等の有効利用や行政事務の電子化、情報ネットワークの整備などを進め、住民サービスの低下を招かないように十分配慮します」。

また、同年2月29日の合併調印式では、新庁舎に関して「10年以内に、合併前の西条市内で、現在の西条市役所より西の地域で、主要幹線沿線に適地を求めて建設する」旨の協定を交した。

2006（平成18）年3月22日には西条市議会が「行政改革調査特別委員会」を設置（～平成21年4月23日）し、新庁舎建設に関しても調査・研究を始めた。合併協議の結果を尊重しつつも、財政状況や市民の利便性を勘案し、その必要性・規模・建設場所・建設時期等について総合的に調査・研究し、必要性に応じて見直しを行うことが設置の趣旨である。新庁舎の問題のほか、議員定数や任期などについても討議を行っている。

2009（平成21）年12月18日には西条市議会が「新庁舎問題調査特別委員会」を設置（～平成25年1月17日）した。合併特例債の期限を5年後（当時）に控え、今後の社会経済情勢、財政状況や市民の利便性を勘案しながら、現庁舎のありようも含め、関連する諸問題について慎重かつ総合的に調査・研究を行っていくことが設立趣旨である。2010（平成22）年12月には同委員会が中間報告を発表し、用地取得の難しさ、建設費の財政負担などの理由から、「10年以内に現庁舎より西の地域に新庁舎を建設するという合併時の方針を見送るべき」と表明した。これを受けて、2011（平成23）年1月から市内各地区の地域審議会でも新庁舎問題に関する本市の方針案を説明し、意見の聴取を実施した。

2011（平成23）年度の施政方針において、伊藤宏太郎市長は「新庁舎問題調査特別委員会での検討結果等から総合的に判断し、行政事務の本庁方式への移行を目指した庁舎整備に着手します」と現行の庁舎を利用した新庁舎増築による本庁方式の採用を表明した。現行の本庁舎本館は耐震改修などを行い、別館を解体して、不足部分を本館北側駐車場に増築しようとする建設案である。西条市庁舎整備基金を設置するとともに、概算事業費として約39億円を見込み、同年度当初予算に庁舎建設関係予算を計上し、年度内に庁舎整備事業実施設計、敷地測量、地質調査の業務委託を行った。

2012（平成24）年6月には新庁舎問題調査特別委員会へ新館の設計上のコンセプト、整備スケジュール、工事の発注方式などの調査計画を示した。

同年7～8月に各地区の地域審議会などで事業説明を実施し、9月24日には新館の建設工事（建築主体、電気設備、機械設備）に着手し、10月20日に起工した。

11月18日に任期満了に伴う西条市長選挙が行われ、元県議会議員・東予市長の青野勝氏が当選を果たした。選挙戦で新庁舎建設見直しを掲げていた青野新市長は新庁舎の工事停止を表明し建設は中断した。しかし、青野市長が初招集した定例会の初日（12月11日）に建設工事続行の姿勢を明らかにし、建設を再開し、2014（平成26）年3月に新庁舎（新館）が竣工した。

新館は、本館と渡り廊下で結ばれており、同年3月中に順次執務室の移転を行い、完了した部署から執務に入った。同年4月からは別館を閉鎖し、順次別館の解体作業、本館や議場の改修、駐車場の整備工事などを進めていった。同月から庁舎建物内が全面禁煙になったため、1階外に喫煙場所を設置した。

<新庁舎概要>

所在地	明屋敷164番地
構造	鉄骨造、地上7階
建築面積	1,483.61㎡
延床面積	9,448.74㎡

庁舎関連予算は図表2-12-4のとおりである。

図表2-12-4 庁舎関連予算

(単位：千円)

年度	予算額	決算額
H23	82,014	17,094
H24	1,394,225	1,247,241
H25	1,990,079	1,946,909
H26	704,033	525,794
H27	517,846	511,810
H28	145,034	132,588
計	4,833,231	4,381,436

(新館、本館、駐車場、付帯設備工事含む)

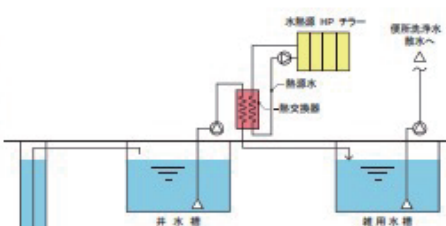
資料：施設管理課

2 西条市新庁舎建設プロジェクト省CO₂推進事業

本市は新庁舎整備に当たって、「環境に優しく周辺環境と調和した庁舎」を基本方針の一つに掲げた。水、太陽光、風、木材の自然エネルギーを利用し、省エネ・省CO₂を実現する環境型庁舎を設計コンセプトとし、建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)の評価水準Aランクを目指して設計を進めた。

国土交通省は、地球温暖化対策として、住宅や建築物における省CO₂対策を強力に推進する優れた建設事業を、リーディングプロジェクトとして採択し、その整備費などの一部に対し、補助し支援を行う「住宅・建築物省CO₂先導事業」を行っている。本市も市及び設計事務所によるプロジェクトを発足させてこの事業に応募し、独立行政法人(現・国立研究開発法人)建築研究所の評価結果を踏まえて、2012(平成24)年7月に採択を受けた。


4. 井水の有効利用
 空調熱源水に年中 15℃前後と安定している井水を利用する。また、現庁舎は熱源水として利用後はそのまま排水していたが、本計画においては雑用水（便所洗浄水、散水、水景）として再利用し、節水にも配慮する。



5. 太陽光発電
 屋上及び外壁に太陽光発電パネルを設置し、建物全体で消費する電力の約9%を太陽光発電で賄う。また蓄電池と組み合わせて災害時・停電時には防災拠点用の電源の一部として利用する。また、発電量の表示モニターを市民ホールに設置することにより、広く市民に環境対策効果を啓発する。

＜災害対策室＞
 電力会社の電源
 蓄電池
 PC
 ※PC: パワーコンディショナー


＜庁舎内＞
 電力会社の電源
 PC
 ※PC: パワーコンディショナー



先導的提案Ⅱ：高効率機器や設備システムの導入による省CO₂計画

6. 高効率水冷ヒートポンプチャラーを用いた熱源システム
 庁舎のエネルギー比率の中で熱源が占める割合は約30%、熱搬送動力が占める割合は12%と非常に高い。よって、本庁舎では高効率の水冷ヒートポンプチャラーを採用し、最大負荷時だけでなく部分負荷時の高効率運転も可能なよう計画している。また、大温度差送水による空調ポンプの搬送動力の低減や外調機のファンインバータによる風量制御を行いCO₂を削減する。

7. 全館LED照明とセンサーによる照明制御
 高効率・長寿命器具であるLEDを全館に採用し、省CO₂を図る。器具をLED化するだけでなくタスクアンビエント照明も兼用することでさらなる省エネ化を進める。照明器具も窓際は明るさセンサーによる調光、トイレ等は人感センサーによる点滅を行うことで余分な電力の削減に寄与する。



先導的提案Ⅲ：BEMS導入によるエネルギー計量と市民への啓発

8. BEMS導入による「エネルギーの見える化」
 BEMSにより施設運営における使用エネルギーを計量・視覚化し、これらの情報を元に更なるCO₂削減の計画立案に役立てる。

9. 省CO₂技術の「見える化」による市民への情報発信
 新庁舎内での省CO₂技術をわかりやすく市民に示すとともに、太陽光発電による発電量やCO₂削減効果を市民情報コーナーで発信し、広く市民にCO₂削減に対する関心を促し、意識を高めていく。

資料：施設管理課

3 新庁舎建設に伴う各種整備

新庁舎の建設に伴い、2014（平成26）年度から2017（平成29）年度にかけて、次のような整備・改修を行った。

- ① 本庁駐車場整備…仮設駐輪場設置、優先駐車場雨除け上屋等整備、庁舎駐車場整備
- ② 別館解体…アスベスト撤去、既存建物撤去
- ③ 議場改修…改修、音響システム整備、電気設備
- ④ 本館改修…機械設備、電気設備改修、耐震・内装・外壁屋上防水等、5階大会議室空調設備改修、地下高圧設備更新、大会議室塗装

4 支所とサービスセンターの整備

本市では業務の見直しを行い、2022（令和4）年8月から東予総合支所を西部支所とし、丹原及び小松総合支所は、それぞれ丹原サービスセンター、小松サービスセンターに移行した。これに伴い、西部支所と各サービスセンターの整備を行った。

第4節 公共施設等の再編整備

1 公共施設等再編整備計画

本市は2市2町の合併により誕生したが、これにより本市が所有する公共建築物の数は増え、機能的に重複した施設が複数存在することになり、施設自体も経年劣化により老朽化が進んでいる。長期的に考えて人口減少などにより厳しい財政状況が見込まれる中、固定費ともいえる公共建築物の更新費用を適正な水準に抑えていくことが喫緊の課題となっていた。こうした状況を踏まえ、本市は長期的な視点を持って公共施設等の適正配置と有効活用及び財政負担の軽減・平準化を図っていくため、2017（平成29）年3月に「公共施設等総合管理計画」（令和5年改定）を策定し、公共施設再編整備のための取組を始めた。

本計画は、庁舎、学校、公共建築物715施設（約1,900棟）と、道路、橋りょう、上水道、下水道等のインフラ資産を対象としている。公共建築物のうち、普通会計に該当する1,825棟の延床面積は約52.3万㎡（平成27年度末現在）で、市民一人当たり床面積は4.68㎡と全国平均3.22㎡の約1.5倍となっている。

建物の内訳は学校施設が約33%を占め、公営住宅の約18%、集会施設の約9%が続いている。これらの施設で全体の約60%にのぼり、施設総量の適正化や統廃合等の対策を考える場合の優先候補であると考えられる。築年数で見ると30年以上の建物の延床面積が約55%を占めている。

老朽化が進む中、施設を維持するには膨大な更新費用が必要となる。現在保有する施設について、今後40年間の更新費用を推計すると、2,327億円（年平均58.2億円）に上ると試算されている。本市の普通建設事業費（土木費を除く）は年平均34.6億円であり、この支出水準を今後40年間維持するとしても、年間当たり約23.6億円が不足することになる。これまで合併特例債を活用して庁舎整備や学校の耐震化等を進めてきたが、2024（令和6）年度で適用期間が終了するため、今後は更に予算が制限されることになる。

建築後30年以上経過する公共建築物の更新が迫っていること、公共建築物の耐用年数を勘案して中長期的な取組を明確にする必要があることから、本計画の計画期間は公共建築物の更新費用試算期間と同様の40年間（平成29～令和38年度）とした。

施設の再編により、公共建築物の整備や維持管理を効率よく行い、健全で持続可能な施設運営を推進し、財政的な効果を生み出すことにとどまらず、複合化等によるサービスの相乗効果や官民連携による新たなサービスの創出にも寄与することが本計画の目標である。

本計画の具体的なマネジメント指標（KPI：数値目標）は、「今後40年間で公共建築物の延床面積を20%削減させる」ことと設定した。将来的な人口推移に鑑み、10年毎に計画期間を設定し、第1期計画期間の削減目標を「西条市個別施設計画」（第1期計画）により定めた。

2 個別施設計画

西条市個別施設計画（第1期計画）を2021（令和3）年6月に策定した。

第1期計画の期間は2026（令和8）年度までで、公共建築物の保有量を3.89%（2.0万㎡）削減することが目標である。総合管理計画策定時である2016（平成28）年度の施設保有量が基準となり、2026（令和8）年度末の目標保有量は約50.3万㎡である。

同計画では各公共施設について、簡易評価を行い、「2視点6項目12指標」による評価により、公共施設の再編と長寿命化の方針を検討し、次の四つの方向性に分けて検討を加えた。

維持継続	管理者視点からも利用者視点からも評価が高く、今後も保有して維持管理を行うべき施設
利用検討	施設状態は悪くないが、利用状況が良くないと考えられるため、用途変更や統廃合による有効活用を検討すべき施設
更新検討	利用状況は悪くないが、施設状態が良くないと考えられるため、更新だけでなく、他施設への移転や統廃合による総量の適正化を検討すべき施設
用途廃止	管理者視点からも利用者視点からも評価が悪く、用途廃止を前提に施設の除却や売却を検討すべき施設

また、用途廃止の施設のうち、建物状態や利用状況から早期に着手することが必要であると判断したもの及び利用検討、更新検討、維持継続の施設のうち、既に施設再編を検討しているものを中心に、順次、施設再編、長寿命化、効率管理の三つの方針（検討の方向性）により対応していくこととしている。

3 再編整備の状況

公共施設再編整備のKPIに対する進捗は、2024（令和6）年度末時点で延床面積約51万8,890㎡、率にして0.77%の減少という状況である。

西条市個別施設計画（第1期計画）策定後、新たな施設の建設や建替えによる面積の増加があったため、2026（令和8）年度までの削減目標である3.89%には大きな乖離があるが、40年間の公共建築物の床面積削減目標20%に向け、引き続き公共施設マネジメントの推進を図っていく。

図表2-12-6 延べ床面積の増減率

(㎡、%)

項目 / 年度	H28 (基準年度)	R2	R3	R4	R5	R6
延床面積	522,932	527,405	530,523	521,702	519,665	518,890
基準年からの増減		4,473	7,591	△ 1,230	△ 3,267	△ 4,042
基準年からの増減率		0.86	1.45	△ 0.24	△ 0.62	△ 0.77

資料：施設管理課

第13章 地域指定

第1節 地域指定

1 地域指定の状況

(1) 振興山村

山村振興法は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村の経済力の培養と住民の福祉の向上等を図る目的で制定された時限法で、同法に基づいて、振興山村が指定されており、その指定は合併前から引き継いでいる。

現在、本市で振興山村に指定されている地域は、次のとおりである。

- ・旧西条市…旧大保木村、旧加茂村（指定番号＝第1211号、昭和47年指定）
- ・旧丹原町…旧桜樹村（指定番号＝第1215号、昭和47年指定）
- ・旧小松町…旧千足山村（指定番号＝第1214号、昭和47年指定）

本市では、合併前の丹原町において策定していた山村振興計画を引き継ぎ、これに基づき地区内の集落道整備等を行った。

- ・相之谷高月集落道整備（丹原町白坂地区、～平成19年度、辺地対策事業債を活用して実施）

2024（令和6）年12月には、山村振興計画を策定している。

なお、山村振興法の期限については、2015（平成27）年4月及び2025（令和7）年3月に改正され、2035（令和17）年度末まで延長されている。

(2) 特定農山村地域（中山間地域）

特定農山村法に基づいて、中山間地域が指定されており、合併前からの指定を引き継いでいる。

現在、本市で中山間地域に指定されている地域は以下のとおりで、基盤整備の促進や中山間地域等直接支払制度の実施を通じて活性化を図っている。

- ・旧西条市…旧大保木村、旧加茂村、旧大生院村の一部
- ・旧東予市…旧庄内村
- ・旧丹原町…旧中川村、旧桜樹村の一部
- ・旧小松町…全域

(3) 農業振興地域

農業振興地域については、合併前に策定した農業振興地域整備計画を引き継ぐとともに、2012（平成24）年4月に市内全域を対象とした計画の変更を行い、農用地区域の設定及びその他区域内にある土地の農業上の用途区分を定め、優良農地の確保と農業振興に取り組んでいる。本市における農業振興地域の分布は、図表2-13-1のとおりである。

図表2-13-1 農業振興地域の分布図



資料：農水振興課

(4) 国定公園・国立公園

石鎚国定公園は、石鎚山を主峰とする石鎚山脈の一部区域として、1955（昭和30）年11月1日に指定された。指定区域の大部分は愛媛県が占めているが、一部高知県も含む。また、面河溪も同国定公園に含まれている。

本市における指定区域は旧西条市と旧小松町にまたがっており、合併に伴い、愛媛県側の指定区域は本市と久万高原町に位置することとなった。

2015（平成27）年に国定公園指定60周年を迎え、各種記念事業を行っている。

(5) 辺地

本市の辺地に該当する地域は、合併時に6か所（大保木、加茂南、鳴、黒谷、千原、明河）が存在していたが、その後、地域の情勢変化等により要件を満たさなくなり、現在は明河地域のみが指定されている。

合併後の辺地総合整備計画については、これまで図表2-13-2のとおり策定や変更が行われており、2021（令和3）年度に明河地域の計画期間終了後は、新たな計画を策定していない。

辺地総合整備計画に基づき集落道や林道、共聴施設などを整備している。

図表2-13-2 辺地総合整備計画の推移

年度	合併時	H19年度	H24年度	H29年度
大保木	(計画策定なし)	H19～23年度 ・市道改良舗装(4) ・林道開設(2) ・共聴施設整備(2)	H24～28年度 ・市道改良舗装(4)	(計画策定なし)
加茂南	(計画策定なし)	—	—	—
黒谷	H14～18年度 ・市道改良、舗装(3) ・林道開設、改良(4)	—	—	—
鳴	H14～18年度 ・市道改良、改良舗装(4) ・林道開設、改良(3)	H19～23年度 ・市道改良、改良舗装(4)	(計画策定なし)	—
明河	H14～18年度 (H15年度：事業費計画変更) ・林道整備(2) ・体験交流施設整備(1)	H19～23年度 ・林道開設(1) ・共聴施設整備(1)	H24～28年度 ・林道開設(1) ・共聴施設整備(1)	H29～R3年度 ・林道開設(1)
千原	H14～18年度 (H18年度：事業費計画変更) ・防火水槽整備(1) ・集落道整備(1)	—	—	—

資料：くらし支援課

注 () 内の数字は各総合整備計画に記載の公共的施設数

辺地総合整備計画による主な整備事業は次のとおりである。

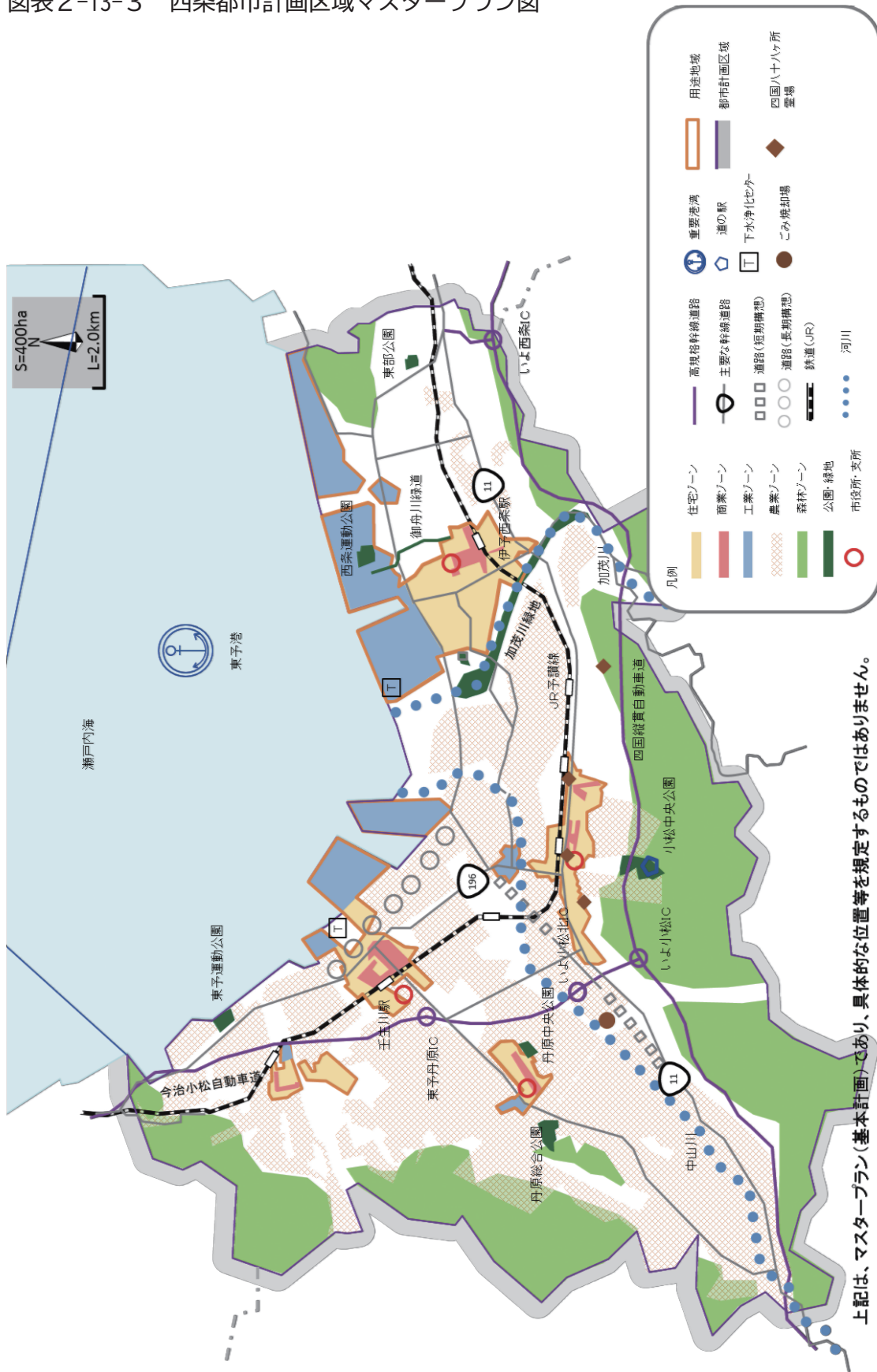
- ① 林道余野線開設（明河辺地、～平成18年度）
- ② 相之谷高月集落道整備（千原辺地、～平成19年度、山村振興対策事業として整備）
- ③ 林道峰下影線開設（明河辺地、～令和2年度）
- ④ 林道今宮線、天川寺線開設（大保木辺地、平成19～24年度）
- ⑤ 上の原地区共聴施設整備（大保木辺地、平成20年度）

(6) 都市計画区域

愛媛県の東予広域都市計画区域は、合併により新居浜市と西条市の2市に集約され、また、同時期に区域区分（線引き）も廃止されたことから、2009（平成21）年1月に新居浜都市計画区域と西条都市計画区域に分割された。

西条都市計画区域は区域面積1万7,754haの地域で、都市計画区域人口は11万31人（平成28年4月1日現在）となっており、2017（平成29）年4月に西条都市計画区域マスタープランを変更している（詳細は、9編1章1節）。

図表2-13-3 西条都市計画区域マスタープラン図



上記は、マスタープラン(基本計画)であり、具体的な位置等を規定するものではありません。

資料：愛媛県 西条都市計画区域マスタープラン（平成29年4月）